



# 景観法の届出の手引き

平成20年4月1日



彩の国 埼玉県



# 総 目 次

1 景観法、埼玉県景観条例及び埼玉県景観規則並びに埼玉県景観計画に基づく行為の届出等について .....	1
2 景観法、埼玉県景観条例及び埼玉県景観規則並びに埼玉県景観計画に基づく行為の届出等の解説 .....	3 7
3 様式	
(1) 規則による様式 .....	7 7
(2) その他様式 .....	9 7
4 埼玉県景観計画 .....	1 0 3
5 埼玉県景観条例 .....	1 1 7
6 埼玉県景観規則 .....	1 2 5

別 冊 景観形成基準の解説（カラー）



1 景観法、埼玉県景観条例及び埼玉県景観規則並びに  
埼玉県景観計画に基づく行為の届出等について



## 目 次

第 1	趣 旨 .....	5
第 2	届出書等及びその提出先 .....	6
第 3	添付図書 .....	8
1	第 2 の 1 (届出対象行為に係る事前の指導者等の申出)、2 (行為の届出) 及び 4 (国の機関又は地方公共団体の行為の通知) の届出書等の添付図書 .....	8
2	第 2 の 3 (変更の届出) の届出書等の添付図書 .....	1 1
第 4	提出部数 .....	1 2
第 5	「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の対象行為 .....	1 3
第 6	「変更届出」の対象行為 .....	1 9
第 7	「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の通知」の対象となる「行為の規模」 .....	2 0
第 8	「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の適用除外 .....	2 2
1	法第 1 6 条第 7 項に定める「適用除外行為」 .....	2 2
2	条例第 7 条第 6 項第一号、規則第 4 条第 1 項に定める「適用除外の規模」 .....	2 4
3	条例第 7 条第 6 項第二号に定める「適用除外区域」 .....	2 7
4	条例第 7 条第 6 項第三号、規則第 4 条第 3 項に定める「適用除外区域」 .....	2 7
第 9	屋外広告物及び点滅光源 .....	2 8
1	屋外広告物 .....	2 8
2	点滅光源 .....	2 8

第10	埼玉県景観計画抜粋	29
第11	関係法令の確認	32
第12	事前指導等の申出、行為の届出等の流れ	33
	フローチャート	34
1	事前指導を受ける場合	34
2	事前指導を受けない場合	35



## 第1 趣旨

この「景観法、埼玉県景観条例及び埼玉県景観規則並びに埼玉県景観計画に基づく行為の届出等について」は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、埼玉県景観条例（平成19年埼玉県条例第42号。以下「条例」という。）及び埼玉県景観規則（平成19年埼玉県規則第90号。以下「規則」という。）並びに埼玉県景観計画（以下「景観計画」という。）に基づく

- 1 「届出対象行為に係る事前の指導等の申出」  
《条例第8条》
- 2 「行為の届出」  
《法第16条第1項》
- 3 「変更の届出」  
《法第16条第2項》
- 4 「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」  
《法第16条第5項》

における事務処理の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項を定めるものです。

## 第2 届出書等及びその提出先

次に掲げる届出等の書類の提出先は、次頁「県内の景観関係届出先一覧 1 景観法、埼玉県景観条例及び埼玉県景観規則並びに埼玉県景観計画に基づく行為の届出書等の提出先一覧」のとおりです。

### 1 条例第8条第1項の規定による「届出対象行為に係る事前の指導等の申出」

内 容 建築物の建築等、工作物の建設等及び物件の堆積の届出に当たり事前指導を受けるための申出

様 式 「届出対象行為に係る事前指導等の申出書」  
【規則様式第4号】

### 2 法第16条第1項の規定による「行為の届出」

内 容 建築物の建築等、工作物の建設等及び物件の堆積を行うに当たっての届出

様 式 「景観計画区域内における行為の届出書」  
【規則様式第1号】

### 3 法第16条第2項の規定による「変更の届出」

内 容 「届出」又は「通知」した事項を変更するに当たっての事前の届出

様 式 「景観計画区域内における行為の変更届出書」  
【規則様式第3号】

### 4 法第16条第5項の規定による「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」

内 容 国の機関又は地方公共団体が、建築物の建築等、工作物の建設等及び物件の堆積を行うに当たっての通知

様 式 「景観計画区域内における行為の通知書」  
【規則様式第9号】

県内の景観関係届出先一覧

1 景観法、埼玉県景観条例及び埼玉県景観規則並びに埼玉県景観計画に基づく行為の届出書等の提出先一覧

行為を行う場所の存する市町村名	届出書等の提出先
吉見町	東松山県土整備事務所
鳩山町	
ときがわ町	
小鹿野町	秩父県土整備事務所
美里町	本庄県土整備事務所
神川町	
北川辺町	行田県土整備事務所
大利根町	
その他の市町村 (2及び3の表に掲げる市町村を除く。)	当該行為を行う場所の存する市町村

備考 長瀨町は、全域が自然公園区域のため、「行為の届出」等の対象区域外です。

2 条例附則第2項の経過措置に基づき、改正前の埼玉県景観条例が適用となる市（各市の景観条例及び景観計画が施行されるまでの間）

行為を行う場所の存する市町村名	届出書等の提出先
熊谷市	当該行為を行う場所の存する市
草加市	
越谷市	
志木市	
新座市	
三郷市	

3 景観に関する条例を有する市町村（県条例不適用）

行為を行う場所の存する市町村名	届出書等の提出先
さいたま市	当該行為を行う場所の存する市
川越市	
川口市	
秩父市	
春日部市	
戸田市	
八潮市	

### 第3 添付図書

1 第2の1（届出対象行為に係る事前の指導等の申出）、2（行為の届出）及び4（国の機関又は地方公共団体の行為の通知）の届出書等の添付図書

	届出等	届出書	添付図書
建築物 ・ 工 作 物	<p>[第2の1（6頁）]</p> <p>届出対象行為に係る事前の指導等の申出</p> <p>《条例第8条第1項》</p>	<p>届出対象行為に係る事前指導等の申出書</p> <p>【規則様式第4号】</p>	<p>① 付近見取図（略称）：『建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの』  <small>（条例第8条第1項、規則第6条第1項第一号イ）  <small>（省令第1条第2項第一号イ）</small></small></p> <p>② 現況写真（略称）：『当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真』  <small>（条例第8条第1項、規則第6条第1項第一号イ）  <small>（省令第1条第2項第一号ロ）</small></small></p> <p>③ 配置図（略称）：『当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの』  <small>（条例第8条第1項、規則第6条第1項第一号イ）  <small>（省令第1条第2項第一号ハ）</small></small></p>
	<p>[第2の2（6頁）]</p> <p>行為の届出</p> <p>《法第16条第1項》</p>	<p>景観計画区域内における行為の届出書</p> <p>【規則様式第1号】</p>	<p>④ 『景観形成基準対応説明書』【規則様式第2号】  <small>（条例第8条第1項、規則第6条第1項第一号ハ）  <small>（省令第1条第2項第四号、条例第7条第4項、規則第3条第4項）</small></small></p> <p>⑤ 各立面図（略称）：『次に掲げる基準に適合する図書』            一 すべての立面を表示した4面以上の立面図（知事が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図）であること。            二 建築物又は工作物として図示された部分に当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。            三 縮尺100分の1以上のものであること。  <small>（条例第8条第1項、規則第6条第1項第一号ロ）  <small>（省令第1条第2項第四号、条例第7条第4項、規則第3条第6項）</small></small></p>
	<p>[第2の4（6頁）]</p> <p>国の機関又は地方公共団体の行為の通知</p> <p>《法第16条第5項》</p>	<p>景観計画区域内における行為の通知書</p> <p>【規則様式第9号】</p>	<p>⑥ 『その他参考となるべき事項を記載した図書』  <small>（省令第1条第2項第三号）</small></p> <p>⑦ 『委任状』            届出等を、代理人が代理して届出等する場合は『委任状』を添付すること。</p> <p>※ 「届出対象行為に係る事前の指導等の申出」で支障がない場合は、「同申出」に添付した上記①から⑥までの図書のうち、知事が必要としないと認める図書の添付を省略することができる。  <small>（条例第7条第2項）</small>            この場合は、『「景観法第16条第1項の届出に係る添付図書の省略に関する通知書」（その他様式第1号）の写し』を、『行為の届出書』に添付すること。</p>

届出等		届出書	添付図書
物の 件 の 堆 積	〔第2の1（6頁）〕 届出対象行為に係る 事前の指導等の申出  《条例第8条第1項》	届出対象行為に係る 事前指導等の申出書  【規則様式第4号】	① 付近見取図（略称）：『物件の堆積を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面（縮尺2,500分の1以上のもの）』 《条例第8条第1項、規則第6条第1項第二号イ》 《条例第7条第2項第一号、規則第3条第3項第一号》  ② 現況写真（略称）：『当該土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真』 《条例第8条第1項、規則第6条第1項第二号ロ》 《条例第7条第2項第二号》  ③ 配置図（略称）：『当該土地の区域内における物件の堆積を行う位置並びに堆積の方法及び高さを表示する図面で縮尺100分の1以上のもの』 《条例第8条第1項、規則第6条第1項第二号ハ》 《条例第7条第2項第三号、規則第3条第3項第二号》
	〔第2の2（6頁）〕 行為の届出  《法第16条第1項 第四号、 条例第7条第2項》	景観計画区域内における行為の届出書  【規則様式第1号】	④ 『景観形成基準対応説明書【規則様式第2号】』 《条例第8条第1項、規則第6条第1項第二号ホ》 《条例第7条第2項第四号、規則第3条第4項》  ⑤ 各立面図（略称）：『次に掲げる基準に適合する遮へい物に関する図書』 一 すべての立面を表示した4面以上の立面図（知事が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図）であること。 二 植栽により遮へいする場合は、その樹種、樹高及び植樹する本数が表示されていること。 三 鋼板等により遮へいする場合は、当該遮へいするものとして図示された部分に当該遮へいするものに施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。 四 縮尺100分の1以上のものであること。 《条例第8条第1項、規則第6条第1項第二号ニ》 《条例第7条第2項第五号、規則第3条第5項第一号》
	〔第2の4（6頁）〕 国の機関又は地方公共団体の行為の通知  《法第16条第5項》	景観計画区域内における行為の通知書  【規則様式第9号】	⑥ 『参考となるべき事項を記載した図書』 《条例第7条第2項第五号、規則第3条第5項第二号》  ⑦ 『委任状』 届出等を、代理人が代理して届出等する場合は『委任状』を添付すること。  ※ 「届出対象行為に係る事前の指導等の申出」で支障がない場合は、「同申出」に添付した上記①から⑤までの図書のうち、知事が必要としないと認める図書の添付を省略することができる。 《条例第7条第2項》 この場合は、『景観法第16条第1項の届出に係る添付図書の省略に関する通知書』（その他様式第1号）の写し』を、『行為の届出書』に添付すること。

※ 前各添付書類に明示すべき事項は、次の表のとおりです。

図書の種類	明示すべき事項
① 付近見取図（略称）：『建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの』	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 縮尺</li> <li>二 方位</li> <li>三 道路</li> <li>四 目標となる地物</li> <li>五 届出等に係る敷地の区域</li> <li>など</li> </ul>
② 現況写真（略称）：『当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真』	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示すカラー写真
③ 配置図（略称）：『当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの』	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 縮尺</li> <li>二 方位</li> <li>三 敷地の境界線</li> <li>四 敷地内における建築物、工作物又は物件の堆積の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員</li> <li>五 隣接する土地の建築物等の種類</li> <li>六 現況写真の撮影方向</li> <li>など</li> </ul>
<p>④ 各立面図（略称）：『次に掲げる基準に適合する図書』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 すべての立面を表示した4面以上の立面図（知事が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図）であること。</li> <li>二 建築物又は工作物として図示された部分に当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。</li> <li>三 縮尺100分の1以上のものであること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 すべての立面を表示した4面以上の立面図（知事が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図）であること。</li> <li>二 建築物又は工作物として図示された部分に当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。※</li> <li>三 縮尺</li> <li>四 方位</li> <li>五 寸法</li> <li>六 開口部の位置</li> <li>七 外観の部分の材料の種類</li> <li>八 仕上げの寸法</li> <li>など</li> </ul> <p>※ 二号については「建築物」又は「工作物」の場合であり、「物件の堆積」の場合は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽により遮へいする場合は、その樹種、樹高及び植樹する本数が表示されていること。</li> <li>・ 鋼板等により遮へいする場合は、当該遮へいするものとして図示された部分に当該遮へいするものに施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。</li> </ul>

2 第2の3（変更の届出）の届出書等の添付図書

届出等		届出書	添付書類
建築物・ 工作物・ 物件の 堆積	<p>〔第2の3（6頁）〕</p> <p>変更の届出</p> <p>《法第16条第2項 及び 条例第7条第5項》</p>	<p>景観計画区域内に おける行為の変更 届出書</p> <p>【規則様式第3号】</p>	<p>法第16条第1項の規定による届出に添付した図書（当該変更が同条第2項の規定による届出をしたものに係る再度の変更である場合は、同条第1項及び第2項の規定により届け出た際に添付した図書）のうち、当該変更に関係のあるものであって当該変更の内容を表示したもの</p> <p>《規則第5条》</p>

## 第4 提出部数

届出書等及びその添付図書の提出部数は次のとおりです。

	届出書等の名称	部数
1	条例第8条第1項の規定による『届出対象行為に係る事前の指導等の申出』 「届出対象行為に係る事前指導等の申出書」【規則様式第4号】	2部
2	法第16条第1項の規定による『行為の届出』 「景観計画区域内における行為の届出書」【規則様式第1号】	
3	法第16条第2項の規定による『変更の届出』 「景観計画区域内における行為の変更届出書」【規則様式第3号】	
4	法第16条第5項の規定による『国の機関又は地方公共団体の行為の通知』 「景観計画区域内における行為の通知書」【規則様式第9号】	1部



## 第5 「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の対象行為

法第16条第1項に規定する「行為の届出」及び法第16条第5項に規定する「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の対象となる行為は、次に掲げるものです。

注 『第7 「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の対象となる「行為の規模」』（20頁）並びに『第8 「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の適用除外』（22頁）』で届出が不要なケースを定めています。

- 1 『建築物』の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 《法第16条第1項第一号》

「建築物」とは、建築基準法第2条第1項に規定する建築物をいう。  
《法第7条第2項》

2 『工作物』の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 《法第16条第1項第二号》

法第8条第3項第二号イでは「～工作物（建築物を除く。以下同じ。）～」と規定しているが、規則で、更に以下のように定めています。

規則第4条第2項 条例第7条第6項第一号口の規則で定める工作物は、**建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項各号に掲げる工作物（同項第二号に掲げるものにあつては、高さが15mを超える旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを含む。）、同令第138条第2項各号に掲げる工作物又は同条第3項各号に掲げる工作物（第6条第1項第一号ロ(2)において「特定工作物」という。）とする。**

従って、対象となる『工作物』は、以下のものです。

〔建築基準法施行令第138条抜粋〕

1 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。）

- 一 高さが6mを超える煙突（支柱及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。）
- 二 高さが15mを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの  
（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを含む。）
- 三 高さが4mを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- 四 高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- 五 高さが2mを超える擁壁

2 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物

- 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
- 二 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

3 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物（土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び第一号又は第五号に掲げるもので建築物の敷地（建築基準法第3条第2項の規定により同法第48条第1項から第12項までの規定の適用を受けない建築物については、建築基準法施行令第137条に規定する基準時における敷地をいう。）と同一の敷地内にあるものを除く。）

- 一 建築基準法別表第2(リ)項第三号(13)又は(13の2)の用途に供する工作物で用途地域（準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。）内にあるもの及び同表(ぬ)項第一号(21)の用途に供する工作物で用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く。）内にあるもの
- 二 自動車車庫の用途に供する工作物で次のイからチまでに掲げるもの
  - イ 築造面積が50㎡を超えるもので第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にあるもの（建築物に附属するものを除く。）
  - ロ 築造面積が300㎡を超えるもので第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域又は第二種住居地域内にあるもの（建築物に附属するものを除く。）
  - ハ 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が600㎡（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が600㎡以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（築造面積が50㎡以下のもの及びニに掲げるものを除く。）
  - ニ 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもので次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの
    - (1) 築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が2,000㎡を超えるもの
    - (2) 築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにハの規定により算定される自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの
  - ホ 第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が3,000㎡（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が3,000㎡以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（築造面積が300㎡以下のもの及びヘに掲げるものを除く。）
  - ヘ 第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもので次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの
    - (1) 築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が10,000㎡を超えるもの
    - (2) 築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにホの規定により算定される自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの
  - ト 第一種住居地域又は第二種住居地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えるもの（築造面積が300㎡以下のもの及びチに掲げるものを除く。）
  - チ 第一種住居地域又は第二種住居地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもので、築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の用途に供す

る工作物の築造面積及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにトの規定により算定される自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの

- 三 高さが8 mを超えるサイロその他これに類する工作物のうち飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもので第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内にあるもの
- 四 前項各号に掲げる工作物で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内にあるもの
- 五 汚物処理場、ごみ焼却場又は建築基準法施行令第130条の2の2各号に掲げる処理施設の用途に供する工作物で都市計画区域又は準都市計画区域（準都市計画区域にあっては、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域に限る。）内にあるもの
- 六 特定用途制限地域内にある工作物で当該特定用途制限地域に係る建築基準法第88条第2項において準用する建築基準法第49条の2の規定に基づく条例において制限が定められた用途に供するもの

法では、「良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為」を、届出対象行為に追加できる旨規定しています。

《第16条第1項第四号》

そして、条例で以下のように定めています。

条例第7条第1項 法第16条第1項第四号の条例で定める行為は、政令第4条第四号（※1）に掲げる行為（埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第2条第四号（※2）に規定するものを除く。）で、第4条第1項第二号の特定課題対応区域又は同項第三号の景観形成推進区域のうち、規則で定める区域内のもの（次項において「物件の堆積」という。）とする。

なお、※1の「政令第4条第四号」は、以下のとおりです。

政令第4条第四号 屋外における土石（※3）、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。（※4））、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。（※5）） その他の物件の堆積（※6）

従って、届出対象となる『物件の堆積』を例示すると以下のものです。

1 「土石」(※3)

[ 土石 ]

ただし、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第2条第四号(※2)に規定する「土砂のたい積」は、届出対象行為から除く。

〈土砂のたい積〉

埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。)をいう。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」(※4)

[ 廃棄物 ]

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの

3 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する「再生資源」(※5)

[ 再生資源 ]

使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの。

ペットボトル、アルミ缶など

注： 上記のものは条文に記載された例示を説明したもので、「その他の物件の堆積」(※6)は、上記例示を含み、「資材」などを堆積する場合は、「その他の物件の堆積」(※6)に該当します。

## 第6 「変更届出」の対象行為

「法第16条第2項に規定する変更届出」の対象となる行為は、次に掲げるものです。

注 『第7 「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の対象となる「行為の規模」』（20頁）並びに『第8 「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の適用除外』（22頁）』で届出が不要なケースを定めています。

### 『届出の変更』

《法第16条第2項》

変更届出が必要な事項は、届け出た設計又は施行方法の変更となるものです。

ただし、「設計又は施行方法のうち、その変更により法第16条第1項及び第2項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為（※）に該当することとなるもの」は届出不要です。 《省令第3条》

※ 法第16条第7項各号については、22頁参照

## 第7 「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の対象となる「行為の規模」

「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の対象となる「行為の規模」は、下表に掲げる「区域」に応じ、「行為の種類」ごとに定められた「行為の規模」です。

### (1) 区域(条例第4条第1項)

区域名	具体的区域（平成20年4月1日現在）
ア 一般課題対応区域	イ及びウ以外の区域
イ 特定課題対応区域	鶴ヶ島市の区域以東の首都圏中央連絡自動車道の存する市町（景観行政団体の市町を除く。）の用途地域の定められていない区域 〔市町村名：桶川市、久喜市、北本市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、川島町、宮代町、白岡町、菖蒲町〕
ウ 景観形成推進区域	未指定

### (2) 行為の規模

表に掲げる規模が届け出等の対象となる。

※ 条例第7条第6項第一号、規則第4条に定める「適用除外の規模」（24頁参照）から、わかりやすいように、逆に「届出対象となる行為の規模」を表記したものです。）

区域	行為の種類	行為の規模
一般課題対応	一 法第16条第1項第一号の『建築物』の新築、増築、改築又は移転	新築又は増築、改築若しくは移転後の『建築物』の高さが15m超、又は建築面積が1,000㎡超 （ただし、増築、改築又は移転後の『建築物』の高さが15mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超えるものうち、増加する建築面積が10㎡以下のものは除く。）
	二 法第16条第1項第一号の『建築物』の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15m超又は建築面積が1,000㎡超の『建築物』で、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1超
	三 法第16条第1項第二号の『工作物』の新設、増築、改築又は移転	新設又は増築、改築若しくは移転後の『工作物』の高さが15m超 （ただし、『工作物』が『建築物』に付設される場合は、地盤面から当該『工作物』の上端までの高さが15mを超え、規則第4条第2項の『工作物』（14頁参照）に該当するものに限る。）



区域	四 法第 16 条第 1 項第 二 号の『工作物』の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	『工作物』の高さが 15m を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の 3 分の 1 超 (ただし、『工作物』が『建築物』に付設される場合は、地盤面から当該『工作物』の上端までの高さが 15m を超え、規則第 4 条第 2 項の『工作物』(14 頁参照)に該当するものに限る。)
----	--	--

区域	行為の種類	届出対象規模
特定課題対応区域	一 法第 16 条第 1 項第一号の『建築物』の新築、増築、改築又は移転	新築又は増築、改築若しくは移転後の『建築物』の建築面積が 200 m <sup>2</sup> 超 (ただし、一戸建住宅(専ら住居の用に供するものに限る。)及び増築、改築又は移転後の建築面積が 200 m <sup>2</sup> を越える『建築物』で、増加する建築面積が 10 m <sup>2</sup> 以下のものは除く。)
	二 法第 16 条第 1 項第一号の『建築物』の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築面積 200 m <sup>2</sup> 超の『建築物』で、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の 3 分の 1 超(ただし、一戸建住宅(専ら住居の用に供するもの)は除く。)
	三 法第 16 条第 1 項第二号の『工作物』の新設、増築、改築又は移転	新設又は増築、改築若しくは移転後の『工作物』の高さが 10m 超 (ただし、『工作物』が『建築物』に付設される場合は、地盤面から当該『工作物』の上端までの高さが 15m を超え、規則第 4 条第 2 項の『工作物』(14 頁参照)に該当するものに限る。)
	四 法第 16 条第 1 項第二号の『工作物』の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	『工作物』の高さが 10m を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の 3 分の 1 超 (ただし、『工作物』が『建築物』に付設される場合は、地盤面から当該『工作物』の上端までの高さが 15m を超え、規則第 4 条第 2 項の『工作物』(14 頁参照)に該当するものに限る。)
	法第 16 条第 1 項第四号の『物件の堆積』	行為の対象となる土地の面積が 500 m <sup>2</sup> 超、又は堆積の高さが 1.5m 超

- 備考 1 「建築物及び工作物」の「高さ」は、「建築基準法上の高さ」をいいます。
- 2 「物件の堆積」の「高さ」は、「物件の堆積」を行う「各地盤面」から、堆積物の上端までの「高さ」をいいます。
- 3 条例及び景観計画の施行時(平成 20 年 4 月 1 日)においては、景観形成推進区域は未指定で、対象区域はありません。

## 第8 「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の適用除外

「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」が不要な行為は、以下のとおりです。

### 1 法第16条第7項に定める「適用除外行為」

#### 法第16条第7項に定める「適用除外行為」

##### 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

政令第8条 法第16条第7項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 二 仮設の工作物の建設等
- 三 (略) ※ 元々届出対象行為外の行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
  - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
  - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 建築物の建築等
- (2) 工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。)の建設等

(物干場その他の工作物)

省令第4条 景観法施行令(以下「令」という。)第8条第四号ロ(2)の国土交通省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- 一 道路(私道を除く。以下同じ。)から容易に望見されることのない物干場その他の工作物
- 二 消火設備

- (3) (略) ※ 元々届出対象行為外の行為
- (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(国土交通省令で定める高さのものを除く。)

(物件の堆積の高さ)

省令第5条 令第8条第四号ロ(4)の国土交通省令で定める高さは、1.5m以下とする。

- (5) (略) ※ 元々届出対象行為外の行為
- ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
  - (1) 建築物の建築等
  - (2) 高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
  - (3) 用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く。)又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
  - (4) ~ (6) (略) ※ 元々届出対象行為外の行為

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 景観重要建造物について、第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為

四 景観計画に第8条第2項第五号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

※ 平成20年4月1日現在 景観重要公共施設は、鶴ヶ島ジャンクション以東の首都圏中央連絡自動車道（一般国道468号）

五～七 （略） ※ 平成20年4月1日現在、対象行為はありません。

八～九 （略） ※ 景観地区に関する規定であり、景観地区は市町村が定めることとなります。

十 地区計画等（略）の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

（届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為）

政令第9条 法第16条第7項第十号の政令で定める行為は、法第8条第3項第二号の制限で景観計画に定められたもののすべてが法第16条第7項第十号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

※ 平成20年4月1日現在、景観計画区域内に、対象となる『地区計画区域』はありません。

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

（条例で定める行為は次の頁を参照）

（届出を要しないその他の行為）

政令第10条 法第16条第7項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一及び二 （略） ※ 元々届出対象行為外の行為

三 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条第1項（重要文化財の現状変更、保存に影響を及ぼす行為）若しくは第125条第1項（史跡名勝天然記念物の現状変更、保存に影響を及ぼす行為）の許可若しくは同法第81条第1項（重要有形民族文化財の現状変更、保存に影響を及ぼす行為）の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第六号の行為（関係各省各庁の長が所管に属する重要有形民族文化財又は重要文化的景観の現状変更、保存に影響を及ぼす行為）若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第一号の行為（関係各省各庁の長が重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更、保存に影響を及ぼす行為）又は文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第2項（伝統的建造物群保存地区内における現状変更）の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為（国又は地方公共団体の機関が行う伝統的建造物群保存地区内における現状変更）

四 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

## 2 条例第7条第6項第一号、規則第4条第1項に定める「適用除外の規模」

規則第4条 条例第7条第6項第一号の規則で定める規模は、次の表の上欄に掲げる区域に応じ、同表の中欄に掲げる行為の種類ごとに、同表の下欄に掲げる規模（以下）とする。

注1 この「適用除外（届出不要）」規定から、逆に「届出対象行為」を表記したものが、『第7「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の対象となる「行為の規模」』（20頁）です。

注2 「建築物及び工作物」の「高さ」は、「建築基準法上の高さ」をいう。  
「物件の堆積」の「高さ」は、「物件の堆積」を行う「各地盤面」から、堆積物の上端までの「高さ」をいいます。

規則第4条から、下表の規模以下のものが、届出対象行為から適用除外となります。

区域	行為の種類	規 模
一 般 課 題 対	一 法第16条第1項第一号の建築物（以下この項において「対象建築物」という。）の新築、増築、改築又は移転（以下この項において「新築等」という。）	次のイ又はロに掲げる建築物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模 イ ロに該当する対象建築物以外の対象建築物 新築等後の高さが15mかつ建築面積が1,000㎡ ロ 高さが15mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超える対象建築物 増築、改築又は移転（以下この項において「増築等」という。）により増加する建築面積が10㎡
	二 対象建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「対象建築物の修繕等」という。）	次のイ又はロに掲げる建築物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模 イ ロに該当する対象建築物以外の対象建築物 すべての規模 ロ 高さが15mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超える対象建築物 外観のうち、対象建築物の修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1
	三 法第16条第1項第二号の工作物（以下この項において「対象工作物」という。）の新設、増築、改築又は移転（以下この項において「新設等」という。）	次のイ又はロに掲げる工作物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模 イ 次項に規定する工作物に該当するもの 次の(1)又は(2)に掲げる工作物の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める規模 (1) (2)に該当する対象工作物以外の対象工作物 新設等後の高さが15m (2) 対象建築物に付設される対象工作物 新設等後の上端の地盤面からの高さが15m ロ 次項に規定する工作物に該当しないもの すべての規模

<p style="text-align: center;">応 区 域</p>	<p>四 対象工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「対象工作物の修繕等」という。）</p>	<p>次のイ又はロに掲げる工作物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模</p> <p>イ 次項に規定する工作物に該当するもの 次の(1)から(3)までに掲げる工作物の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める規模</p> <p>(1) 高さが15m以下の対象工作物（(2)又は(3)に該当するものを除く。） すべての規模</p> <p>(2) 対象建築物に付設されている対象工作物で、その上端の地盤面からの高さが15m以下のもの すべての規模</p> <p>(3) 次の(イ)又は(ロ)に掲げる対象工作物 外観のうち、対象となる面積が各立面の面積の3分の1</p> <p>(イ) 高さが15mを越える対象工作物（(ロ)に該当するものを除く。）</p> <p>(ロ) 対象建築物に付設されている対象工作物で、その上端の地盤面からの高さが15mを越えるもの</p> <p>ロ 次項に規定する工作物に該当しないもの すべての規模</p>
<p style="text-align: center;">特</p>	<p>一 対象建築物の新築等</p>	<p>次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、当該イからハまでに定める規模</p> <p>イ ロ又はハに該当する対象建築物以外の対象建築物 新築等後の建築面積が200㎡</p> <p>ロ 一戸建住宅（専ら住居の用に供するものに限る。以下この項において同じ。） すべての規模</p> <p>ハ ロに該当する対象建築物以外の対象建築物（建築面積が200㎡を超えるものに限る。） 増築等により増加する建築面積が10㎡</p>
<p style="text-align: center;">定</p>	<p>二 対象建築物の修繕等</p>	<p>次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、当該イからハまでに定める規模</p> <p>イ ロに該当する対象建築物以外の対象建築物（建築面積が200㎡以下のものに限る。） すべての規模</p> <p>ロ 一戸建住宅 すべての規模</p> <p>ハ ロに該当する対象建築物以外の対象建築物（建築面積が200㎡を超えるものに限る。） 外観のうち、当該変更の対象となる面積が各立面の面積の3分の1</p>

課 題 対 応 区 域	三 対象工作物の新設等	<p>次のイ又はロに掲げる工作物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模</p> <p>イ 次項に規定する工作物に該当するもの 次の(1)又は(2)に掲げる工作物の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める規模</p> <p>(1) (2)に該当する対象工作物以外の対象工作物 新設等後の高さが10m</p> <p>(2) 対象建築物に付設される対象工作物 新設等後の上端の地盤面からの高さが10m</p> <p>ロ 次項に規定する工作物に該当しないもの すべての規模</p>
	四 対象工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<p>次のイ又はロに掲げる工作物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模</p> <p>イ 次項に規定する工作物に該当するもの 次の(1)から(3)までに掲げる工作物の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める規模</p> <p>(1) 高さが10m以下の対象工作物((2)又は(3)(ロ)に該当するものを除く。) すべての規模</p> <p>(2) 対象建築物に付設されている対象工作物で、その上端の地盤面からの高さが10m以下のもの すべての規模</p> <p>(3) 次の(一)又は(ロ)に掲げる対象工作物 外観のうち、対象となる面積が各立面の面積の3分の1</p> <p>(一) 高さが10mを越える対象工作物((ロ)に該当するものを除く。)</p> <p>(ロ) 対象建築物に付設されている対象工作物で、その上端の地盤面からの高さが10mを越えるもの</p> <p>ロ 次項に規定する工作物に該当しないもの すべての規模</p>
	五 物件の堆積（条例第7条第1項に規定する物件の堆積をいう。第7条第1項第二号イ及びハにおいて同じ。）	<p>行為の対象となる土地の面積が500㎡かつ堆積の高さが1.5m</p>

3 条例第7条第6項第二号に定める「適用除外行為」

法第16条第1項第三号に掲げる行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為

4 条例第7条第6項第三号、規則第4条第3項に定める「適用除外区域」

規則第4条

3 条例第7条第6項第三号の規則で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- 一 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第七号に規定する風致地区の区域
- 二 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域
- 三 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第4条第2項第三号に規定する近郊緑地特別保全地区の区域
- 四 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第一号に規定する自然公園の区域
- 五 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項に規定する特別緑地保全地区の区域
- 六 法第55条第1項に規定する景観農業振興地域整備計画の区域
- 七 埼玉県自然環境保全条例（昭和49年埼玉県条例第4号）第14条第1項に規定する県自然環境保全地域のうち同条例第17条第1項の規定により指定された特別地区の区域
- 八 特定課題対応区域内であり、かつ、法第16条第7項第十号に規定する地区計画等（法第8条第3項第二号の制限で、同条第1項に規定する景観計画に定められたもののすべてが定められているものを除く。）の区域であるもののうち、景観形成のための措置が講じられていると知事が認めるもの

（※ 平成20年1月1日現在、「知事が定める地区計画等の区域」は以下の区域である（今後、随時追加する予定です。）。

田園都市産業ゾーン 先導モデル地区

- 川島インターチェンジ（仮称）北側地区
- 菖蒲白岡インターチェンジ（仮称）地区

## 第9 屋外広告物及び点滅光源

### 1 屋外広告物

屋外広告物の取扱いは、以下のとおりです。

(1) 届出時に、建築物等の壁面に屋外広告物を表示する場合は、当該屋外広告物が埼玉県屋外広告物条例の規定に適合するものであること及びその表示面積について、屋外広告物の許可権者に確認をしてください。

当該屋外広告物の色彩は、建築物等の外観に使用される色彩のうち、「大規模建築物の基調となる色彩の制限基準」に該当しない色彩として扱います。

(2) 行為の途中で屋外広告物を表示する場合は、法第16条第2項に基づく「変更届出」が必要になります。

(3) 建築物等の完成後に屋外広告物を表示する場合で、当該屋外広告物を含み色彩を変更する壁面の面積が、当該壁面の面積の3分の1を超えるときは、「行為の届出」が必要です。

当該屋外広告物が埼玉県屋外広告物条例の規定に適合するものであること及びその表示面積について、屋外広告物の許可権者に確認してください。

当該屋外広告物の色彩は、建築物等の外観に使用される色彩のうち、「大規模建築物の基調となる色彩の制限基準」に該当しない色彩として扱います。

### 2 点滅光源

点滅光源の取扱いは、以下のとおりです。

建築物等の壁面の一部又は全部が点滅光源で囲まれている場合は、その囲まれている壁面の面積を、点滅する光源が形成する面積とします（ただし、光が及ばない部分の面積は除きます。）。



【景観計画抜粋】

第 4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(2) 景観形成基準

イ 勧告基準（法第 16 条第 3 項の基準）

(7) 建築物、工作物

表の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（着色していない石、木、土、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。以下、同じ。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の 3 分の 1 を超えると認めるとき。

(イ) 物件の堆積

a 堆積の高さ

堆積の高さが 3 m を超えるとき。

b 堆積物の遮へい

遮へい物が無く、又は不十分で、周囲から堆積物が見えるとき。

c 遮へい物の色彩

別表の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の 3 分の 1 を超えると認めるとき。

ウ 変更命令基準（法第 17 条第 1 項の基準）

建築物及び工作物については、別表の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の 3 分の 1 を超えると認めるとき。

〔別表 大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準〕

都 市 区 域		
色 相	明 度	彩 度
7.5R から 7.5Y	—	6 を超える
7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	—	4 を超える
7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	—	2 を超える

田園区域、圏央道沿線区域		
色 相	明 度	彩 度
7.5R から 7.5Y	2 を超える	6 を超える
	2 以下	—
7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	2 を超える	4 を超える
	2 以下	—
7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	2 を超える	2 を超える
	2 以下	—
N	2 以下	—

山 地 ・ 丘 陵 区 域		
色 相	明 度	彩 度
7.5R から 7.5Y	9 以上	—
	9 未満	6 を超える
7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	9 以上	—
	9 未満	4 を超える
7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	9 以上	—
	9 未満	2 を超える
N	9 以上	—

## 第 1 1 関係法令の確認

申出、届出等に当たり、当該行為が、関係法令に違反していないか、関係機関に確認してください。

関係法令（例示）	関係機関
農業振興地域の整備に関する法律 農地法	市町村担当課又は農業委員会
都市計画法	市町村に権限移譲している場合 ＝当該市町村開発担当課 市町村に権限移譲していない場合 ＝県土整備事務所開発担当
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物＝県環境管理事務所廃棄物・残土対策担当 一般廃棄物＝各市町村担当課
埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例	3,000 m <sup>3</sup> 以上 ＝県環境管理事務所廃棄物・残土対策担当 3,000 m <sup>3</sup> 未満 ＝市町村で条例又は要綱を定めていれば、当該市町村担当課
屋外広告物条例	市町村に権限移譲している場合 ＝当該市町村担当課 市町村に権限移譲していない場合 ＝県土整備事務所管理担当

## 第12 事前指導等の申出、行為の届出等の流れ

- ① 行為者が、県土整備事務所（市町村）へ、「届出対象行為に係る事前指導等の申出書」（規則様式第4号）及び「添付図書」を提出します。
- ② 県土整備事務所（市町村）は、提出された「届出対象行為に係る事前指導等の申出書」（規則様式第4号）及び「添付図書」が、次の法令・計画等に適合しているか審査（指導）します。

- 景観法、埼玉県景観条例及び埼玉県景観規則
- 埼玉県景観計画及び景観形成基準（配慮事項にも適合していなければなりません。）

- ③ 県土整備事務所（市町村）は、②の審査の結果、②の法令・計画等に適合していると認める場合、申出者に次の書類を交付します。

- 届出対象行為に係る事前指導等の終了通知書（規則様式第5号）  
（当該行為が、②の法令・計画上「支障なし」である旨の書面）
- 景観法第16条第1項の届出に係る添付図書に関する通知（様式第1号）  
（④の行為の届出に際し、①の事前申出時に添付した図書の省略を認める旨の書面）

- ④ 行為者が、県土整備事務所（市町村）へ、「景観計画における行為の届出書」（規則様式第1号）及び「添付図書」（添付の省略を認められているものは添付不要です。ただし、この場合「景観法第16条第1項の届出に係る添付図書に関する通知」（様式第1号）の写しを添付してください。）を提出します。

- ⑤ 県土整備事務所（市町村）は、④の行為の届出が、①の事前申出と同内容であるか審査します。

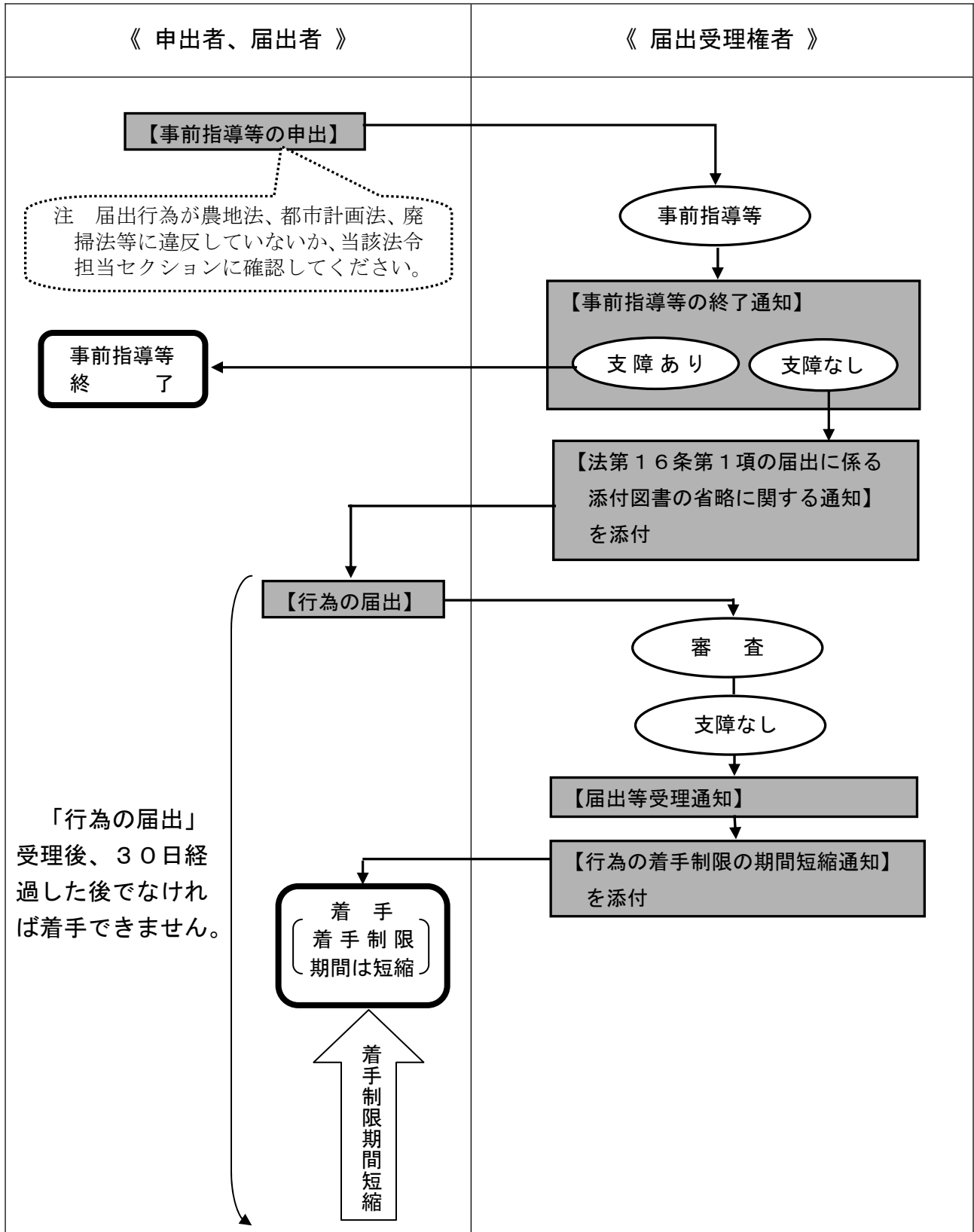
- ⑥ 県土整備事務所（市町村）は、⑤の審査の結果、④の行為の届出が①の事前申出と同内容であり、②の法令・計画等に適合していると認める場合は、届出者に次の書類を交付します。

- 届出等受理通知書（様式第2号）
- 行為の着手制限の期間短縮通知書（規則様式第8号）

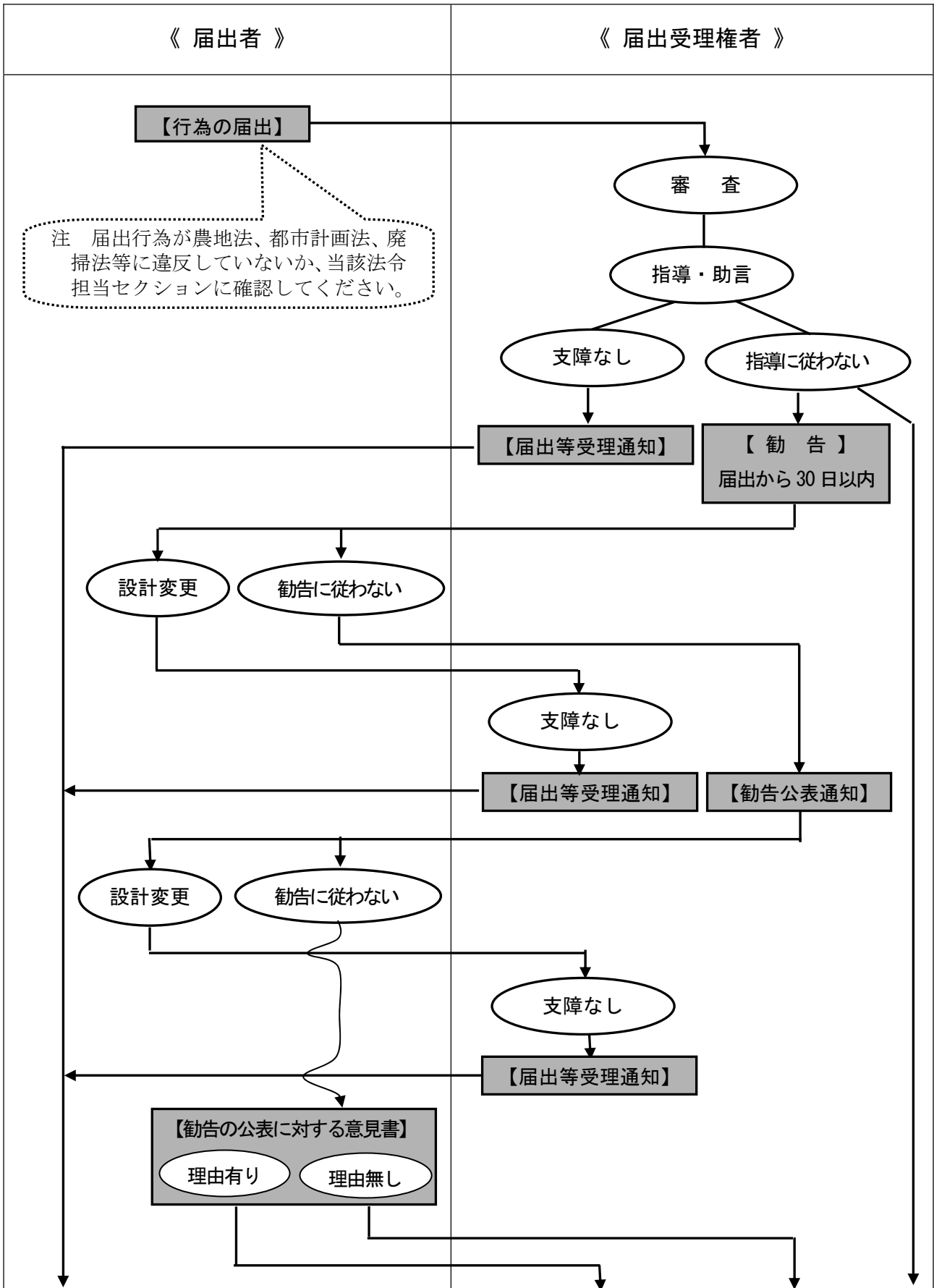
- ⑦ 行為者は、期間短縮された「行為の着手制限期間」経過後、当該行為に着手できます。

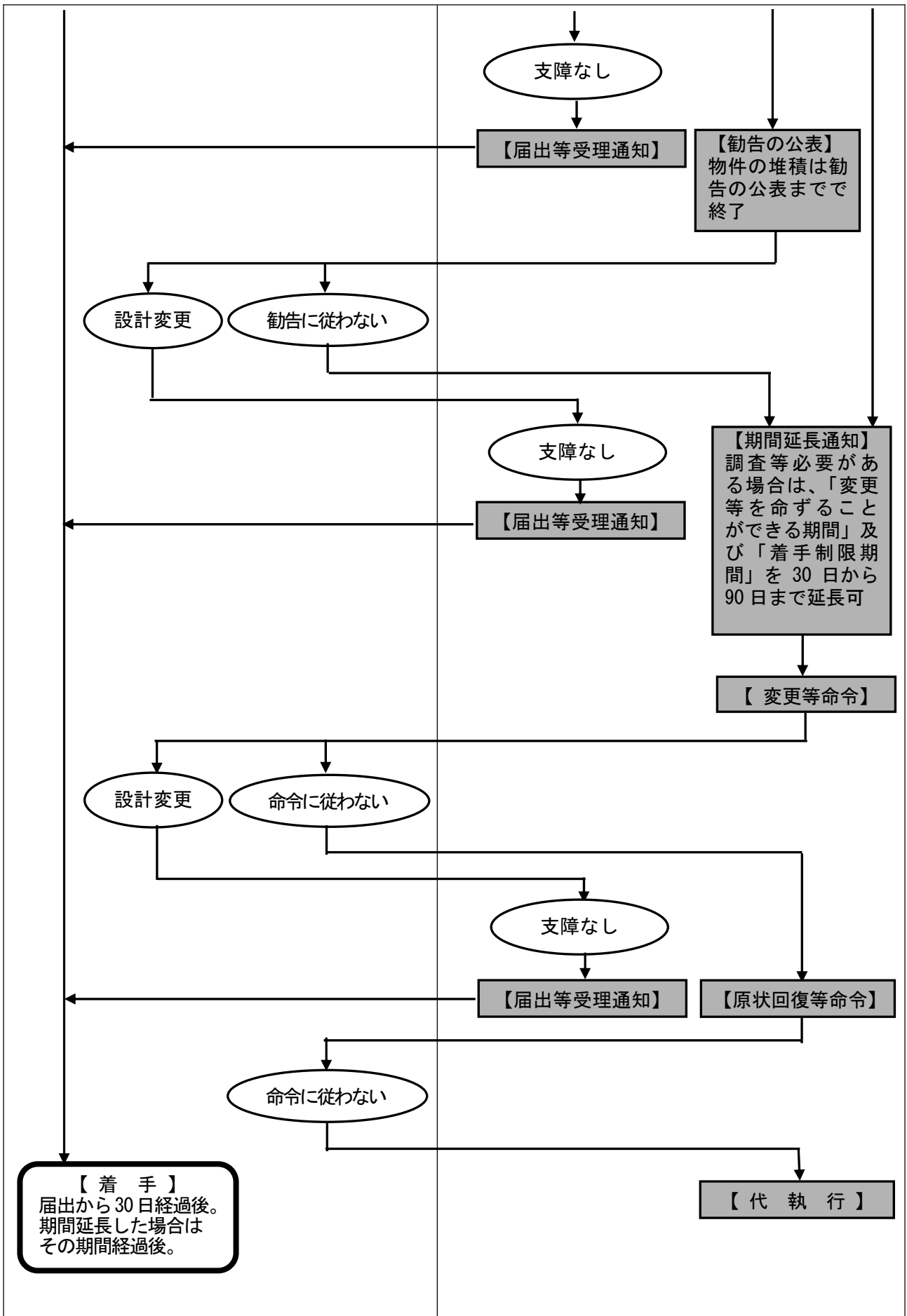
# フローチャート

## 1 事前指導を受ける場合



2 事前指導を受けない場合







## 2 景観法、埼玉県景観条例及び埼玉県景観規則並びに 埼玉県景観計画に基づく行為の届出等の解説



## 目 次

第1 趣 旨 .....	4 1
第2 高さについて .....	4 2
1 建築物及び工作物の高さについて	
2 建築物の上に工作物が乗っているものの高さについて	
3 物件の堆積の高さについて	
(1) 敷地が斜面の場合について	
(2) 敷地が窪んでいる場合について	
第3 一般課題対応区域の届出の要否について .....	4 5
1 建築物の届出について（新築以外のケース）	
(1) 建築物の増築、改築若しくは移転（以下「増築等」という。）の届出について	
(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「修繕等」という。）の届出について	
2 工作物の届出について（新設以外のケース）	
(1) 工作物の増築等の届出について	
(2) 工作物の修繕等の届出について	
第4 特定課題対応区域の届出の要否について .....	5 0
1 建築物の届出について（新築以外のケース）	
(1) 建築物の増築等の届出について	
(2) 建築物の修繕等の届出について	
2 工作物の届出について（新設以外のケース）	
(1) 工作物の増築等の届出について	
(2) 工作物の修繕等の届出について	
3 物件の堆積について	
(1) 物件の堆積の届出について	
第5 建築物と工作物が一体となっている場合の届出について .....	6 2

1	一般課題対応区域について	
	(1) 建築物の届出対象行為について	
	(2) 工作物の届出対象行為について	
	(3) 例示について	
2	特定課題対応区域について	
	(1) 建築物の届出対象行為について	
	(2) 工作物の届出対象行為について	
	(3) 例示について	
第6	同一敷地内における建築物等の建築等を行う場合の届出について	69
	1 同一敷地内における建築物の別棟の増築又は工作物の別棟の増築の届出について	
	2 同一敷地内における建築物の別棟又は工作物の別棟の外観の変更となる修繕等の届出について	
第7	複数の景観計画区域等に跨る場合の届出について	70
第8	既存不適格の建築物、工作物及び物件の堆積について	70
第9	点滅光源の面積について	71
第10	勧告基準の該当性について	73
	1 建築物の修繕等について	
	2 工作物の修繕等について	
	3 物件の堆積について	

## 第 1 趣 旨

この「景観法、埼玉県景観条例及び埼玉県景観規則並びに埼玉県景観計画に基づく行為の届出等の解説」は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、埼玉県景観条例（平成19年埼玉県条例第42号。以下「条例」という。）及び埼玉県景観規則（平成19年埼玉県規則第90号。以下「規則」という。）並びに埼玉県景観計画（以下「景観計画」という。）に基づく

- 1 「届出対象行為に係る事前の指導等の申出」  
《条例第8条》
- 2 「行為の届出」  
《法第16条第1項》
- 3 「変更の届出」  
《法第16条第2項》
- 4 「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」  
《法第16条第5項》

の事務処理における円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項を定めるものです。

## 第2 高さについて

### 1 建築物及び工作物の高さについて

建築物及び工作物の「高さ」は、建築基準法施行令第2条第六号の本文の「高さ」です。

### 2 建築物の上に工作物が乗っているものの高さについて

建築物の上に工作物が乗っているものの「高さ」は、地盤面から工作物の上端までの「高さ」です（「第5 建築物と工作物が一体となっている場合について」（62頁参照））。

### 3 物件の堆積の高さについて

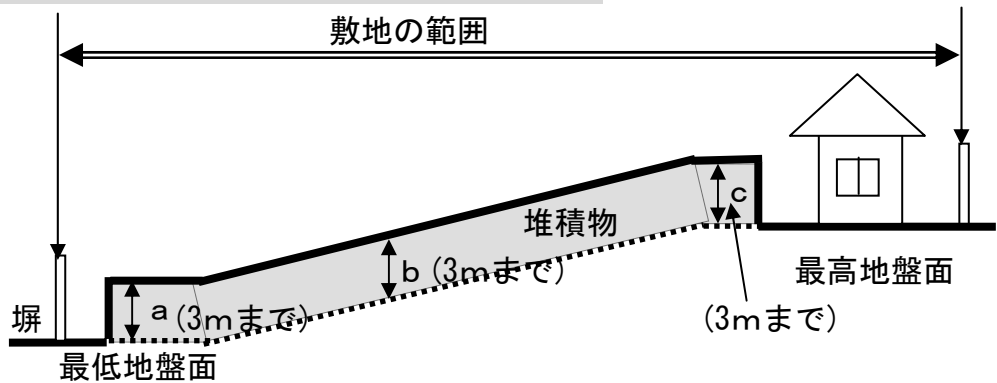
物件の「堆積の高さ」は、堆積を行う各地盤面から堆積物の上端までの「高さ」です。

#### (1) 敷地が斜面の場合について

##### 【堆積の「高さ」の定義】

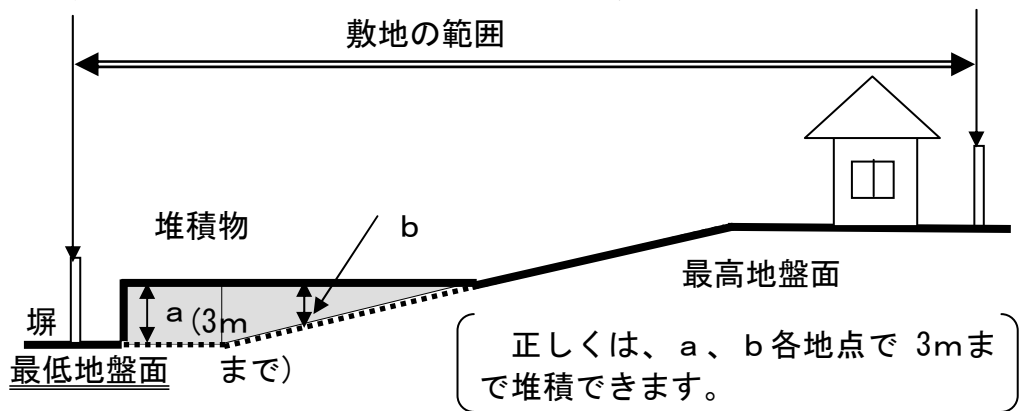
「堆積の高さ」は、「各地盤面からの垂直の高さ（ $a$ 、 $b$ 、 $c$ ）」である。

堆積を行っているいずれかの地点で、地盤面からの垂直の高さが 1.5m を超えると届出が必要で、3m を超えると勧告対象です。

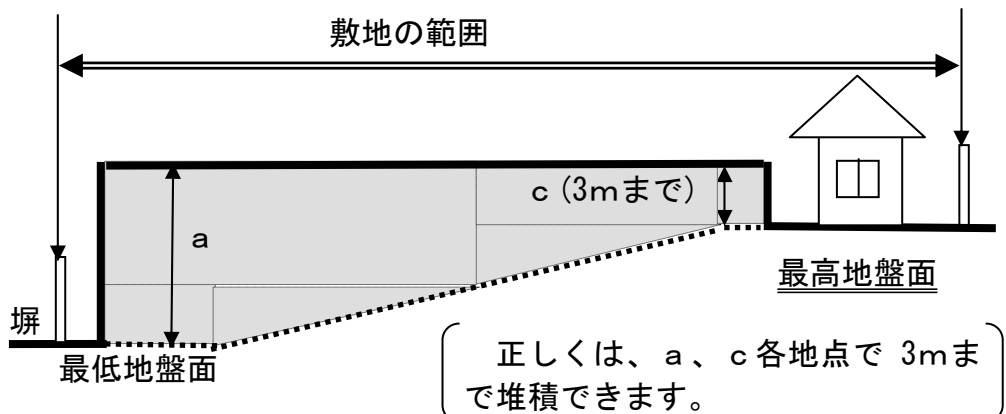


##### 【堆積の「高さ」の誤った考え方】

〈ケース1 「堆積の高さ」を、「最低地盤面からの高さ（ $= a$ ）」とし、 $a$ が 3m の場合、その水平方向の高さまでしか堆積できないとの考え方〉



〈ケース2 「堆積の高さ」を、「最高地盤面からの高さ（ $= c$ ）」とし、 $c$ が 3m の場合、その水平方向の高さまで堆積できるとの考え方〉

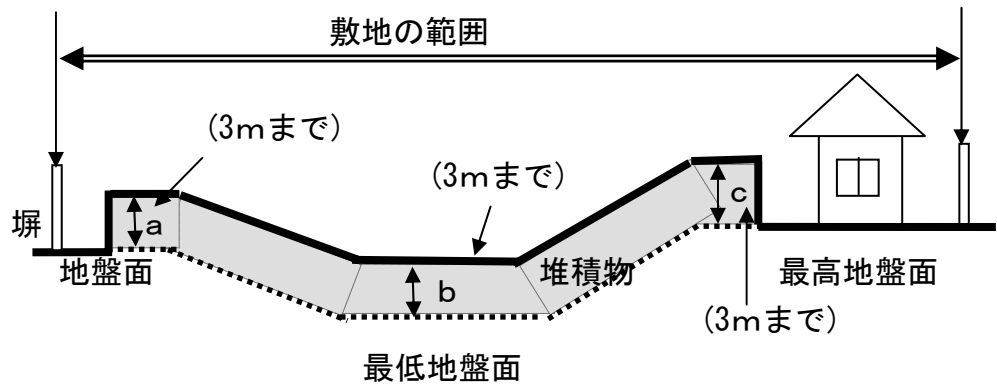


(2) 敷地が窪んでいる場合について

【堆積の「高さ」の定義】

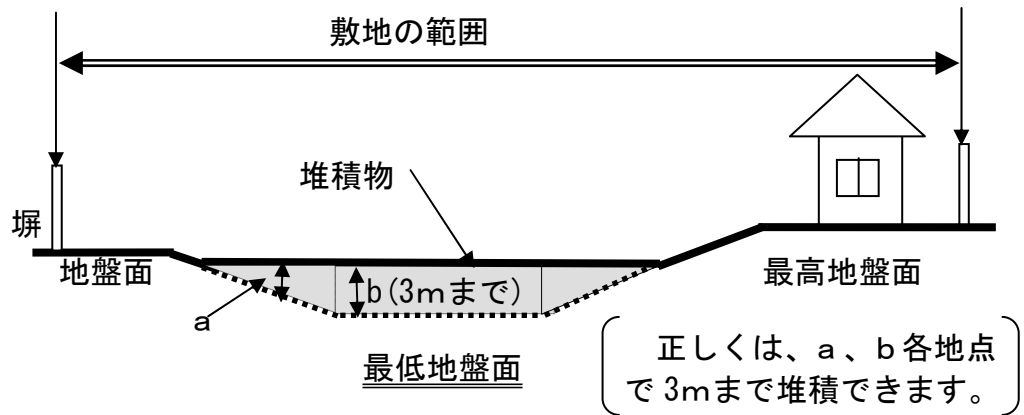
「堆積の高さ」は、「各地盤面からの垂直の高さ (a、b、c)」である。

堆積を行っているいずれかの地点で、地盤面からの垂直の高さが 1.5m を超えると届出が必要で、3m を超えると勧告対象です。

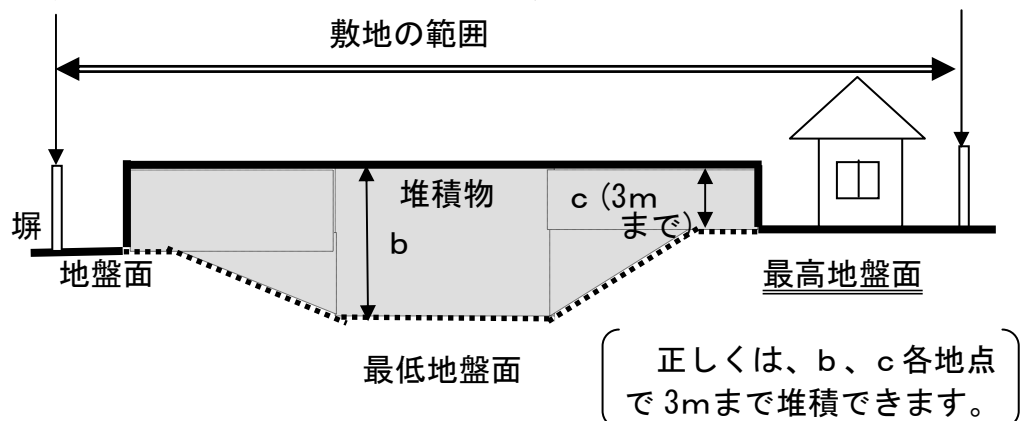


【堆積の「高さ」の誤った考え方】

〈ケース1 「堆積の高さ」を、「最低地盤面からの高さ (=b)」とし、a が 3m の場合、その水平方向の高さまでしか堆積できないとの考え方〉



〈ケース2 「堆積の高さ」を、「最高地盤面からの高さ (=c)」とし、c が 3m の場合、その水平方向の高さまで堆積できるとの考え方〉





### 第3 一般課題対応区域の届出の要否について

#### 1 建築物の届出について（新築以外のケース）

(1) 建築物の増築、改築若しくは移転（以下「増築等」という。）の届出について

凡例

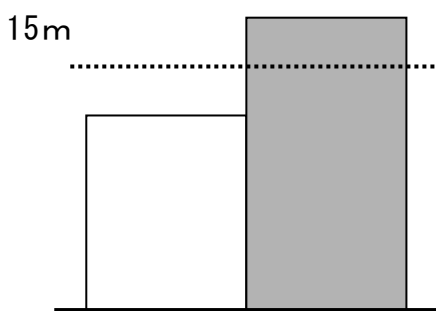
□：既存建築物

■：増築等

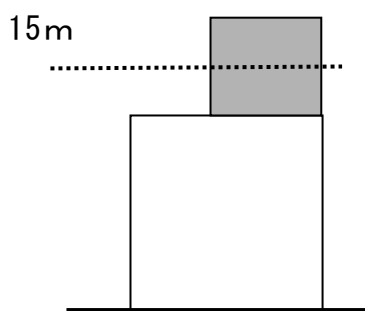
ア 高さに関して（一般課題対応区域：届出が必要な高さ 15m超）

(ア) 届出が必要なケース

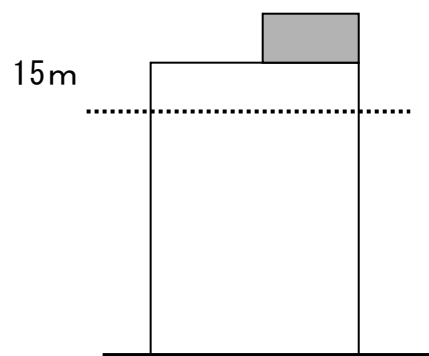
〈ケース1〉



〈ケース2〉



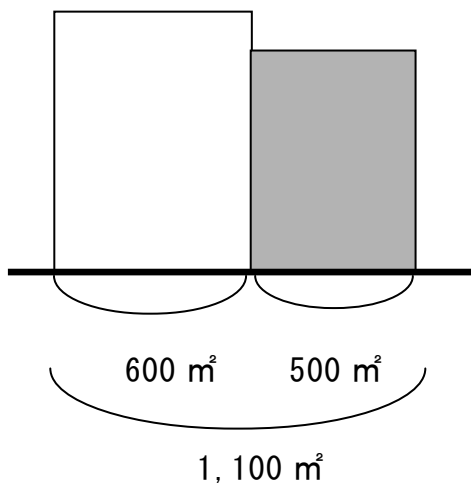
〈ケース3〉



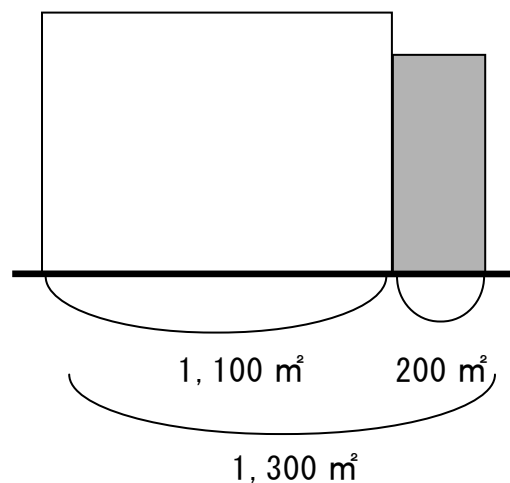
イ 建築面積に関して（一般課題対応区域：届出が必要な建築面積 1,000 m<sup>2</sup>超）

(イ) 届出が必要なケース

〈ケース1〉



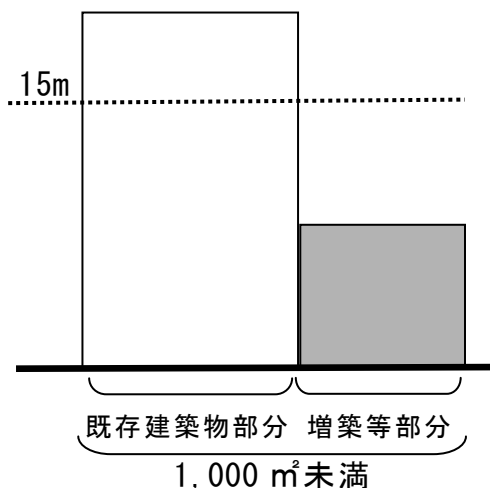
〈ケース2〉



ウ 高さ及び建築面積に関して（一般課題対応区域：届出が必要な高さ又は建築面積 15m 超又は建築面積 1,000 m<sup>2</sup>超）

(7) 届出が必要なケース

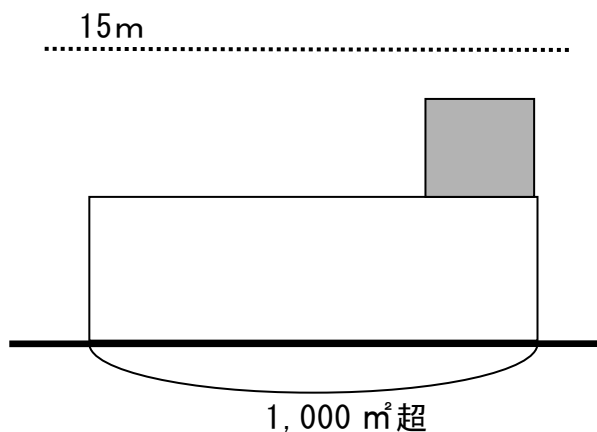
〈ケース 1〉



〔 既存建築物部分の高さが 15m 超で、増築部分の高さが 15m 以下、そして既存建築物及び増築部分の建築面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>未満の場合 〕

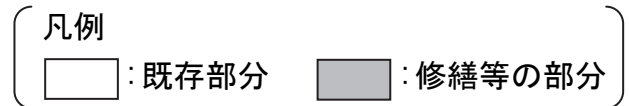
※ 適用除外＝増築部分の建築面積が 10 m<sup>2</sup>以下の場合

〈ケース 2〉



〔 既存建築物部分の建築面積が 1,000 m<sup>2</sup>超で、既存建築物の上に増築するが、地盤面から増築部分の上端までの高さが 15m 以下の場合 〕

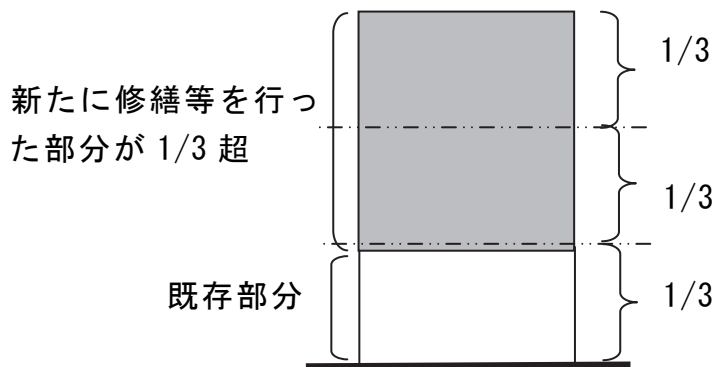
(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「修繕等」という。)の届出について



ア 立面の面積に関して(一般課題対応区域:届出が必要な修繕等 高さ15m超又は建築面積1,000㎡超の建築物で、修繕等の面積が各立面の面積の3分の1超)

(7) 届出が必要なケース

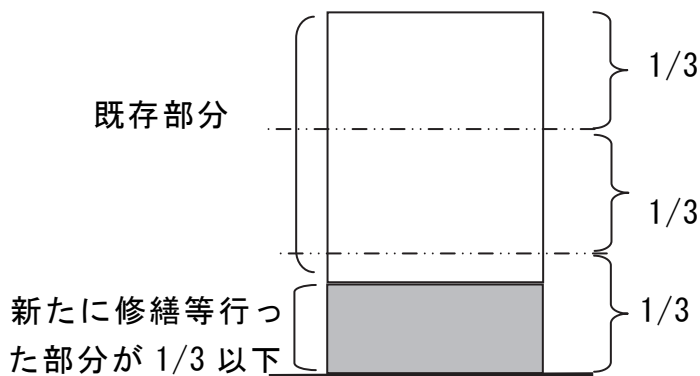
〈ケース1〉



〔 高さが15m超又は建築面積が1,000㎡超の建築物の修繕等で、新たに修繕等を行った部分が、各立面の面積の3分の1を超える場合 〕

(4) 届出が不要なケース

〈ケース1〉



〔 高さが15m超又は建築面積が1,000㎡超の建築物の修繕等で、新たに修繕等を行った部分が、各立面の面積の3分の1以下の場合 〕

## 2 工作物の届出について(新設以外のケース)

### (1) 工作物の増築等の届出について

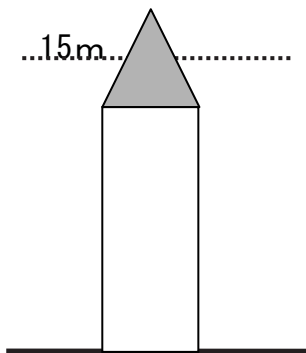
注： 建築基準法上の「工作物」が届出対象です。

〔 凡例  
□ : 既存工作物部分    ■ : 増築部分 〕

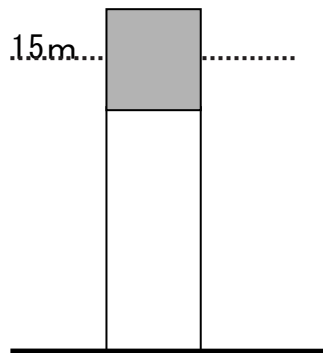
ア 高さに関して（一般課題対応区域：届出が必要な高さ 15m超）

(7) 届出が必要なケース

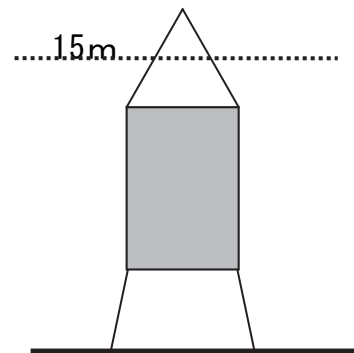
〈ケース 1〉



〈ケース 2〉

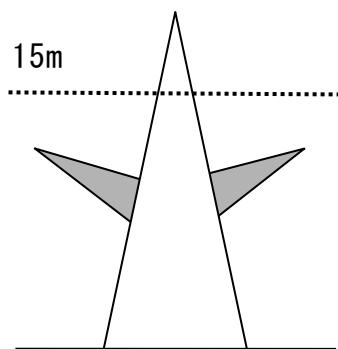


〈ケース 3〉



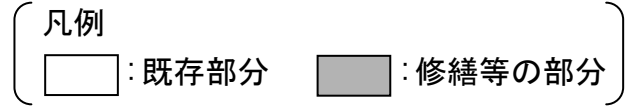
(イ) 届出が不要なケース

〈ケース 1〉



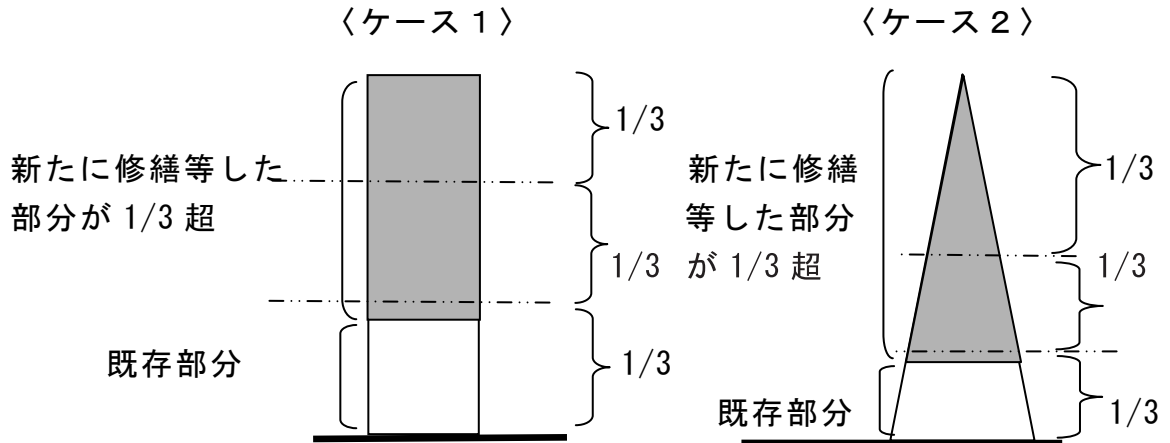
〔 腕金（うでがね）部、補強材、梯子  
その他付属部品の取付又は交換 〕

(2) 工作物の修繕等の届出について



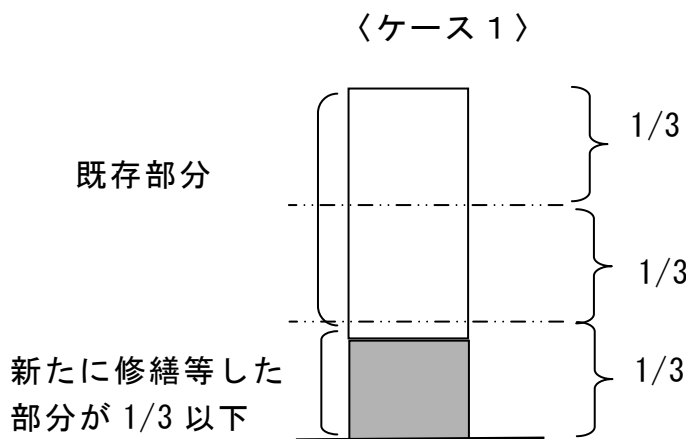
ア 立面の面積に関して（一般課題対応区域：届出が必要な修繕等 高さ 15m 超の工作物で、修繕等の面積が各立面の面積の 3 分の 1 超）

(7) 届出が必要なケース



（ 高さが 15m 超の工作物の修繕等で、新たに修繕した部分が、各立面の面積の 3 分の 1 を超える場合 ）

(4) 届出が不要なケース



（ 高さが 15m 超の工作物の修繕等で、新たに修繕した部分が、各立面の面積の 3 分の 1 以下の場合 ）

## 第4 特定課題対応区域の届出の要否について

### 1 建築物の届出について（新築以外のケース）

#### (1) 建築物の増築等の届出について

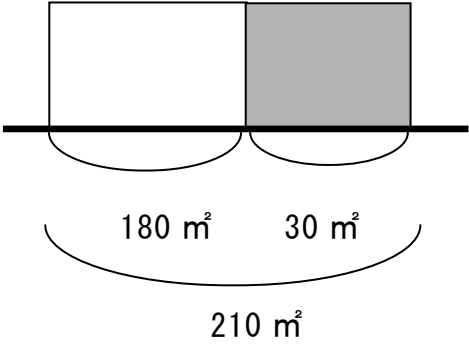
凡例  
□ : 既存建築物    ■ : 増築等

ア 建築面積に関して（特定課題対応区域：届出が必要な建築面積 200 m<sup>2</sup>超。一戸建て専用住宅を除く。）

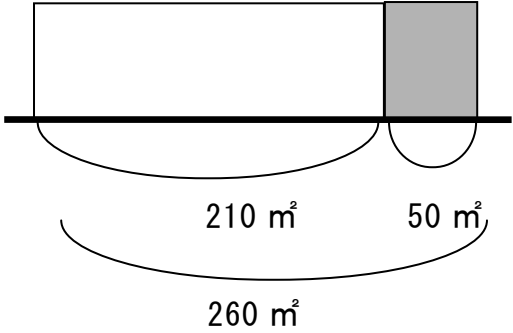
注： 店舗併用住宅の場合は、住宅部分を増築する場合でも、通常の建築物と同様の取扱いとなります。

#### (ア) 届出が必要なケース

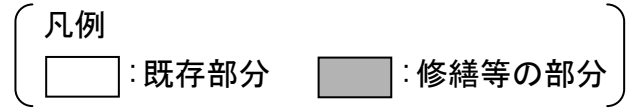
〈ケース1〉



〈ケース2〉



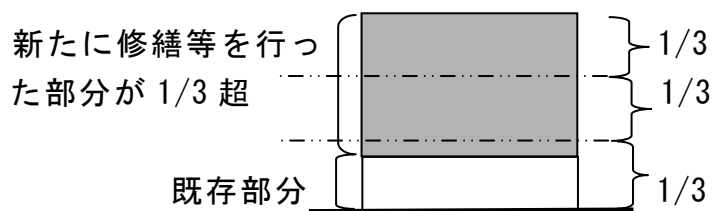
(2) 建築物の修繕等の届出について



ア 立面の面積に関して（特定課題対応区域：届出が必要な修繕等 建築面積 200 m<sup>2</sup>超の建築物（一戸建て専用住宅を除く。）で、修繕等の面積が各立面の面積の 3 分の 1 超）

(7) 届出が必要なケース

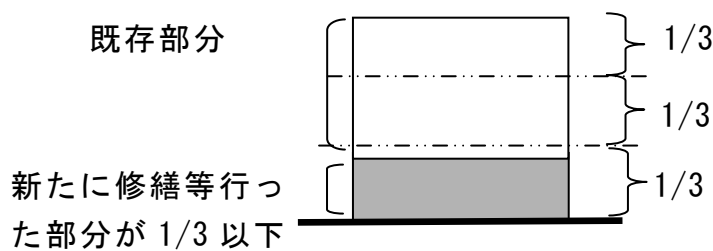
〈ケース 1〉



（ 建築面積が 200 m<sup>2</sup>超の建築物の修繕等で、新たに修繕等を行った部分が、各立面の面積の 3 分の 1 を超える場合 ）

(4) 届出が不要なケース

〈ケース 1〉



（ 建築面積が 200 m<sup>2</sup>超の建築物の修繕等で、新たに修繕等を行った部分が、各立面の面積の 3 分の 1 以下の場合 ）

## 2 工作物の届出について(新設以外のケース)

### (1) 工作物の増築等の届出について

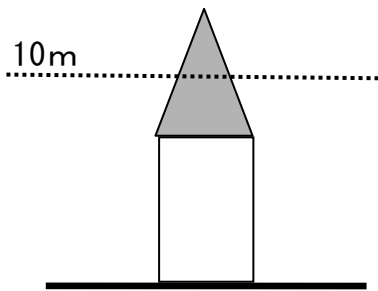
〔 凡例  
 : 既存工作物部分     : 増築部分 〕

ア 高さに関して (特定課題対応区域 : 届出が必要な高さ 10m超)

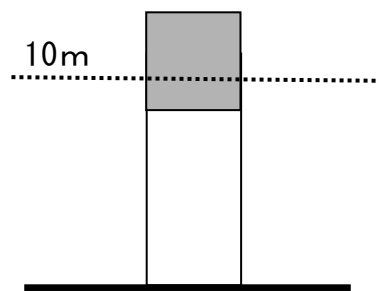
注 : 「鉄塔」(コンクリート柱も含む。)は高さが 15m を超えるものが建築基準法上の工作物であり、「鉄塔」の高さが 10m を超えても 15m 以下であれば建築基準法上の工作物ではないため、届出は不要です。

#### (ア) 届出が必要なケース

〈ケース 1〉



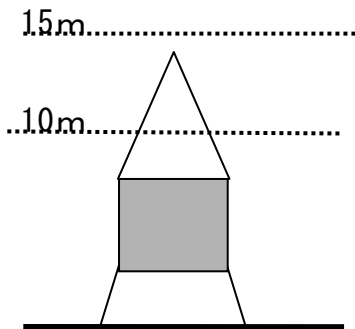
〈ケース 2〉



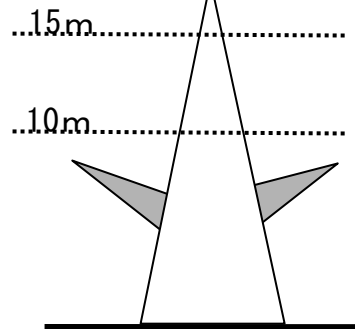
〔 注 : 鉄塔ではない 〕

#### (イ) 届出が不要なケース

〈ケース 1〉



〈ケース 2〉



「鉄塔」は高さが 15m を超えるものが建築基準法上の工作物であり、「鉄塔」の高さが 10m を超えても 15m 以下であれば建築基準法上の工作物ではないため、届出は不要です。

腕金(うでがね)部、補強材、梯子  
 その他付属部品の取付又は交換



(2) 工作物の修繕等の届出について

凡例

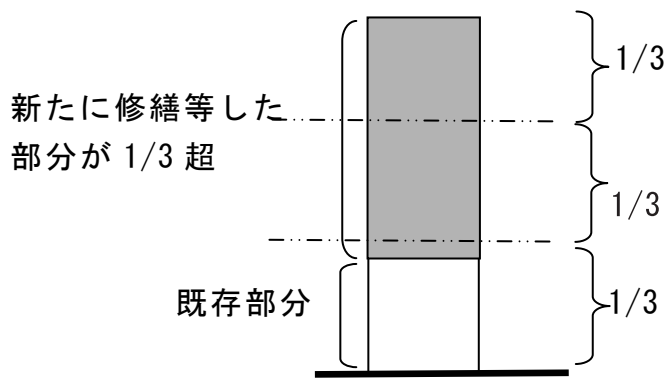
□ : 既存部分

■ : 修繕等の部分

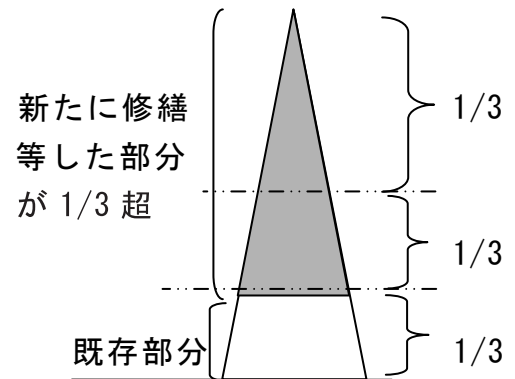
ア 立面の面積に関して（一般課題対応区域：届出が必要な修繕等 高さ 10m 超の工作物で、修繕等の面積が各立面の面積の 3 分の 1 超）

(7) 届出が必要なケース

〈ケース 1〉



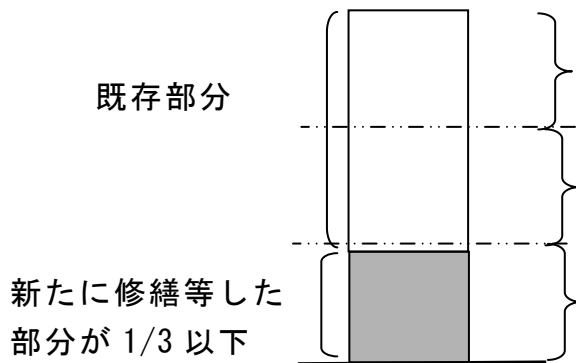
〈ケース 2〉



（ 高さが 10m 超の工作物の修繕等で、新たに修繕した部分が、各立面の面積の 3 分の 1 を超える場合 ）

(1) 届出が不要なケース

〈ケース 1〉



（ 高さが 10m 超の工作物の修繕等で、新たに修繕した部分が、各立面の面積の 3 分の 1 以下の場合 ）

### 3 物件の堆積について

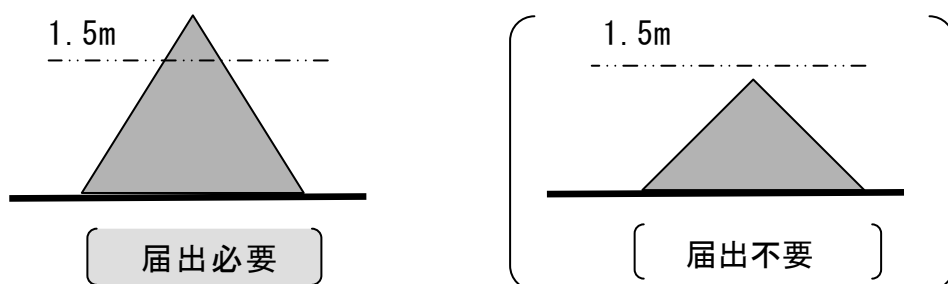
#### (1) 物件の堆積の届出について

〔凡例  
□: 敷地    ■: 堆積物〕

ア 高さに関して（特定課題対応区域：届出が必要な高さ 1.5m超）

#### (ア) 届出が必要なケース

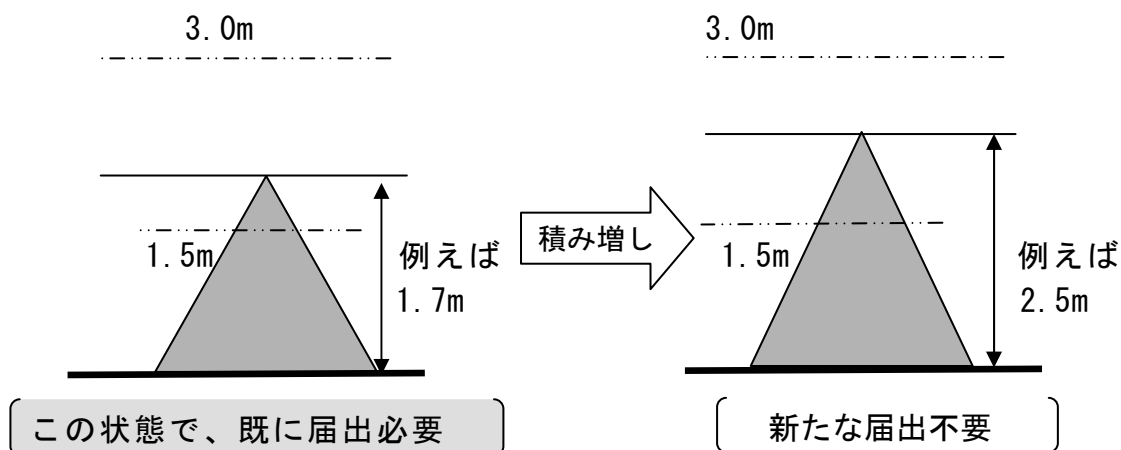
〈ケース1〉



〔 1.5mを超える「物件の堆積」を行う場合は、届出が必要  
1.5m以下の「物件の堆積」を行う場合は、届出不要 〕

#### (イ) 届出が不要なケース

〈ケース1〉

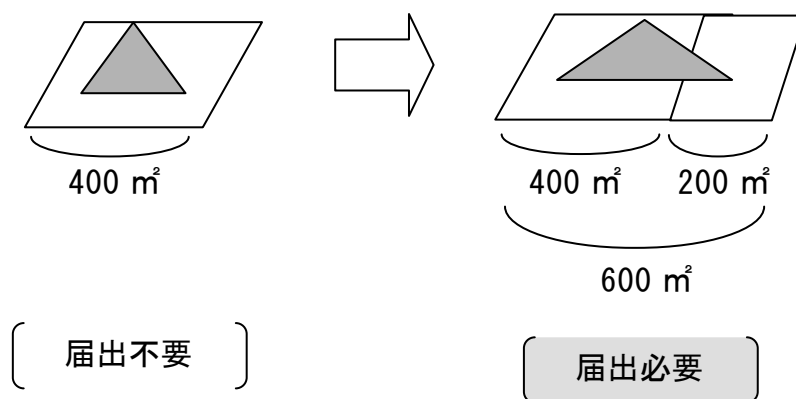


〔 「堆積」は、積み上げの高さが上下することが常であり、物件の堆積を届け出ていれば、その後は3.0m未満での積み上げ高さの上下については、再度の届出は不要です。 〕

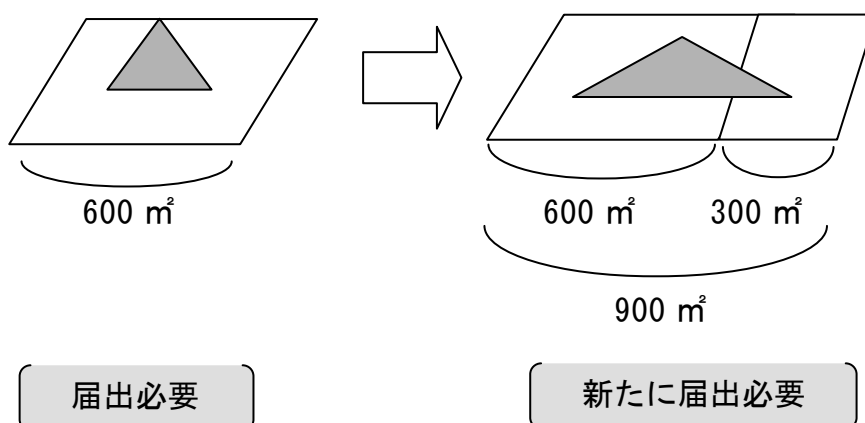
イ 土地の面積に関して（特定課題対応区域：届出が必要な物件の堆積に係る土地の面積 500 m<sup>2</sup>超）

(7) 届出が必要なケース

〈ケース 1〉

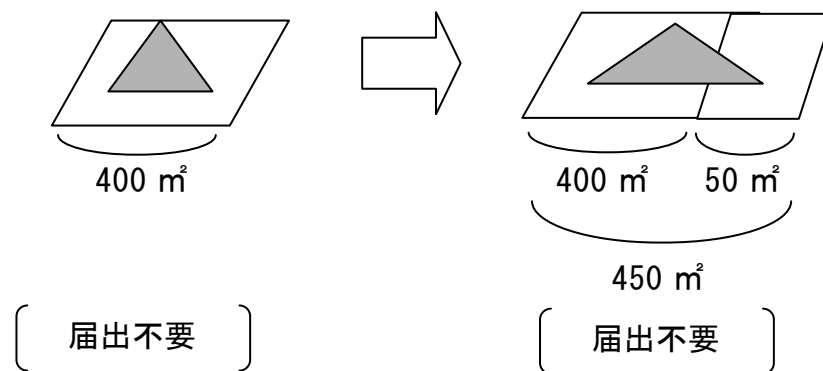


〈ケース 2〉

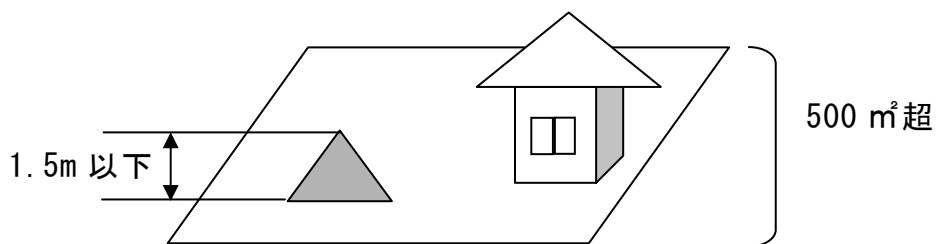


(イ) 届出が不要なケース

〈ケース 1〉



〈ケース 2〉



建築物がある敷地については、500 m<sup>2</sup>以上でも、高さ 1.5m 以下の「物件の堆積」については届出不要  
 [根拠条文：景観法第 16 条第 7 項第一号、景観法施行令第 8 条第四号口 (4)、景観法施行規則(省令)第 5 条  
 = 「建築物の存する敷地内で」行う「物件の堆積」で、高さ「1.5m 以下」は届出不要]

[参考]

建築物の有無	堆積の高さ	敷地面積	
		500 m <sup>2</sup> 超	500 m <sup>2</sup> 以下
建築物のある敷地	1.5m 超	届出必要	届出必要
	1.5m 以下	届出不要	届出不要
建築物のない敷地	1.5m 超	届出必要	届出必要
	1.5m 以下	届出必要	届出不要

ウ 物件に関して（特定課題対応区域）

(7) 届出が必要なケース

屋外における

土石、

廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、

再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。）

その他の『物件の堆積』

（埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第2条第四号に規定する土砂のたい積を除く。）

《根拠条文：景観法第8条第3項第一号、景観法施行令第4条第四号、条例第7条第1項》

〈ケース1〉

土石

（埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第2条第四号に規定する土砂に該当しない「土砂」）

条例第2条第四号に規定する土砂に該当しない「土砂」  
＝ 製品の製造又は加工のための原材料

〈ケース2〉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」

廃棄物＝ ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、  
廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は  
不要物であって、固形状又は液状のもの

〈ケース3〉

資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する「再生資源」

再生資源＝ 使用済物品等又は副産物のうち有用なもので  
あって、原材料として利用することができるもの  
又はその可能性のあるもの

〈ケース4〉

その他の物件＝ 資材など

(イ) 届出が不要なケース

〈ケース 1〉

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第 2 条第四号に規定する「土砂」のたい積

土砂 = 埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除きます。）

エ 堆積に関して（特定課題対応区域）

(イ) 届出が不要なケース

〈ケース 1〉

屋内における「物件の堆積」

〈ケース 2〉

店舗の敷地内（屋外）で行う、販売目的の商品及びそれに付随するものの展示

例 1 量販店等の敷地内（屋外）における、販売用の農業用資材・建築用資材等の展示又は保管

例 2 小売店等の敷地内（屋外）における、商品・商品ケース（ビールケース等）などの展示又は保管

〈ケース 3〉

建築物の敷地内（屋外）で行う、住民が生活を維持していくために必要なものの据え置き

例 1 屋敷林や庭の樹木等の手入れをした場合に発生する枝等の据え置き

例 2 家屋や庭等の手入れなどを行う場合における、必要な資材等の据え置き

#### 〈ケース4〉

建築基準法上の建築物及び工作物を新築（新設）・増築等する場合の当該建築物等の敷地内（屋外）並びに国及び地方公共団体等が、道路、橋梁、河川などの公共工事を行う場合の当該公共工事の敷地内（屋外）での必要な資材の一時的な据え置き

例1 住宅やマンションの新築等に当たり、当該敷地内での一時的な材木等の据え置き

例2 国及び地方公共団体等が道路、橋梁、河川等の工事を行うに当たり、当該敷地内又は隣接地での一時的な資材の据え置き

〈ケース2〉～〈ケース4〉が「物件の堆積」に該当しないことについて

現在、埼玉県においては、県を横断する『首都圏中央連絡自動車道』の整備が進められています。

そのため、埼玉県景観計画において、特定課題対応区域内では、首都圏中央連絡自動車道開通の整備に伴い、『開発圧力が高まり、急速に建築物、工作物及び資材置き場等が増えることが予想される（埼玉県景観計画 第3 1 (2) ア)』と記述しています

そこで、景観法第8条第3項の規定に基づき、景観法施行令第4条第四号の、いわゆる『物件の堆積』を、埼玉県景観条例で届出対象行為に加えました。

ところで、景観法の目的は、『我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与する《景観法第1条》』です。

ある行為が『物件の堆積』に該当するか判断するにあたっては、当該行為を制限することが、景観法第1条の「目的」である『良好な景観の形成を促進』し、『国民生活の向上並びに国民経済及

び地域社会の健全な発展に寄与する』かどうかから判断すべきものです。

まず、〈ケース2〉を見てみると、『店舗の敷地内（屋外）で行う、販売目的の商品及びそれに付随するものの展示』は、『商品等の展示』であり、『物件の堆積』には該当するものではありません。

次に、〈ケース3〉『建築物の敷地内（屋外）で行う、住民が生活を維持していくために必要なものの据え置き』ですが、

- ①日常生活に必要なものであり、
- ②また、小規模なものであり、
- ③さらに、一時的なものであり、

良好な景観形成に支障があるとはいえません。

したがって、景観法第1条の目的である『良好な景観の形成を促進』すること、また『国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与する』ことを妨げるものとは言えないので、『物件の堆積』には該当しないものです。

次に、〈ケース4〉『建築基準法上の建築物及び工作物を新築（新設）・増築等する場合並びに国及び地方公共団体等が、道路、橋梁、河川などの公共工事を行う場合における、当該建築物等の敷地内（屋外）での必要な資材の一時的な据え置き』ですが、

- ①当該建築中の建築物等の敷地内でのものであり、
- ②工事期間が特定され、一時的なものであるため、

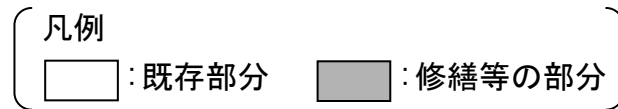
良好な景観形成への影響は少ないものと考えられます。

したがって、〈ケース4〉も、景観法第1条の目的である『良好な景観の形成を促進』すること、また『国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与する』ことを妨げるものとはまでは言えないので、『物件の堆積』には該当しないものです。

なお、鋼材、コンクリート材、プラスチック材等が積み上げられている、いわゆる「資材置き場」は、周辺の景観（建築物、田畑、山林等）との調和は困難であり、『良好な景観の形成を促進』し、『国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展』のためには、遮へい等を行うなどの景観上一定の誘導が必要であり、当然であるが『物件の堆積』に該当するものです。

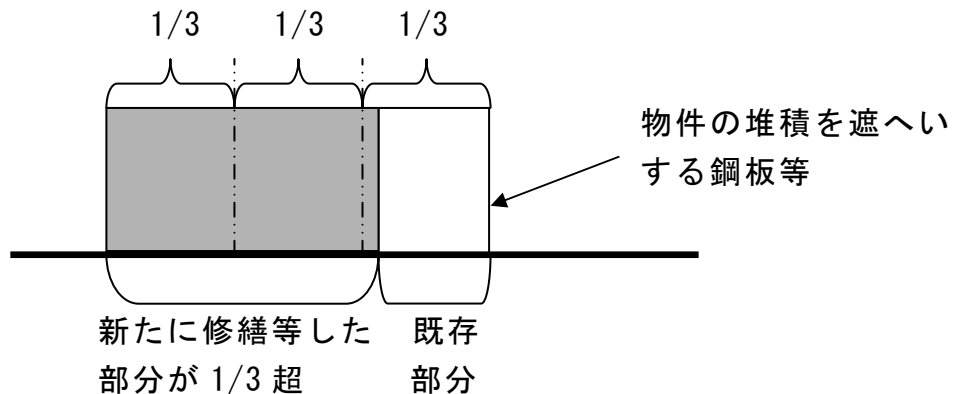


オ 鋼板等で遮へいする場合（特定課題対応区域）



(7) 届出が必要なケース

〈ケース1〉

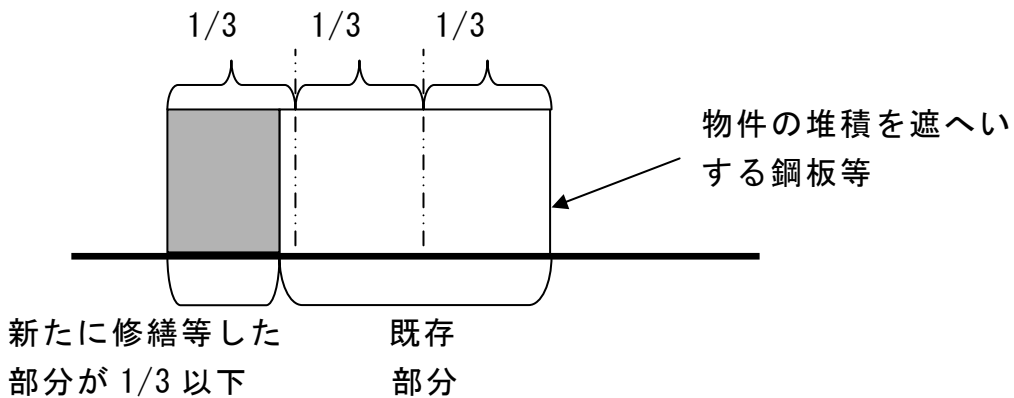


物件の堆積の高さが1.5m超又は物件の堆積を行う敷地の面積が500㎡超で、当該堆積物を遮へいする鋼板等の修繕等の面積が各立面の面積の3分の1を超える場合

注 鋼板等で堆積物を遮へいする場合、防犯のため、必要最低限の範囲で透明にすることは認められます。ただし、他法令で保管基準が定められている場合は、当該基準に従ってください。  
 例 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(7) 届出が不要なケース

〈ケース1〉



物件の堆積の高さが1.5m超又は物件の堆積を行う敷地の面積が500㎡超で、当該堆積物を遮へいする鋼板等の修繕等の面積が各立面の面積の3分の1以下の場合

## 第5 建築物と工作物が一体となっている場合の届出について

### 1 一般課題対応区域について

建築物と工作物が一体であり、かつ高さの合算が地盤面から15mを超える場合は、建築物及び工作物の届出は、次の基準に従い、それぞれ届け出なければなりません。

#### (1) 建築物の届出対象行為について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第一号に規定する建築物（以下「建築物」という。）のうち、高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるものの新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

〔 = 一般課題対応区域内における通常の建築物の建築等の届出と同じです。 〕

#### (2) 工作物の届出対象行為について

建築基準法施行令第138条第1項各号に掲げる工作物（第二号に掲げるものにあつては、旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを含む。）、第2項各号に掲げる工作物又は第3項各号に掲げる工作物（以下「工作物」という。）の新設、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

〔 = 一般課題対応区域内における通常の工作物の新設等の届出と比較すると、「高さ15mを超える」という基準がなくなります。 〕

(3) 例示について

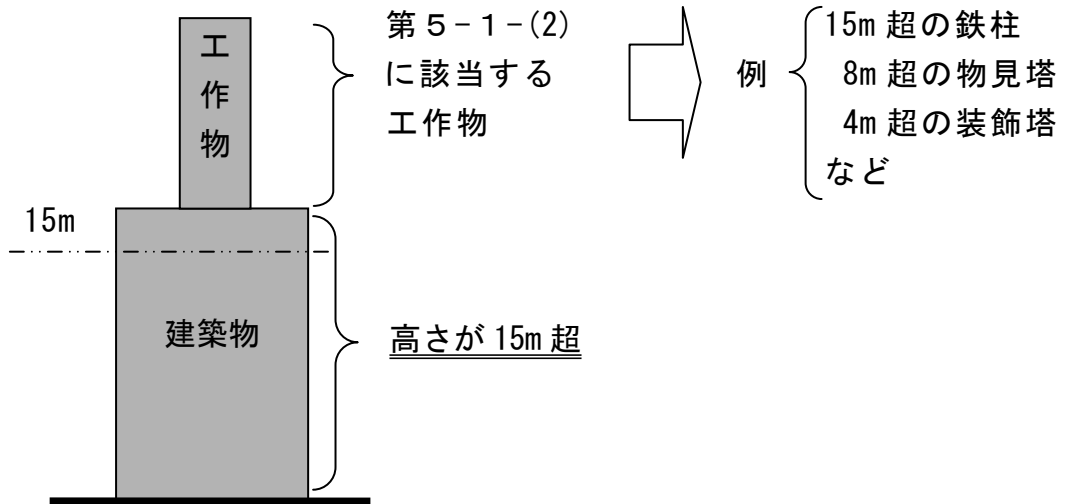
凡例

□ : 届出が不要な部分

■ : 届出が必要な部分

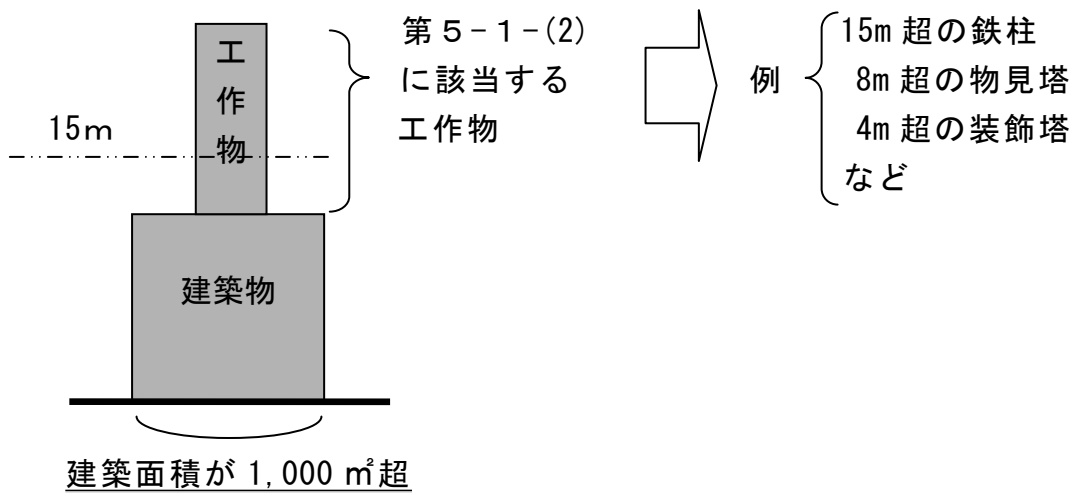
(7) 建築物及び工作物の届出が必要なケース

〈ケース 1〉



〔注 この場合、景観法上の届出は、建築物及び工作物を一括して一つの「行為の届出」を行えばよい。〕

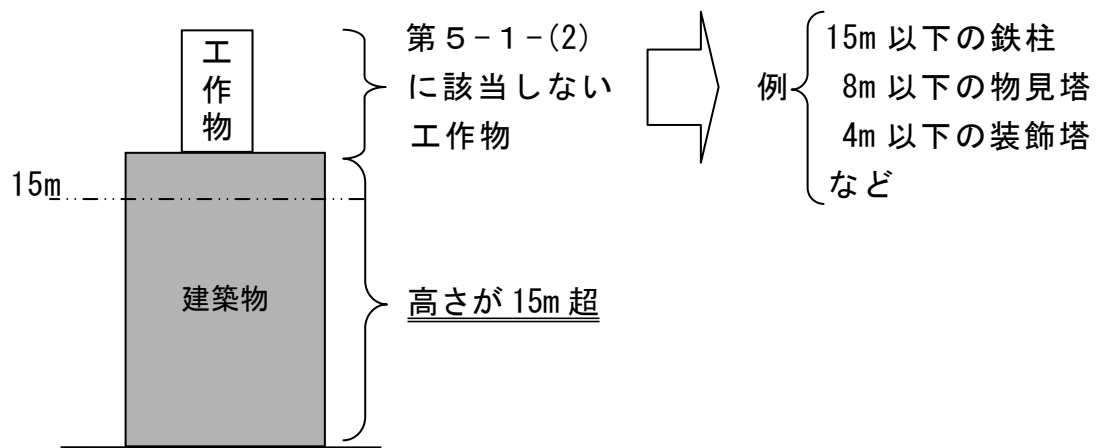
〈ケース 2〉



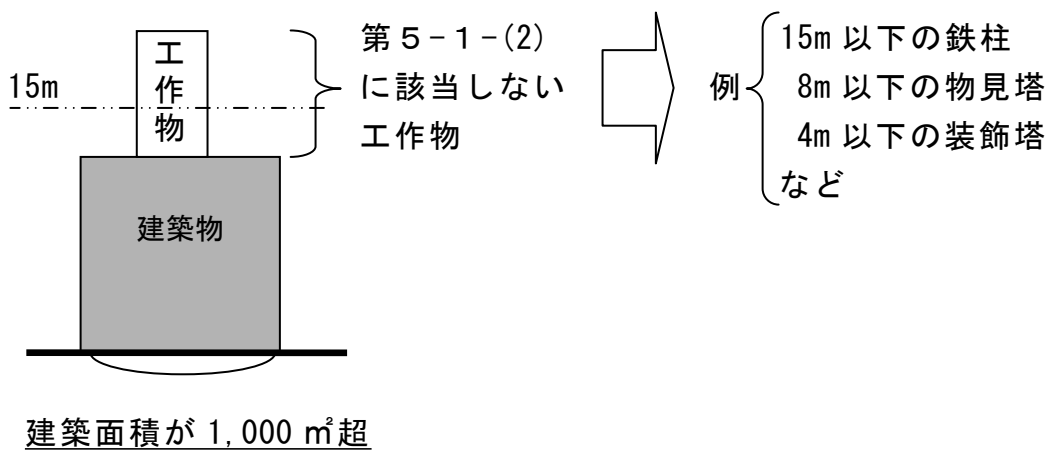
〔注 この場合、景観法上の届出は、建築物及び工作物を一括して一つの「行為の届出」を行えばよい。〕

(イ) 建築物の届出が必要で、工作物の届出は不要なケース

〈ケース 1〉

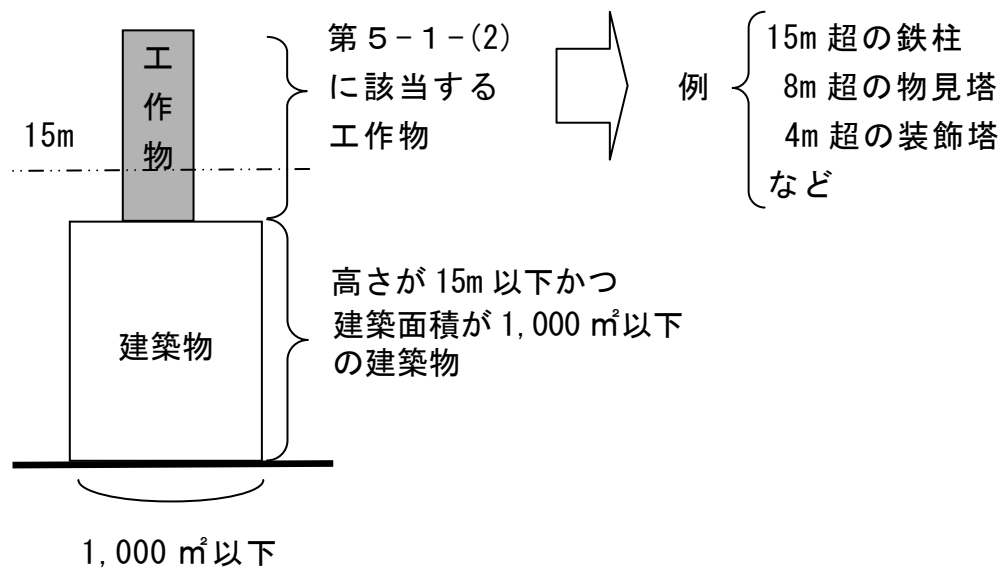


〈ケース 2〉



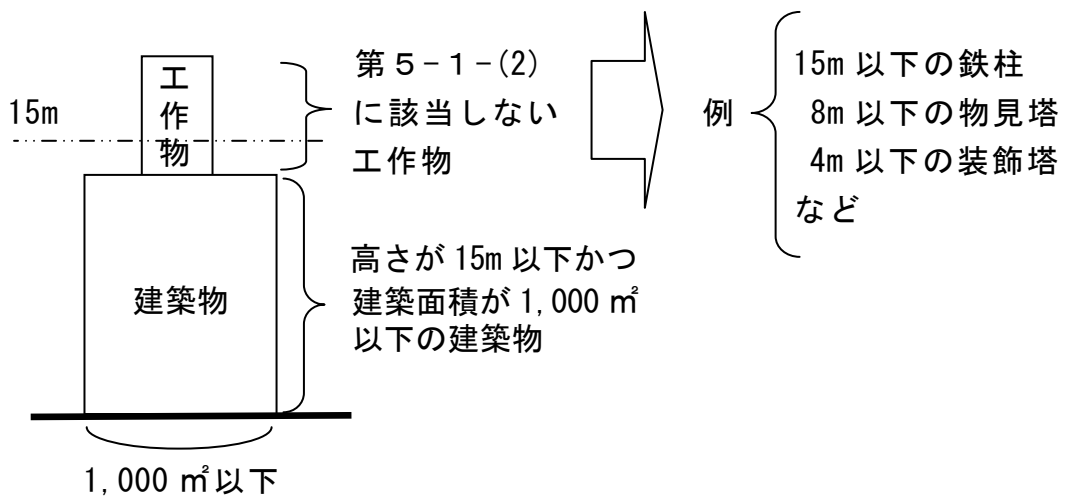
(ウ) 建築物の届出が不要で、工作物の届出は必要なケース

〈ケース 1〉



(イ) 建築物及び工作物の届出が不要なケース

〈ケース 1〉



## 2 特定課題対応区域について

建築物と工作物が一体であり、かつ高さの合算が地盤面から10mを超える場合は、建築物及び工作物の届出は、次の基準に従い、それぞれ届け出なければならない。

### (1) 建築物の届出対象行為について

建築面積が200㎡を超える建築物（一戸建て専用住宅を除く。）の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

〔 = 特定課題対応区域内における通常の建築物の建築等の届出と同じ。 〕

### (2) 工作物の届出対象行為について

建築基準法施行令第138条第1項各号に掲げる工作物（第2号に掲げるものにあつては、旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを含む。）、第2項各号に掲げる工作物又は第3項各号に掲げる工作物（以下「工作物」という。）の新設、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

〔 = 特定課題対応区域内における通常の工作物の新設等の届出と比較すると、「高さ10mを超える」という基準がなくなる。 〕

(3) 例示について

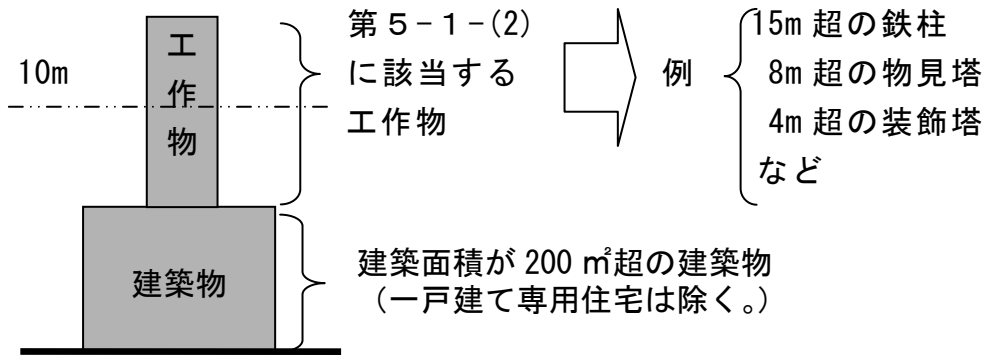
凡例

□ : 届出が不要な部分

■ : 届出が必要な部分

(7) 建築物及び工作物の届出が必要なケース

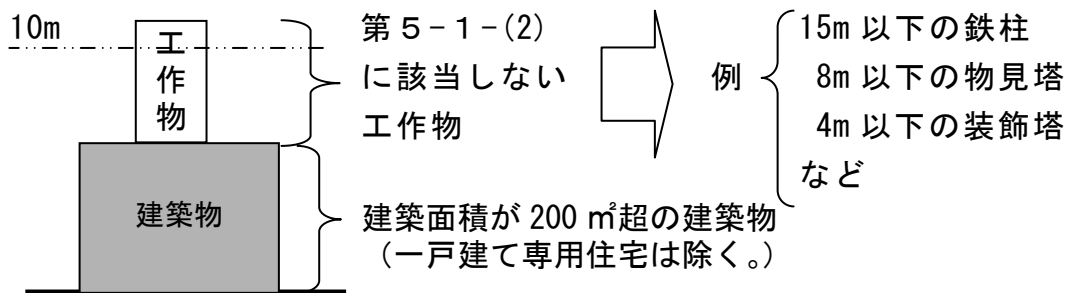
〈ケース 1〉



〔注 この場合、景観法上の届出は、建築物及び工作物を一括して一つの「行為の届出」を行えばよい。〕

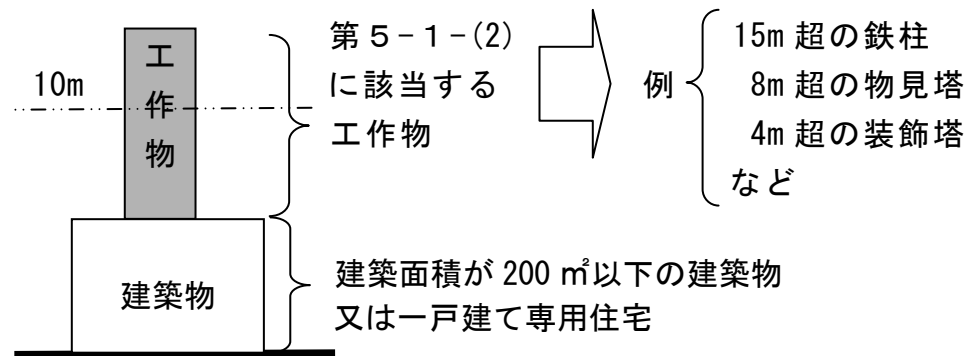
(1) 建築物の届出が必要で、工作物の届出は不要なケース

〈ケース 1〉



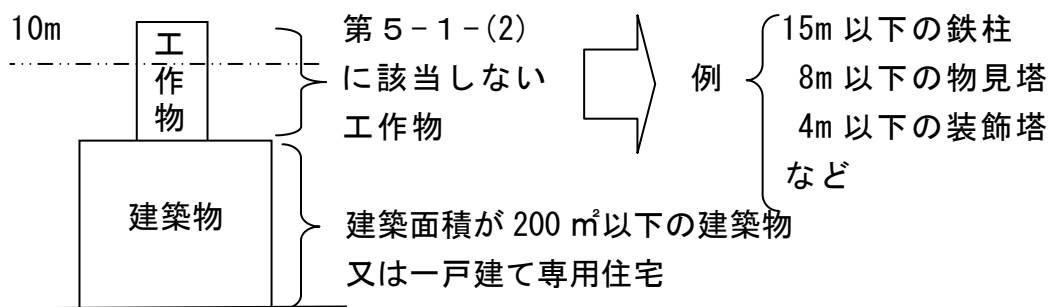
(ウ) 建築物の届出が不要で、工作物の届出は必要なケース

〈ケース 1〉



(エ) 建築物及び工作物の届出が不要なケース

〈ケース 1〉



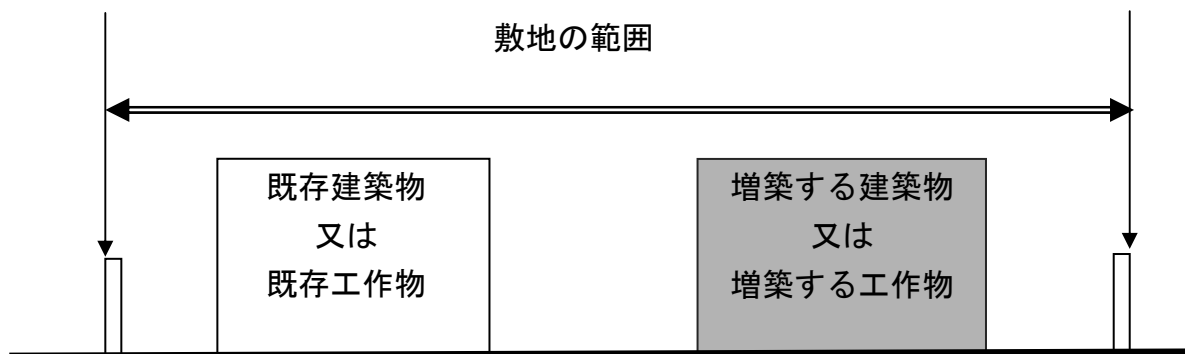


第6 同一敷地内における建築物等の建築等を行う場合の届出について

1 同一敷地内における建築物の別棟の増築又は工作物の別棟の増築の届出について

凡例

□ : 既存部分    ■ : 増築等の部分

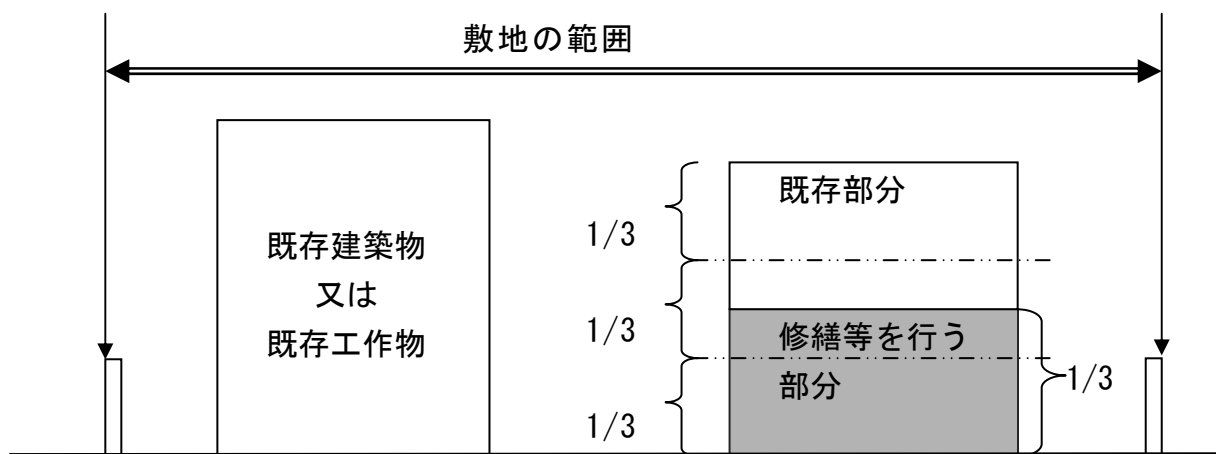


[ 届出不要 ]

届出対象規模であれば届出必要

例 一般課題対応区域の建築物の増築の場合、高さ15m超又は建築面積1,000㎡超であれば届出が必要である。

2 同一敷地内における建築物の別棟又は工作物の別棟の外観の変更となる修繕等の届出について



[ 届出不要 ]

届出対象規模であれば届出必要

例 一般課題対応区域の建築物の修繕等の場合、高さ15m超又は建築面積1,000㎡超の建築物の修繕等で、新たに修繕等を行う部分が、各立面の面積の3分の1を超えれば届出が必要である。

## 第7 複数の景観計画区域等に跨る場合の届出について

建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）並びに物件の堆積の敷地が、県景観計画区域内で区分された複数の区域（例：一般課題対応区域及び特定課題対応区域）に跨る場合、又は県景観計画区域及び他の景観行政団体の景観計画区域若しくは他県の景観計画区域に跨る場合は、各景観計画区域上の建築物等及び物件の堆積の敷地部分は、それぞれの景観計画区域の条例及び景観計画に従うものとする。

## 第8 既存不適格の建築物、工作物及び物件の堆積について

条例及び景観計画施行日（平成20年4月1日）より前に、既に建築等されている「建築物」、建設等されている「工作物」及び「物件の堆積」並びに施行日以前から着手している「行為」については、届出対象行為に該当しても、条例及び景観計画の適用はなく、届出や勧告等の対象とならない。

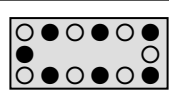
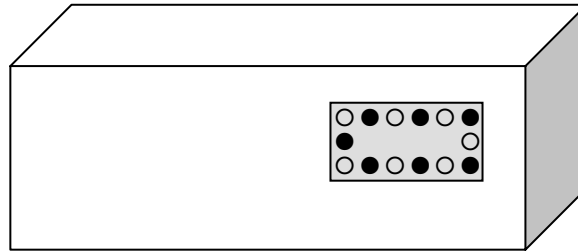
（ただし、平成20年4月1日以降に、建て替え、塗り替え等する際は、適用となる。）

## 第9 点滅光源の面積について

景観計画の「勧告・変更命令基準」に該当する「点滅光源」の『範囲』は、建築物等の壁面の一部又は全部が点滅光源で囲まれている場合は、その囲まれている壁面の面積を、点滅する光源が形成する面積とする（ただし、光が及ばない部分の面積は除く。）。

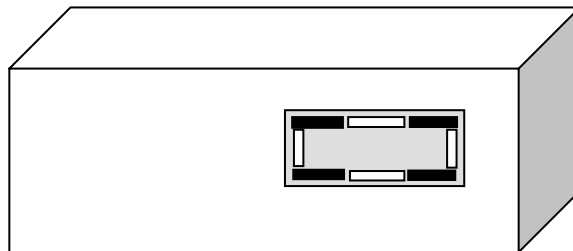
### (7) 勧告・変更命令基準の点滅光源の面積として算入するケース

#### 〈ケース1 光源が点状の場合〉



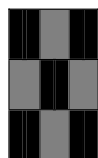
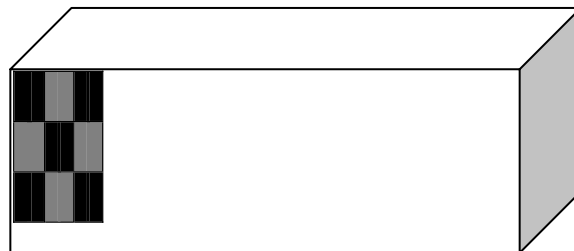
勧告・変更命令基準の点滅光源の面積として算入する。

#### 〈ケース2 光源が線状の場合〉



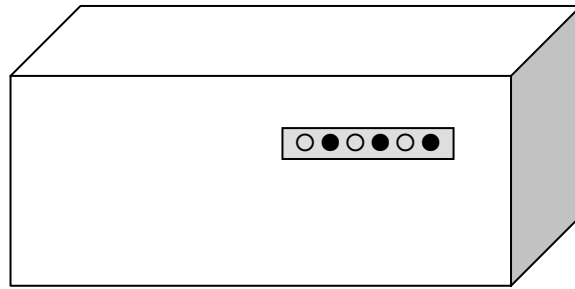
勧告・変更命令基準の点滅光源の面積として算入する。


#### 〈ケース3 光源が面状の場合〉



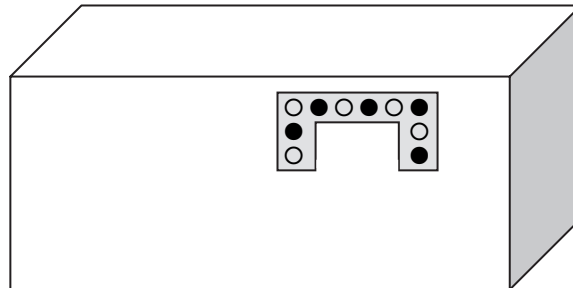
勧告・変更命令基準の点滅光源の面積として算入する。

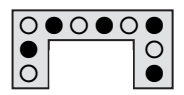
〈ケース4 光源が点状で、一列となっている場合〉



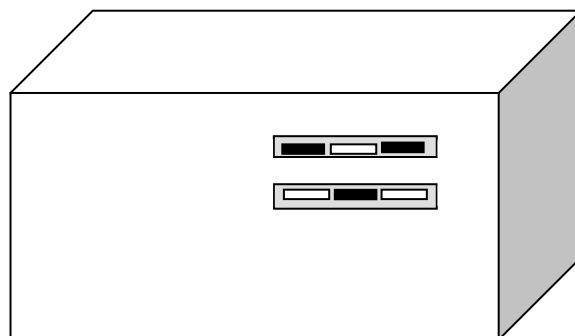
 } 勧告・変更命令基準の点滅光源の面積として算入する。

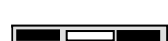

〈ケース5 光源が点状で、3辺で囲まれている場合〉



 } 勧告・変更命令基準の点滅光源の面積として算入する。

〈ケース6 光源が線状で、並行の場合〉



 }  
 } 勧告・変更命令基準の点滅光源の面積として算入する。

## 第10 勧告基準の該当性について

### 1 建築物の修繕等について

凡例



: 既存建築物部分

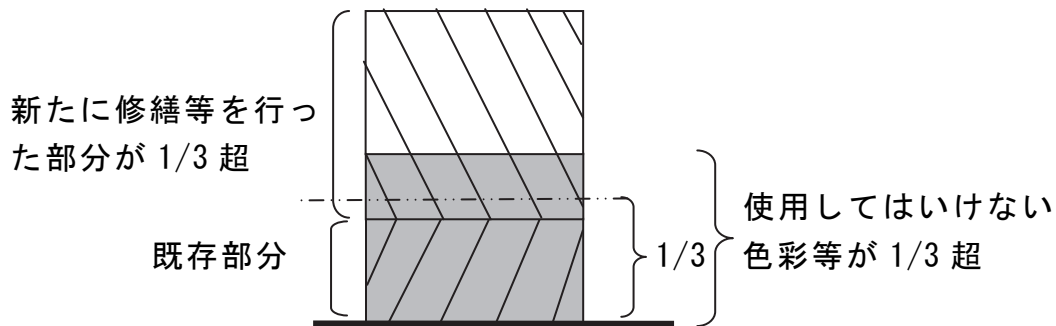


: 修繕等の部分



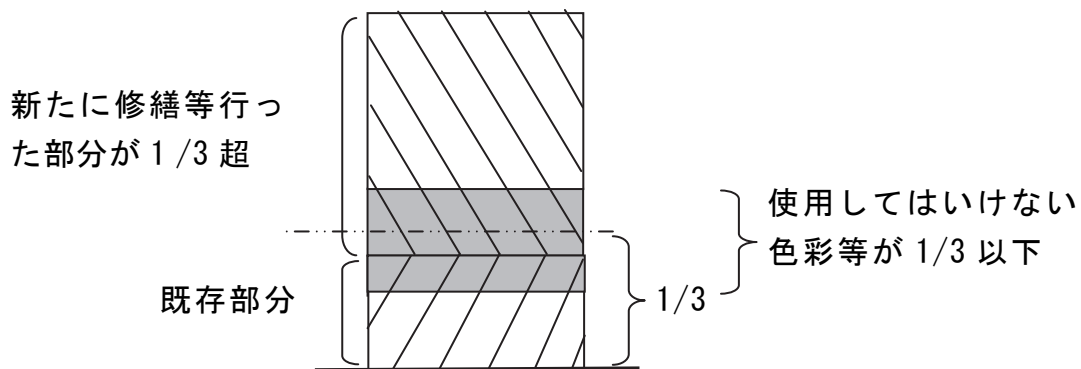
: 景観計画別表「大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準」に該当する色彩及び点滅光源(以下「色彩等」という。)部分

#### (7) 勧告基準に該当するケース 〈ケース1〉



届出対象規模(例: 一般課題対応区域=高さ15m超又は建築面積1,000㎡超。ただし、10㎡以下の増築を除く。)の建築物の修繕等で、使用してはいけない色彩等の部分(既存部分と新たに修繕等を行った部分を合算した面積)が各立面の面積の3分の1を超える場合




#### (1) 勧告基準に該当しないケース 〈ケース1〉



届出対象規模の建築物の修繕等で、新たに修繕等を行った部分が立面の面積の3分の1以上だが、使用してはいけない色彩等の部分(既存部分と新たに修繕等を行った部分を合算した面積)が各立面の面積の3分の1を超えない場合

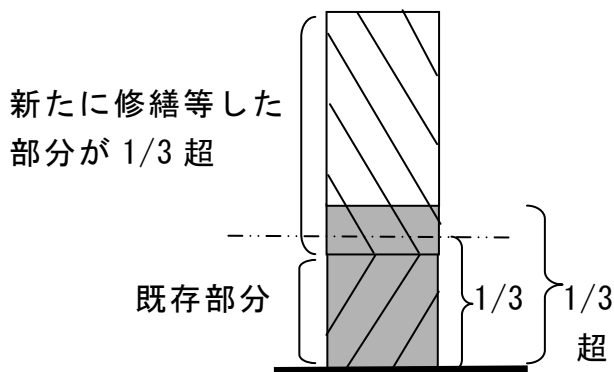
2 工作物の修繕等について

凡例

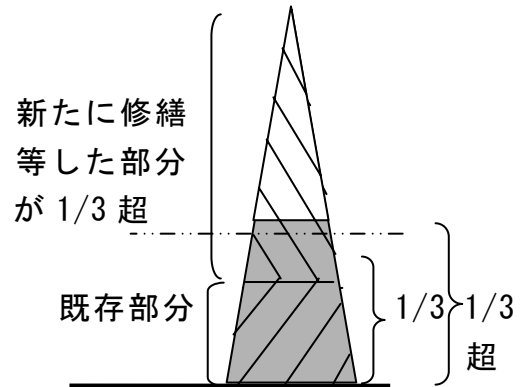
-  : 既存工作物部分
-  : 修繕等の部分
-  : 景観計画別表「大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準」に該当する色彩等の部分

(7) 勧告基準に該当するケース

〈ケース 1〉



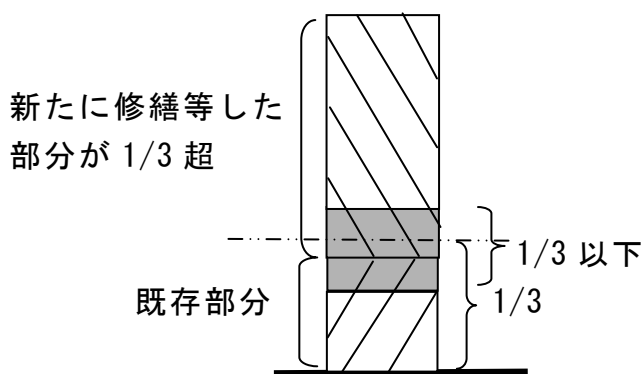
〈ケース 2〉



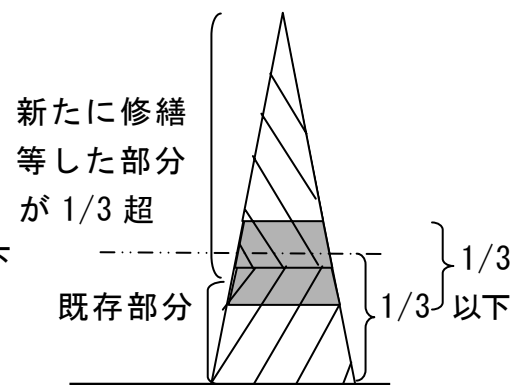
届出対象規模（例：特定課題対応区域＝高さ 10m 超）の工作物の修繕等で、使用してはいけない色彩等の部分（既存部分と新たに修繕等を行った部分を合算した面積）が各立面の面積の 3 分の 1 を超える場合

(1) 勧告基準に該当しないケース

〈ケース 1〉



〈ケース 2〉



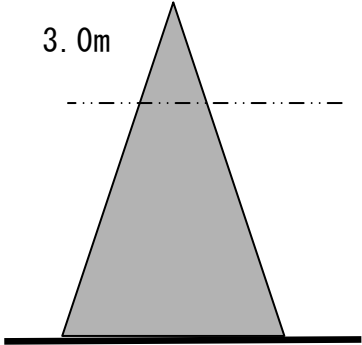
届出対象規模の工作物の修繕等で、使用してはいけない色彩等の部分（既存部分と新たに修繕等を行った部分を合算した面積）が各立面の面積の 3 分の 1 を超えない場合

3 物件の堆積について

〔 凡例  
■ : 堆積物 〕

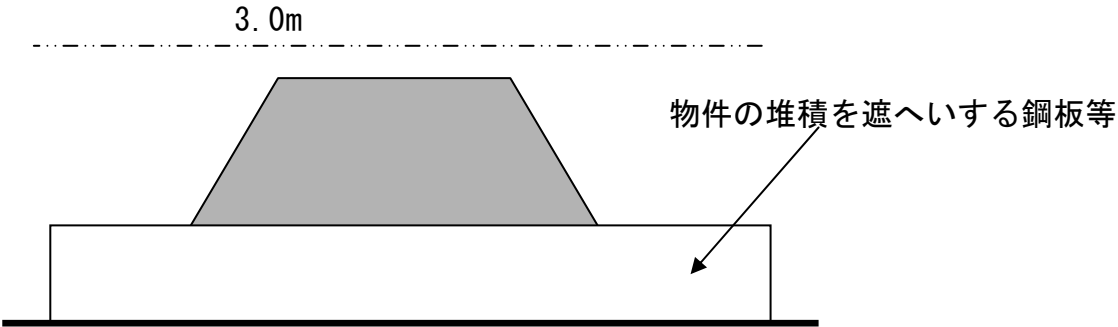
(7) 勧告基準に該当するケース

〈ケース1〉



〔 堆積の高さが3mを超えるととき。 〕

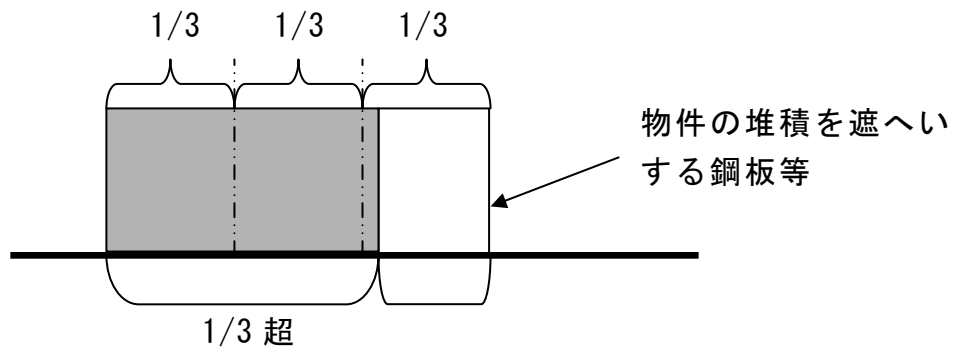
〈ケース2〉



〔 遮へい物が無く、又は不十分で、周囲から堆積物が見えるとき。 〕

〈ケース3〉

- 凡例
- : 景観計画別表「大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準」に該当しない色彩部分
  - : 景観計画別表「大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準」に該当する色彩部分



物件の堆積を遮へいする鋼板等が、景観計画別表「大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準」に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるとき。



### 3 様 式

#### (1) 規則による様式



景観計画区域内における行為の届出書

（表）

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。 この届出書及び添付図書に記載した事項は、事実と相違ありません。		年 月 日	
埼玉県知事	様	提出者住所 電話番号 氏名（自署又は記名押印）	（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、 電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印）
行為の場所	区域の別 <input type="checkbox"/> 一般課題対応区域 （ <input type="checkbox"/> 都市区域 <input type="checkbox"/> 田園区域 <input type="checkbox"/> 山地・丘陵区域） <input type="checkbox"/> 特定課題対応区域 <input type="checkbox"/> 景観形成推進区域	地名地番	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	区分 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更	高さ m 階数
	<input type="checkbox"/> 工作物	敷地面積 m <sup>2</sup> 区分 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更	延べ床面積 m <sup>2</sup> 築造面積 m <sup>2</sup> 土地の面積 m <sup>2</sup>

（裏）

第一立面		彩色が施されている部分	色相 明度 彩度	割合 単位(%)	
建築物・工作物の種類	第一立面	点滅 屋外 彩色が施されている部分	光源物 告物 素材名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	100%
		計			
第二立面		彩色が施されている部分	色相 明度 彩度	割合 単位(%)	
建築物・工作物の種類	第二立面	点滅 屋外 彩色が施されていない部分	光源物 告物 素材名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	100%
		計			
第三立面		彩色が施されている部分	色相 明度 彩度	割合 単位(%)	
建築物・工作物の種類	第三立面	点滅 屋外 彩色が施されている部分	光源物 告物 素材名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	100%
		計			
第四立面		彩色が施されている部分	色相 明度 彩度	割合 単位(%)	
建築物・工作物の種類	第四立面	点滅 屋外 彩色が施されている部分	光源物 告物 素材名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	100%
		計			
行為の期間		着手予定日	年月日	完了予定日	年月日
事前指導等の終了通知書		年月日			

備考1 該当する□内に、レ印を付すこと。  
 2 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材が、着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の場合にその素材名を記載すること。

景観形成基準対応説明書

（表）

行為の場所	区域の別	<input type="checkbox"/> 一般課題対応区域 （ <input type="checkbox"/> 都市区域 <input type="checkbox"/> 田園区域 <input type="checkbox"/> 山地・丘陵区域） <input type="checkbox"/> 特定課題対応区域 <input type="checkbox"/> 景観形成推進区域	
	地名地番		
行為の種類	建築物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更	
	工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更	
	物件の堆積	<input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> 銅板 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
工建築物	<input type="checkbox"/> 埼玉県景観計画別表大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する各立面（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）の面積が、当該立面の面積の合計の3分の1を超えない。 <input type="checkbox"/> 堆積の高さが3mを超えない。 <input type="checkbox"/> 遮へい物等があり、周囲から堆積物が見えない。 <input type="checkbox"/> 埼玉県景観計画別表大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩の面積が、遮へい物の外観のうち各立面につき、当該立面の面積の合計の3分の1を超えない。		
建築物・工作物・物件の堆積	配慮	<input type="checkbox"/> 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意している。 <input type="checkbox"/> 山の稜線や神社、寺院等の建造物などの地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮している。	遠景から中景
	事項	<input type="checkbox"/> 建築物、工作物及び物件の堆積の遮へい物（以下「建築物等」という。）の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材としている。 <input type="checkbox"/> 建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した色彩としている。 <input type="checkbox"/> 建築物等の外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光の色等としている。	中景から近景

（裏）

建築物・工作物・物件の堆積	配慮	中景から近景	<input type="checkbox"/> 建築物等の高さは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにしている。 <input type="checkbox"/> 建築物等の長さは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにしている。 <input type="checkbox"/> 建築物等の形態は、周辺の町並みや建築物の形態との調和に配慮している。 <input type="checkbox"/> 建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえている。 建築物等の外観を構成するもの <input type="checkbox"/> 原色に近い色彩は避けている。 <input type="checkbox"/> 点滅する照明は避けている。 <input type="checkbox"/> 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和及び使用する量のバランスに十分配慮している。 屋外階段 <input type="checkbox"/> 建築物本体と調和した外形としている。 <input type="checkbox"/> 建築物本体と調和した色彩としている。 屋上設備等 <input type="checkbox"/> 外部から直接見えにくいように壁面等で囲っている。 <input type="checkbox"/> その壁面等は、建築物本体と調和する外形及び色彩としている。 <input type="checkbox"/> 敷地内には、地域の景観に調和した樹種を植栽している。 <input type="checkbox"/> 植栽は、道路等の公共空間に面する部分に設置している。 <input type="checkbox"/> 資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積している。 <input type="checkbox"/> 堆積物の周辺は植栽等で遮へいしている。
			建築物等の

備考 該当する□内に、レ印を付すこと。

景観計画区域内における行為の変更届出書

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。 この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。		年 月 日
埼玉県知事	様	年 月 日
提出者住所 電話番号 氏名 (自署又は記名押印)	提出者住所 電話番号 氏名 (自署又は記名押印)	年 月 日
(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、 電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印)		
景観計画区域内 における行為の 届出書受付番号	年 月 日 第 号	
行為の場所	区域の別 <input type="checkbox"/> 一般課題対応区域 ( <input type="checkbox"/> 都市区域 <input type="checkbox"/> 田園区域 <input type="checkbox"/> 山地・丘陵区域 ) <input type="checkbox"/> 特定課題対応区域 <input type="checkbox"/> 景観形成推進区域	
	地名地番	
	変 更 前	変 更 後
設計又は施行 方法の変更内容		
変 更 理 由		

備考 該当する□内に、レ印を付すこと。

届出対象行為に係る事前指導等の申出書

(表)

埼玉県知事		様		年 月 日
埼玉県景観条例第8条第1項の規定により、景観法第16条第1項の規定による 届出の内容について、次のとおり指導又は助言を求めます。				
提出者住所 電話番号 氏名 (自署又は記名押印)	提出者住所 電話番号 氏名 (自署又は記名押印)	年 月 日		
(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、 電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印)				
行為の場所	区域の別 <input type="checkbox"/> 一般課題対応区域 ( <input type="checkbox"/> 都市区域 <input type="checkbox"/> 田園区域 <input type="checkbox"/> 山地・丘陵区域 ) <input type="checkbox"/> 特定課題対応区域 <input type="checkbox"/> 景観形成推進区域	地名地番		
行 為 の 種 類	区分 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更	用途 □ 建築物	高さ m	階数
	敷地面積 m <sup>2</sup>	敷地面積 m <sup>2</sup>	建築面積 m <sup>2</sup>	延べ床面積 m <sup>2</sup>
	区分 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更	用途 <input type="checkbox"/> 建築物	高さ m	建築面積 m <sup>2</sup>
□ 工 作 物	用途 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更	高さ m	建築面積 m <sup>2</sup>	土地の面積 m <sup>2</sup>
□ 物件の堆積 <small>たいせき</small>	種類	高さ m	建築面積 m <sup>2</sup>	土地の面積 m <sup>2</sup>

様

埼玉県知事



届出対象行為に係る事前指導等の終了通知書

年 月 日 付けで指導又は助言の要請のあった行為について、埼玉県景観条例第8条第2項の規定により、下記のとおり結果を通知します。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類
- 3 結果
  - ・ 支障なし
  - ・ 支障あり

理由

行為の種類	区				分		割合 単位(%)
	彩色が施されている部分	色 (マンセル値)	色相	明度	彩度	彩度	
第一 立面	点 減	光源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
	屋 外 広 告 物		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
	彩色が施されていない部分	素材名					
	計						100%
第二 立面	彩色が施されている部分	色 (マンセル値)					
	点 減	光源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
	屋 外 広 告 物		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
	彩色が施されていない部分	素材名					
計							100%
第三 立面	彩色が施されている部分	色 (マンセル値)					
	点 減	光源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
	屋 外 広 告 物		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
	彩色が施されていない部分	素材名					
計							100%
第四 立面	彩色が施されている部分	色 (マンセル値)					
	点 減	光源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
	屋 外 広 告 物		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
	彩色が施されていない部分	素材名					
計							100%
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日			

備考1 該当する□内に、レ印を付すこと。  
 2 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材が、着色していない石、土、木、レンガ及びびコルクシート等の場合にその素材名を記載すること。

第 年 月 日  
号

様

埼玉県知事

印

勧告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、埼玉県景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、埼玉県景観条例第9条第1項の規定により、勧告に従わない旨及び勧告の内容を公表することがあります。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類
- 3 適合しないと認められる理由
- 4 とるべき措置
- 5 履行期限

勧告の公表に対する意見書

埼玉県知事  提出者 住所 電話番号 氏名（自署又は記名押印） （法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、 電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印）	埼玉県景観規則第7条第3項の規定により、次のとおり意見を述べます。  年 月 日  勧告書  意見
年 月 日 第 号	

第 年 月 日  
号

様

埼玉県知事

印

行為の着手制限の期間短縮通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、埼玉県景観条例第10条第1項の規定により、景観法第18条第1項に規定する期間を下記のとおり短縮します。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類
- 3 届出対象行為に係る事前指導等の終了通知書の年月日及び文書番号  
年 月 日 第 号
- 4 行為の着手制限の短縮期間  
日間（ 年 月 日から着手できます。）

景観計画区域内における行為の通知書

（表）

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。 埼玉県知事 様 事務所所在地 電話番号 団体名 代表者名		年 月 日 印
行為の場所	区域の別 <input type="checkbox"/> 一般課題対応区域 （ <input type="checkbox"/> 都市区域 <input type="checkbox"/> 田園区域 <input type="checkbox"/> 山地・丘陵区域） <input type="checkbox"/> 特定課題対応区域 <input type="checkbox"/> 景観形成推進区域	
行為の種類	地名地番 区分 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更	階数
	用途 高さ 敷地面積 建築面積 延べ床面積	m m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物	区分 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更	築造面積
	用途	高さ m 種類 高さ m 土地の面積 m <sup>2</sup>





景観重要建造物指定提案書

景観法第 2 0 条 (第 1 項、第 2 項) の規定により、次のとおり提案します。 年 月 日	
埼玉県知事	様
提出者	住所
電話番号	
氏名 (自署又は記名押印)	
(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、 電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印)	
名称	
所在地	
(提案者が所有者と異なる場合) 所有者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
建築年	年 月 日
外観の特徴	
提案の理由	

- 備考 1 所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、すべての所有者の氏名及び住所を記載すること。
- 2 外観の特徴の欄には、地域の自然、歴史、文化などからみたら景観上の特徴を記載すること。
- 3 景観法施行規則第 7 条に規定する書類を添付すること。

景観重要建造物指定標識			
指定番号	埼玉県指定第	号	指定年月日
年 月 日			
名称			
この標識は、景観法第 2 1 条第 2 項の規定により設置するものです。			
2 0 cm 以上		3 0 cm 以上	

景観重要建造物現況変更許可申請書

(表)

景観法第22条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。 年月日	
埼玉県知事 様 提出者住所 電話番号 氏名（自署又は記名押印） 〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、 電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印〕	第 号 年 月 日 称 地 現状変更行為の種類 現状変更の場所
景観重要建造物	

(裏)

景観重要建造物	設計又は施行方法	
	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日

備考1 所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、すべての所有者の氏名及び住所を記載すること。

2 景観法施行規則第9条第2項各号に掲げる図書を添付すること。

景観重要樹木指定提案書

<p>景観法第 2 9 条 (第 1 項、第 2 項) の規定により、次のとおり提案します。</p>		年 月 日
埼玉県知事	様	
提出者住所		
電話番号		
氏名 (自署又は記名押印)		
<p>(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印)</p>		
樹種		
所在地		
<p>(提案者が所有者と異なる場合) 所有者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p>		
樹容の特徴		
提案の理由		

- 備考 1 所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、すべての所有者の氏名及び住所を記載すること。
- 2 樹容の特徴の欄には、地域の自然、歴史、文化などからみたら景観上の特徴を記載すること。
- 3 景観法施行規則第 1 2 条に規定する図書を添付すること。

景観重要樹木指定標識			
指定番号	埼玉県指定第 号	指定年月日	年 月 日
名 称			
この標識は、景観法第 3 0 条第 2 項の規定により設置するものです。			

3 0 cm 以上

景観重要樹木現状変更許可申請書

（表）

景観法第31条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
埼玉県知事	様	年	月
提出者住所	所	年	月
電話番号		年	月
氏名	（自署又は記名押印）	年	月
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、 電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印〕			
指 定 番 号	第	号	
指 定 年 月 日	年	月	日
樹 種			
所 在 地			
現 状 変 更 の 種 類			
現 状 変 更 の 場 所			

（裏）

景観重要樹木	施 行 方 法	
	着 手 予 定 日	年 月 日
	完 了 予 定 日	年 月 日

備考1 所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、すべての所有者の氏名及び住所を記載すること。

2 景観法施行規則第14条第2項各号に掲げる図書を添付すること。

所有者変更届出書

景観法第 4 3 条の規定により、次のとおり届け出ます。  
この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

埼玉県知事 様 年 月 日

提出者 住所 電話番号  
氏名 (自署又は記名押印)  
(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印)

種別	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
名称又は樹種	
所在地	
変更前の所有者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の名前)	
変更年月日	年 月 日

備考 1 該当する□内に、レ印を付すこと。  
2 変更前の所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、すべての所有者の氏名及び住所を記載すること。

景観協定認可申請書

景観法第 8 1 条第 4 項の規定により、景観協定の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

埼玉県知事 様 年 月 日

提出者 住所 電話番号  
氏名 (自署又は記名押印)  
(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印)

協定の名称	
代表者を定めた協定にあっては、その氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名)	
協定の目的となる土地の区域	
協定の目的となる土地の総地積	
協定の内容	
協定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 景観法第 8 1 条第 1 項に規定する土地所有者等が複数いる場合において、申請者がその一部の者であるときは、申請者以外の土地所有者等の全員の委任状を添付すること。



景観協定廃止認可申請書

景観法第88条第1項の規定により、景観協定の廃止の認可を受けたいので、次のとおり申請します。	
埼玉県知事 様 提出者住所 電話番号 氏名（自署又は記名押印） 〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印〕	年 月 日
協定の名称	
代表者を定めた協定にあってはその氏名及び住所 〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名〕	
協定の目的となる土地の区域	人
協定の目的となる土地の所有者等	合計 人
上記人数のうち協定廃止合意者数	人

備考 景観法第81条第1項に規定する土地所有者等が複数いる場合において、申請者がその一部の者であるときは、申請者以外の土地所有者のうち、当該申請に同意した者の全員の委任状を添付すること。

景観整備機構指定申請書

景観法第92条第1項の規定により、景観整備機構の指定を受けたいので、次のとおり申請します。	
埼玉県知事 様 申請者 主たる事務所の所在地 電話番号 法人の名称及び代表者氏名	年 月 日
指 定 後 の 予 定 業 務	<input type="checkbox"/> 1 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。（景観法第93条第1号の業務） <input type="checkbox"/> 2 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。（景観法第93条第2号の業務） <input type="checkbox"/> 3 景観重要建造物と一体となつて良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらに事業に参加すること。（景観法第93条第3号の業務） <input type="checkbox"/> 4 3の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。（景観法第93条第4号の業務） <input type="checkbox"/> 5 景観法第55条第2項第1号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従つて利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。（景観法第93条第5号の業務） <input type="checkbox"/> 6 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。（景観法第93条第6号の業務） <input type="checkbox"/> 7 1から6までに掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。（具体的に： ）（景観法第93条第7号の業務）
従 務 所	所在地 電話番号 名称

備考 該当する□内に、レ印を付すこと。



景観整備機構届出事項変更届出書

届出事項を変更したいので、景観法第92条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。	
埼玉県知事様	年 月 日
届出者 主たる事務所の所在地	
電話番号	
法人の名称及び代表者氏名	印
景観整備機構指定年月日	年 月 日 第 号
変更予定年月日	年 月 日
変更事項	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 住所又は事務所の所在地
変更前	
変更後	

備考 該当する□内に、レ印を付すこと。

景観形成協定認定申請書

景観形成協定の認定を受けたいので、埼玉県景観条例第18条第1項の規定により、次のとおり申請します。	
埼玉県知事様	年 月 日
提出者 住所	
電話番号	
氏名（自署又は記名押印）	
〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印〕	
協定の名称	
協定の目的となる土地の区域	
土地所有者等の総数	人
土地所有者等の総数のうち協定締結者数	人
協定の目的となる土地の総地積とその土地のうち借地権の目的となっている土地の総地積との合計	
協定の目的となる土地のうち協定締結者である土地所有者等が所有権又は借地権を有している土地の総地積	
協定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで



景観形成協定変更届出書

景観形成協定を変更したので、埼玉県景観条例第18条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。  埼玉県知事 様 提出者 住所 年 月 日 電話番号 氏名（自署又は記名押印） （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印）	
協定の名称	
協定の目的となる土地の区域	
変更前	変更後
変更事項	

様

埼玉県知事 印

景観形成協定取消通知書

年 月 日 付け 第 号で認定した下記の景観形成協定について、埼玉県景観条例第18条第8項の規定により取り消します。

記

- 1 協定の名称
- 2 協定の目的となる土地の区域
- 3 理由

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

景観形成協定廃止届出書

<p>景観形成協定を廃止したので、埼玉県景観条例第18条第10項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
<p>埼玉県知事 様</p>	<p>年 月 日</p>
<p>提出者 住 所 電話番号</p>	
<p>氏 名（自署又は記名押印）</p> <p>〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、 電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印〕</p>	
<p>協 定 の 名 称</p>	
<p>協定の目的となる 土地の区域</p>	

### 3 様 式

#### (2) その他様式



様式第1号

様式第2号

第 年 月 日

第 年 月 日

様

様

埼玉県知事

埼玉県知事



景観法第16条第1項の届出に係る添付図書の省略に関する通知書

届出等受理通知書

年 月 日 付 第 号で通知した行為については、景観法第16条第1項の届出を行うに当たり、景観法施行規則第1条第3項及び埼玉県景観条例第7条第2項の規定により、添付図書の省略を認めます。

景観法第16条〔第1項 第2項〕の規定により、日付で届出のあった行為について、受理しましたので通知します。

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類

様式第3号

様式第4号

第 年 月 日 号

第 年 月 日 号

様

様

埼玉県知事

埼玉県知事



勧告公表通知書

変更命令書

年 月 日付けで勧告した旨及び内容を、埼玉県景観条例第9条第1項の規定により公表するの通知します。

年 月 日付けで届出のあった行為については、埼玉県景観計画に適合しないので、景観法第17条第1項の規定により、下記のとおり命令します。

意見がある場合は、埼玉県景観条例第9条第2項の規定により、別紙の勧告に公表に対する意見書（埼玉県景観規則様式第7号）に意見を記載し、下記の期限までに提出してください。

なお、この命令に従わない場合は、同法第101条第1号の規定により、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

記

記

- 1 勧告の公表に対する意見書の提出履行期限
- 2 提出先

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類
- 3 命令の内容
- 4 理由
- 5 履行期限

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の2の規定による文を記載して行うこと。



第 年 月 日 号

第 年 月 日 号

様

様

埼玉県知事

埼玉県知事



期間延長通知書

原状回復等命令書

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第17条第4項の規定により、同条第2項の期間を下記のとおり延長します。

年 月 日付けで通知した変更命令に係る行為については、景観法第17条第5項の規定により、下記のとおり命令します。

記

記

101

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類
- 3 延長期間 年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)
- 4 理由

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類
- 3 命令の内容
- 4 理由
- 5 履行期限 年 月 日

備考1 この命令に従わない場合は、同法第100条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

2 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の2の規定による文を記載して行うこと。



## 4 埼玉県景観計画



## 目 次

第 1	趣旨	1 0 7
第 2	景観計画区域	1 0 7
第 3	景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	1 0 7
第 4	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	1 1 0
第 5	景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	1 1 2
第 6	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項	1 1 2
第 7	景観重要公共施設の整備に関する事項等	1 1 2
第 8	景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	1 1 3
第 9	広域景観の保全と創出	1 1 3
第 1 0	地域景観の保全と創出	1 1 3
第 1 1	良好な景観の形成に関する普及、啓発	1 1 4
第 1 2	埼玉県景観審議会	1 1 4
別表	大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準	1 1 6



## 埼玉県景観計画

### 第1 趣旨

景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第8条に基づき埼玉県景観計画(以下「景観計画」という。)を以下のとおり定める。景観計画は、本県の景観づくりビジョンと行動計画を示した埼玉県景観アクションプランに適合して定めるものとする。

### 第2 景観計画区域

埼玉県の全域を景観計画区域(景観行政団体である市町村等の区域を除く。)とする。さらに景観計画区域内を景観上の特性や課題が異なる区域に区分する。

#### (1) 一般課題対応区域

(2)の特定課題対応区域及び(3)の住民主体の景観形成推進区域を除く全域を一般課題対応区域とし、次の区域を定める。

##### ア 都市区域

商業地、住宅地、工業地等の主として都市景観を形成している区域。具体的には、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域(以下「用途地域」という。)が定められている区域とする。

##### イ 田園区域

水田、畑、集落、屋敷林等の主として農業景観を形成している区域。具体的には、関越自動車道以東で用途地域が定められていない区域とする。

##### ウ 山地、丘陵区域

山地、丘陵とそれに接する台地の主としてみどりの自然景観を形成している区域。具体的には、関越自動車道以西で用途地域が定められていない区域とする。

#### (2) 特定課題対応区域

2以上の市町村にわたり、かつ広域的な景観形成を図るうえで特定の景観課題につい

て取り組む区域を特定課題対応区域とする。

##### ア 圏央道沿線区域

首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)の整備に伴い開発圧力が高まる区域。具体的には、鶴ヶ島ジャンクション以東の圏央道が存する市町の用途地域が定められていない区域。

#### (3) 住民主体の景観形成推進区域

住民自らがより質の高い景観形成を進めるため、法第11条の景観計画の変更にかかる住民等による提案制度(以下「提案制度」という。)に基づき、住民主体の景観形成推進区域を定める。

## 第3 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

### 1 景観上の特性や課題

#### (1) 一般課題対応区域

##### ア 都市区域の守るべき特性

- ・ 賑わいの中にも落ち着きと統一感のあるまち並み。
- ・ 地区計画等の地域のルールをつくっているまち並み。
- ・ 旧街道に沿った歴史ある景観資源の存在。

##### イ 田園区域の守るべき特性

- ・ 水田、畑、水路、平地林、斜面林、社寺林、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな田園景観の広がり。
- ・ 荒川と利根川の二大河川を中心に、様々な表情を持つ豊かな水辺景観の連なり。
- ・ 古墳等の歴史遺産の分布。

##### ウ 山地、丘陵区域の守るべき特性

- ・ 県土の背景となる高い尾根の山々と、名勝渓谷等、山間谷間のダイナミックな自然美。
- ・ 貴重な群落をもつ自然植生主体の山奥と、植林が主体となる山地の豊かな植生。

- ・ 植林が主体の丘陵地に里山的な樹林が混在し、水辺、田畑、平地林、斜面林、屋敷林が織り成すのどかな里山の情景。
- ・ 東部には広がりのある低地を望み、西部には背景となる山並みを望む魅力的な遠望。

#### エ 各区域の課題

- ・ けばけばしい色彩の建築物や工作物。高さや壁面線などの不揃いなまち並み。
- ・ 乱立する屋外広告物、電線、電柱類。
- ・ 都市化にともなって減少しつつある歴史的景観資源。

#### (2) 特定課題対応区域

##### ア 圏央道沿線区域

- ・ 水田、畑、水路、平地林、斜面林、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな田園景観の広がり。
- ・ 中小河川等、潤いのある水辺景観。
- ・ 圏央道の整備に伴い、市町域を超え、広域に開発圧力が高まり、急速に建築物、工作物及び資材置き場等が増えることが予想される。

#### (3) 住民主体の景観形成推進区域

提案制度に基づき住民主体の景観形成推進区域の特性や課題を整理する。

## 2 将来の景観像

県内外のあらゆる人々が、埼玉の山地、丘陵、田園と都市の魅力を実感し、住みたい、訪れたい、そして誇りに感じる埼玉の実現を将来の景観像とする。

#### (1) 住みたい埼玉

- ・ ふるさと埼玉を実感できる。
- ・ 良好なまち並み形成とともに、埼玉らしい四季折々の自然や農山村、田園のゆとりが育まれている。

#### (2) 訪れたい埼玉

- ・ 埼玉の花や祭り、まち歩きを楽しむ。
- ・ 観光資源と景観づくりの調和を図り、

観光や社会経済活動など交流人口が増え、地域が活性化している。

#### (3) 誇りに感じる埼玉

- ・ 地域の活力と魅力が高まる。
- ・ 県民の活力と意欲が反映した地域主導型の取り組みにより、埼玉への愛着心が育まれている。

## 3 基本目標

2の将来の景観像を目指すため、基本目標を田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造することとする。

(1) 山地、丘陵、台地の自然や田園から成る郷土の情景を守る。

(2) これまで培われてきた地域の歴史や文化を受けつぎ、表情豊かな埼玉の景観特性を生かす。

(3) 県民、市町村との協働のもと、だれもが住みたいと感じ、訪れることの魅力を感じ、地域の絆を深め誇りに思う、埼玉の美しい景観を創造する。

## 4 基本方針

3の景観形成の基本目標に向け、次の基本方針を定める。

(1) 地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり

雄大な山々、広大な平野とそれらの接点の丘陵地がつくる自然地形を重視するとともに、山地から田園に至る緑地や、河川や水路が創り出す豊かな表情の水と緑を生かし、自然環境に配慮する。

(2) 歴史と伝統が語られる景観づくり

旧街道に沿って歴史を残す宿場町や城下町をはじめ、伝統産業や近代産業などの歴史と文化を伝える景観を保全するとともに、それらを受け継ぎ生かしていく。

(3) 身近な生活環境を良くする景観づくり

安全で安心な暮らしの中で、景観阻害要因を抑止するとともに、良好なまち並みや埼玉らしい四季折々の自然と田園のゆとりを享受できる生活環境を整える。



(4) 県民が主体となった景観づくり

県民自らが主体となり、誇りを持って地域の個性を守り育てられるよう、県民、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）、民法（明治29年法律第89号）第34条の法人（以下「公益法人」という。）、事業者、大学、行政の協働により景観づくりを進める。

(5) 地域間の交流を進める景観づくり

県内各地に存在する地域固有の景観資源の魅力を高めて、県内外の多くの人々が楽しみ、地域活性化につながる観光資源として整備するとともに、農山村と都市との交流を進める。

5 景観形成方策の方向性

4の基本方針に沿って、具体的にどのような景観形成方策により実現を目指すのか等の方向性を次に示す。

(1) 広域景観の保全と創出

景観には、山並みを望む魅力的な遠望や旧街道に沿った歴史ある景観資源の存在などの広域的な繋がりがあり、広域景観の保全と創出は重要な課題である。そのため市町村と連携し、広域景観形成支援プロジェクト、景観協議会などを活用しながらこれらの景観資源を繋ぐテーマを設定し、広域景観の保全と創出を推進する。

(2) 地域景観の保全と創出

地域の良好な景観形成は、居住環境の向上など住民の生活に密接に関係する課題である。そのため地域住民が実施する勉強会に専門家を派遣するなど、景観形成に対する住民の関心を高めて、景観形成協定、景観協定又は提案制度が活用されるようにする。

なお、提案制度が活用される場合にあつては、景観計画区域に住民主体の景観形成推進区域を位置付ける。

(3) 建築物の建築等に対する規制誘導

ア 基本的考え方

全ての建築物の建築、工作物の建設及び物件の堆積は、景観の一部を構成することとなる。したがって、これらの行為を行う者は、第4(2)の景観形成基準に配慮して計画するものとする。そのため、景観形成基準の解説書を作成し、良好な景観の形成を誘導する。

イ 一般課題対応区域

高さが15メートルを超えるなどの大規模な建築物及び工作物を届出対象として、第4(2)の景観形成基準にしたがい良好な景観形成を誘導する。外観の色彩等について必要がある場合は、勧告、公表及び変更命令等を行う。

ウ 特定課題対応区域

(ア) 圏央道沿線区域

建築面積が200平方メートルを超える業務用等の建築物、工作物及び資材置き場等を届出対象として、第4(2)の景観形成基準にしたがい良好な景観形成を誘導する。外観の色彩について必要がある場合は、勧告、公表及び変更命令等を行う。また堆積の高さ等について必要がある場合は、勧告及び公表を行う。

さらに、積極的に良好な景観形成を誘導していく地区では、市町が法第61条の景観地区（以下「景観地区」という。）又は法第55条の景観農業振興地域整備計画（以下「景観農業振興地域整備計画」という。）を定め、認定、許可制度等により良好な景観の形成を誘導する。

エ 住民主体の景観形成推進区域

提案制度に基づき地域の特性や課題に応じた建築物の建築等に対する行為の制限の内容を整理する。

オ その他

地域の課題については、市町村が景観地区、都市計画法第8条第1項第3号の高度地区（以下「高度地区」という。）、都市計

画法第12条の4の地区計画等（以下「地区計画等」という。）又は景観農業振興地域整備計画を定めるなどにより解決することができるように、市町村を支援する。

#### 第4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

##### (1) 届出対象行為

届出対象行為は、次に掲げるものとする。

届出をしようとする者は、あらかじめ、当該届出の内容について、指導又は助言を求めることができる。

##### ア 一般課題対応区域

###### (ア) 建築物

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）のうち、高さが15メートルを超えるもの又は建築面積が1,000平方メートルを超えるものの新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

###### (イ) 工作物

建築基準法施行令第138条第1項各号に掲げる工作物（第2号に掲げるものにあつては、旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを含む。）、第2項各号に掲げる工作物又は第3項各号に掲げる工作物（以下「工作物」という。）のうち、高さが15メートルを超えるものの新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

##### イ 特定課題対応区域（圏央道沿線区域）

###### (ア) 建築物

建築面積が200平方メートルを超える建築物（一戸建て専用住宅を除く。）の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

###### (イ) 工作物

高さが10メートルを超える工作物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

###### (ウ) 廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

屋外において行う、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源、その他の物件の堆積（埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年条例第64号）第2条第4号に規定する土砂の堆積を除く。）（以下「物件の堆積」という。）であつて、当該物件の堆積に係る土地の面積が500平方メートルを超え、又は高さが1.5メートルを超えるもの。

##### ウ 適用除外

法令、条例の規定により良好な景観の形成のために必要な措置が講じられている次に掲げるものは、届出対象行為としない。

(ア) 法第16条第7項第1号から第10号に規定する通常の管理行為等。

(イ) 都市計画法第8条第1項第7号の風致地区の区域内で行う行為。

(ウ) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の都市公園の区域内で行う行為。

(エ) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第5条第1項の近郊緑地特別保全地区の区域内で行う行為。

(オ) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項第1号の自然公園の区域内で行う行為。

(カ) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の特別緑地保全地区の区域内で行う行為。

(キ) 景観農業振興地域整備計画の区域内で行う同計画で定める事項に係る行為。

(ク) 埼玉県自然環境保全条例（昭和49年埼玉県条例第4号）第17条第1項の県自然環境保全地域のうち特別地区の区域内で行う行為。

(ケ) 圏央道沿線区域の地区計画等で知事が認めるものの区域内で行う行為。

## (2) 景観形成基準

### ア 配慮事項

(ア) 遠景～中景（広域景観の中でのあり方）

a 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。

b 山の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切に、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。

(イ) 中景～近景（周辺景観の中でのあり方）

a 建築物の外壁や物件の堆積の遮蔽物など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等とすること。

b 建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。

c 建築物等の形態は、周辺のまち並みや建築物の形態と調和した形態とす

ること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。

(ウ) 建築物等のデザイン

a 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けること。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。

b 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。

c 屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。

d 敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。それらは道路等の公共空間に面する部分に植栽すること。

e 資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽等で遮蔽すること。

イ 勧告基準（法第16条第3項の基準）

(ア) 建築物及び工作物

別表の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。以下、同じ。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるときは勧告及び公表を行うことができる。

(イ) 物件の堆積

次のいずれかに該当すると認めるときは勧告及び公表を行うことができる。

a 堆積の高さ

堆積の高さが3mを超えるとき。

b 堆積物の遮蔽

遮蔽物が無く、又は不十分で、周囲から堆積物が見えるとき。

c 遮蔽物の色彩

別表の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるとき。

ウ 変更命令基準(法第17条第1項の基準)

建築物及び工作物については、別表の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるときは変更命令を行うことができる。

第5 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

第3の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、景観計画区域内の良好な景観形成に重要な建造物又は樹木を市町村の意見を聴き指定する。市町村は、次の全てについて具体的な考え方を示した上で推薦するものとする。

- (1) 良好な景観の形成に関する方針として、景観上の特性や課題を整理し、将来の景観像を定め、どのような建造物又は樹木が重要であるのか、建築物の形態意匠等、工作物の種類、形態意匠等、樹木の樹容、樹種等についての具体的な考え方。
- (2) 指定後の維持管理についての具体的な考え方。

第6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、経済活動等に伴って無秩序に氾濫するおそれがあり、都市の景観や自然の風

致に与える影響が大きいものである。

そこで、第3の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、埼玉県屋外広告物条例(昭和50年条例第42号)に規定する屋外広告物の面積、色彩その他の基準を見直し、適切な規制を行う。

特に特定課題対応区域の圏央道沿線区域においては、圏央道の整備に伴い市町域を超え、広域に開発圧力が高まり、急速に屋外広告物が増えることが予想されることから、新たな禁止地域の指定など、当該地域の景観特性に応じた適切な規制を行う。

第7 景観重要公共施設の整備に関する事項等

- 1 道路、橋梁、河川、公園及び公共建築物等について、周辺の景観との調和や地域特性を生かした良好な景観の形成を行うため、基本的な事項や配慮する事項を示した埼玉県公共事業景観形成指針(以下「指針」という。)を定め整備を行う。
- 2 国、市町村、その他の法人(以下「国等」という。)が景観計画区域内で公共事業を行う場合において、当該地域における良好な景観の形成を図るため必要があると認めるときは、指針に適合した整備を行うように要請する。
- 3 県及び国等の法第8条第2項第5号口の特定公共施設が、景観の形成に資するなど必要があると認めるときは、当該公共施設の管理者と指針に則して整備及び関連する許可の基準を協議し、その同意を得て、景観重要公共施設として位置付ける。
- 4 前項に基づき、次のものを景観重要公共施設として位置付ける。
  - (1) 圏央道のうち鶴ヶ島ジャンクションから茨城県境までの区間。

ア 整備に関する事項

当該公共施設の管理者は県と双方調整を図り、指針に則して整備を行うものとする。

## 第8 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

水田、畑、集落、屋敷林等の主として農業景観を形成している田園区域、山地、丘陵とそれに接する台地の主としてみどりの自然景観を形成している山地、丘陵区域において、市町村が景観農業振興地域整備計画を定める場合には、市町村に対し第3の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針と調和して定めることを要請する。

特に特定課題対応区域である圏央道沿線区域においては、水田、水路、平地林、斜面林、集落や屋敷林が織り成す郷土性豊かな田園景観が広がることから、周辺の景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、市町に対し第3の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に調和した景観農業振興地域整備計画を定めるよう助言する。

## 第9 広域景観の保全と創出

### 1 広域景観形成支援プロジェクト

景観重要建造物等となる景観資源を抽出し、これらの景観資源を景観重要公共施設などの公共施設と連携して繋ぐ広域景観形成の連携テーマを設定し、広域景観形成支援プロジェクトとして位置付ける。プロジェクトを進める上では、法第15条の景観協議会（以下「景観協議会」という。）の設置など協議体制づくり等のコーディネートを行う。

### 2 景観整備機構

良好な景観形成には、地域住民を含めたNPO、公益法人との協働により、県と役割分担しながら、ともに良好な景観の形成の推進を図ることが有効である。そのためNPO又は公益法人を良好な景観形成を担う主体として、法第92条の景観整備機構に指定し、良好な景観の保全、整備の推進を図る。

### 3 景観協議会

良好な景観形成を持続的に推進していくためには、地域において景観の形成にかかわりを持つ様々な立場の者が共通の場を設けて協議、調整を図りながら課題解決を図っていくことが有効である。そのため良好な広域景観の形成を図るため、景観協議会制度を活用して、景観重要公共施設の管理者、NPO、公益法人、県民、関係事業者、大学、国及び市町村等と計画や事業の調整を行う。

### 4 市町村との連携

県及び市町村が連携して良好な景観の形成に関する施策の調査研究をし、地域の特性を生かした良好な景観の形成を推進するため、県及び市町村で行政連絡会議を組織する。

## 第10 地域景観の保全と創出

### 1 住民主体の景観形成の推進

地域の良好な景観形成は、居住環境の向上など住民の生活に密接に関係する課題である。そのため、市町村と連携して第11の良好な景観の形成に関する普及、啓発により景観形成に対する住民の関心を高めて、景観形成協定、景観協定又は提案制度が活用されるようにして、住民主体の景観形成を推進する。

### 2 景観形成協定

地域の住民や事業者等が、その地域をどのようなまちにしたいのかを考え、自主的な規制について合意形成をすることは、地域の良好な景観形成を図る上で有効である。そのため、地域の住民や事業者等に対し助言又は指導を行い、一団の土地について3分の2以上の土地所有者等の協定については、市町村と連携して景観形成協定として認定をするなどの支援をする。

### 3 景観協定

地域の良好な景観形成を図るために、一団の土地について土地所有者等の全員の合意により、自主的な規制を行う協定を締結することができる場合には、法第81条の景観協

定（以下「景観協定」という。）を締結するように土地所有者等を支援し、助言又は指導を行う。

#### 4 提案制度

地域の良好な景観形成には、住民、事業者等が行政の提案に対して受け身となるだけでなく、主体的に参加することが有効である。景観形成協定や景観協定を締結した区域では、提案制度が活用されるよう、提案に係る区域の規模要件を緩和するなど、県民、NPO、事業者等の参加のシステムの充実を図る。

#### 5 市町村の景観行政団体移行を促進

地域の良好な景観形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、また地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、市町村の景観行政団体への移行を支援する。

特に景観形成協定、景観協定又は提案制度が活用されているなど、住民の景観形成に対する意識の高い地域では、市町村の景観行政団体への移行を促進する。

### 第11 良好な景観の形成に関する普及、啓発

#### 1 専門家の派遣

市町村や地域住民の景観まちづくり活動や景観協議会活動等を促進するため、市町村や住民等の団体が実施する景観まちづくりに関する講演会や勉強会等に、アドバイザーとなる専門家を派遣する。

#### 2 景観資源の抽出と発信

景観重要建造物等の景観資源や景観形成協定等住民主体の景観形成に関する情報の登録システムを構築し、広報や発信を行う。このシステムは、県民、NPO、市町村等が参加できる仕組みとする。

#### 3 景観まちづくりの担い手を養成

地域住民の景観まちづくり活動や景観協議会活動を促進するため、景観まちづくりの担い手を養成するための講義やワークショップを行う。それらを通して得た知識や経験、人の輪を生かし、景観資源の保全活動や地域でのまち並みルールづくり等を行う景観まちづくりの推進役を養成する。

#### 4 表彰

良好な景観形成について県民の関心と理解を深めるとともに、積極的に良好な景観形成に関する活動を行う意欲を高めるために、周辺の景観の向上に資する優れた建築物、まち並み及び活動等を表彰する。

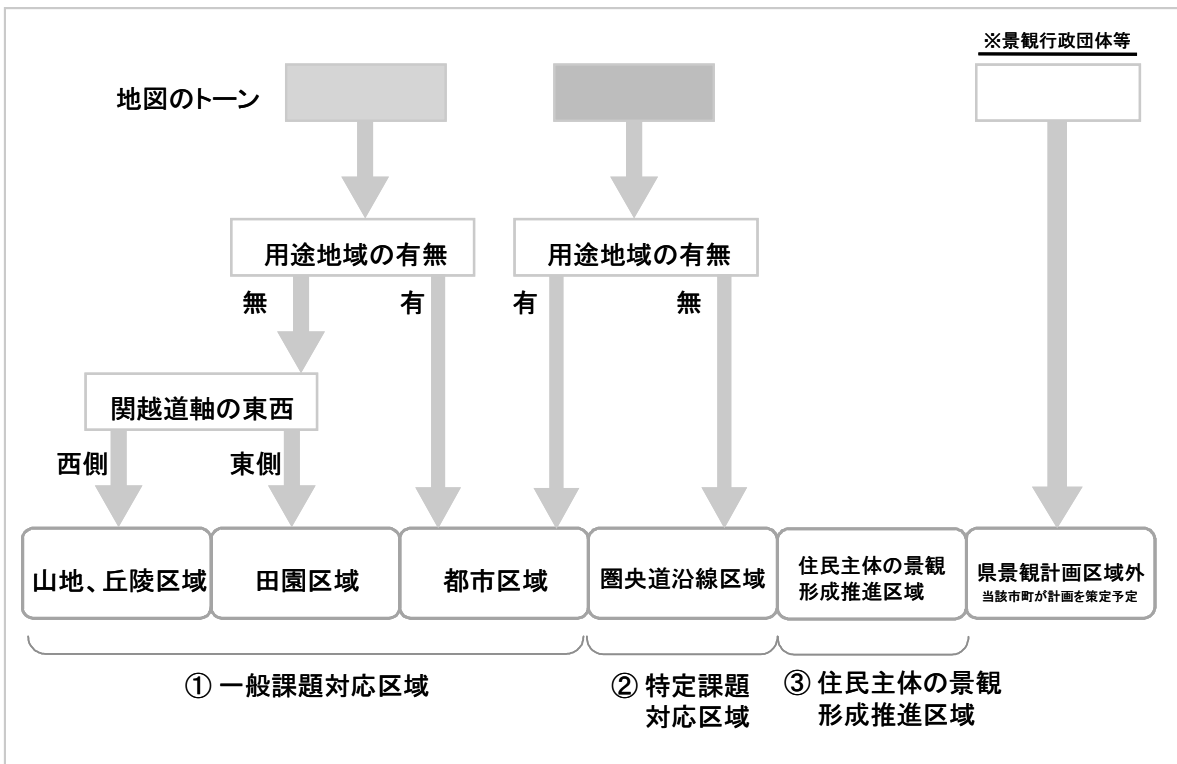
### 第12 埼玉県景観審議会

知事の諮問に応じ、良好な景観形成に関する重要事項を調査審議するため、学識経験を有する者、関係団体を代表する者及び関係行政機関の職員等で構成する埼玉県景観審議会を設置する。

#### 附 則

この計画は、平成20年4月1日から施行する。

# 景観計画区域 区域区分



別表 大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準

都市区域		
色相	明度	彩度
7.5R から7.5Y	—	6を超える
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない) 7.5Y から7.5GY (7.5Yは含まない)	—	4を超える
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RP は含まない)	—	2を超える

田園区域、圏央道沿線区域		
色相	明度	彩度
7.5R から7.5Y	2を超える	6を超える
	2以下	—
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない) 7.5Y から7.5GY (7.5Yは含まない)	2を超える	4を超える
	2以下	—
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RP は含まない)	2を超える	2を超える
	2以下	—
N	2以下	—

山地、丘陵区域		
色相	明度	彩度
7.5R から7.5Y	9以上	—
	9未満	6を超える
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない) 7.5Y から7.5GY (7.5Yは含まない)	9以上	—
	9未満	4を超える
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RP は含まない)	9以上	—
	9未満	2を超える
N	9以上	—



## 5 埼玉県景観条例



制定	平成元年3月29日条例第42号
改正	平成12年3月24日条例第5号
改正	平成19年7月10日条例第46号

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 景観計画

第2節 景観計画の策定等(第4条—第6条)

第2節 行為の規制等(第7条—第13条)

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木  
(第14条—第17条)

第3章 県の景観形成施策等(第18条—第22条)

第4章 雑則(第23条)

附則

第一章 総則

(目的)

第1条 この条例は、埼玉の景観形成を進めるための施策を講ずるとともに、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした景観形成を推進し、もって魅力と風格のある郷土の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「景観形成」とは、現にある良好な景観を保全し、又は新たに良好な景観を創出することをいう。

2 この条例において「景観計画」とは、法第8条第1項に規定する景観計画をいう。

(責務)

第3条 県は、景観形成に関し、市町村との密接な連携の下に、県内の自然的社会的諸条件に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、景観形成に自ら努めるとともに、県が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

3 県民は、景観形成に関する理解を深め、景観形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県が実施する景観形成に関する施策に協力しな

ければならない。

第2章 景観計画

第1節 景観計画の策定等

(景観計画区域等)

第4条 法第8条第2項第1号の景観計画区域(以下「景観計画区域」という。)については、次のいずれかの区域に区分して定めるものとする。

一 一般課題対応区域(次号及び第三号に掲げる区域以外の区域をいう。)

二 特定課題対応区域(一の市町村の区域を超える広域の景観形成を図るため、特定の景観に関する課題について取り組む地域の区域をいう。)

三 景観形成推進区域(法第11条第1項の規定による提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする場合における当該策定又は変更に係る区域をいう。)

2 法第8条第2項第三号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項については、前項各号に掲げる区域の区分ごとの自然的社会的諸条件に応じて定めるものとする。

(景観計画の策定手続)

第5条 知事は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年埼玉県条例第17号)第2条第1項の規定に基づき設置された埼玉県景観審議会(以下「景観審議会」という。)の意見を聴くものとする。景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

(景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模)

第6条 景観法施行令(平成16年政令第298号。以下「政令」という。)第7条ただし書の規定により定める規模は、法第83条第1項(法第84条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けている景観協定又は第18条第3項の規定による認定を受けている景観形成協定の目的となる土地の区域に限り、0.3ヘクタールとする。

第2節 行為の規制等

(届出対象行為等)

第7条 法第16条第1項第四号の条例で定める行為は、政令第4条第四号に掲げる行為(埼玉県土

- 砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）第2条第四号に規定するものを除く。）で、第4条第1項第二号の特定課題対応区域又は同項第3号の景観形成推進区域のうち、規則で定める区域内のもの（次項において「物件の堆積」という。）とする。
- 2 前項の行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる図書（第一号及び第三号に掲げる図面にあつては、規則で定める縮尺のものに限る。）を添付して行わなければならない。ただし、当該届出が次条第2項第一号に係る同項の通知に関する届出である場合にあつては、当該図書のうち、知事が必要としないと認める図書の添付を省略することができる。
- 一 物件の堆積を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面
  - 二 当該土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真
  - 三 当該土地の区域内における物件の堆積を行う位置並びに堆積の方法及び高さを表示する図面
  - 四 法第8条第3項第二号に規定する基準（第13条において「景観形成基準」という。）についての対応を記載した書類（第4項において「景観形成基準対応説明書」という。）
  - 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める図書
- 3 第1項に規定する行為に係る法第16条第1項の条例で定める事項は、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下この条において「省令」という。）第2条に規定する事項とする。
- 4 省令第1条第2項第四号の条例で定める図書は、景観形成基準対応説明書その他規則で定める図書とする。
- 5 第1項に規定する行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、省令第3条に規定する事項とする。
- 6 法第16条第7項第十一号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- 一 次に掲げる行為で規則で定める規模以下のもの
    - イ 法第16条第1項第一号に掲げる行為
    - ロ 法第16条第1項第二号に掲げる行為（規則で定める工作物に係る行為に限る。）
    - ハ 第1項に規定する行為
    - ニ 法第16条第1項第三号に掲げる行為
    - 三 第一号イからハまでに掲げる行為で同号の規則で定める規模を超えるもののうち、他の法令又は条例の規定により景観形成のための措置が講じられている地域の区域として規則で定める区域内の行為
 

（届出対象行為に係る事前の指導等）
- 第8条 法第16条第1項の規定による届出（以下「法定届出」という。）をしようとする者は、あらかじめ、その内容について、規則で定めるところにより、知事に必要な指導又は助言を求めることができる。
- 2 知事は、前項の規定による求めに応じて行う指導又は助言を終了するときは、当該指導又は助言を求めた者に対し、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる事項を規則で定めるところにより通知するものとする。
- 一 当該法定届出をしようとする内容が景観形成を図る上で支障がないと知事が認めるとき。
 

その旨
  - 二 当該法定届出をしようとする内容が景観形成を図る上で支障があると知事が認めるとき。
 

その旨及び理由

（勧告の公表等）
- 第9条 知事は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
- 2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。
- （行為の着手制限の期間短縮）
- 第10条 知事は、第8条第2項第一号に係る同項の通知をした場合において、当該通知に係る法定届出が行われ、かつ、当該法定届出に係る行為に関し法第16条第3項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、当該行為について、法第18条第2項の規定による期間の短縮をするものとする。
- 2 知事は、前項の期間の短縮をするときは、規則

で定めるところにより、当該法定届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(特定届出対象行為等)

第11条 法第17条第1項の条例で定める行為は、第7条第6項第一号及び第三号に掲げる行為(当該行為のうち同項第一号イ又はロに係る行為に限る。)以外の行為とする。

2 知事は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

(報告)

第12条 知事は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者に対し、当該行為の種類、場所、設計又は施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

一 法定届出がされている場合において、当該行為の施行状況が当該法定届出の内容と異なるおそれがあると認めるとき。当該法定届出をした者

二 法定届出がされていない場合において、着手している行為が法定届出の必要な行為に該当するおそれがあると認めるとき。当該行為を行っている者

(景観形成基準に係る配慮義務等)

第13条 この条例に別段の定めがある場合を除き、景観計画区域内において、法第16条第1項第一号若しくは第二号又は政令第4条第四号に掲げる行為をする者は、景観形成基準に配慮し、景観形成上必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 知事は、景観形成を図るため必要があると認めるときは、前項の行為をする者に対し、景観形成基準に配慮した措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木  
(景観重要建造物の指定等の手続)

第14条 知事は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする建造物が所在する市町村の長及び景観審議会の意見を聴くものとする。法第27条第2項の規定による景観重要

建造物の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第15条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 景観重要建造物の通常管理行為として行う修繕は、当該修繕前の外観を変更することのないように、定期的に、又は必要に応じて行うこと。

二 消火器の設置その他の防災上必要な措置を講ずること。

三 景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐため、その敷地、構造、建築設備等の状況を、定期的に、又は必要に応じて点検すること。

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(景観重要樹木の指定等の手続)

第16条 知事は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする樹木が所在する市町村の長及び景観審議会の意見を聴くものとする。法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第17条 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 景観重要樹木の良い景観を保全するため、定期的に、又は必要に応じて剪定又は下草刈りを行うこと。

二 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、定期的に、又は必要に応じて病害虫の駆除その他の措置を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

### 第3章 県の景観形成施策等

(景観形成協定)

第18条 次の各号のいずれにも該当する協定を締結した者の代表者は、当該協定について、知事の認定を申請することができる。

一 協定の目的となる土地が景観計画区域内の一団の土地であること。

二 前号の一団の土地の区域内の法第11条第1

項に規定する土地所有者等の3分の2以上の合意（合意した者が所有するその区域内の土地の地積と合意した者が有する借地権（同項に規定する借地権をいう。以下この号において同じ。）の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。）により締結されたものであること。

三 次に掲げる事項が定められているものであること。

イ 協定の目的となる土地の区域

ロ 景観形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの

(1) 建築物（法第7条第2項に規定する建築物をいう。以下この条において同じ。）の形態又は色彩その他の意匠に関する基準

(2) 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準

(3) 工作物（建築物を除く。第3項第二号において同じ。）の位置、規模、構造、用途又は形態若しくは色彩その他の意匠に関する基準

(4) 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項

(5) 屋外広告物（法第7条第3項に規定する屋外広告物をいう。以下(5)において同じ。）の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

(6) 農用地（法第55条第1項に規定する農用地をいう。）の保全又は利用に関する事項

(7) その他景観形成に関する事項

ハ 協定の有効期間

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる図書を添付して、規則で定めるところにより行うものとする。

一 当該協定に係る協定書の写し

二 当該協定の目的となる土地の区域を表示する図面

三 当該協定が前項第二号に規定する合意により締結されたことを証する書類

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める図書

3 知事は、第1項の規定による申請があった場合において、当該協定が地域の景観形成に資するものであり、かつ、次の各号のいずれにも該当するときは、当該協定を景観形成協定として認定するものとする。

一 申請手続が法令又は条例若しくは規則に違反しないこと。

二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第1項第三号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

4 知事は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該申請に係る協定の目的となる土地が所在する市町村の長及び景観審議会の意見を聴くものとする。

5 第3項の規定による認定は、規則で定める認定書を第1項の規定による申請をした者に交付して行うものとする。

6 知事は、第3項の規定による認定をしたときは、当該景観形成協定の名称及び区域を告示するものとする。

7 景観形成協定において定めた事項が変更された場合は、当該景観形成協定を変更した者の代表者は、当該変更後の景観形成協定に係る協定書の写しその他変更の内容を確認できる図書として規則で定めるものを添付して、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

8 知事は、前項の規定による届出に係る変更後の景観形成協定の内容が、第1項各号及び第3項各号のいずれかに該当しない場合は、当該景観形成協定に係る同項の規定による認定を取り消すものとする。この場合においては、知事は、規則で定めるところにより、当該認定の取消しに関し、その旨を当該届出をした者に通知するとともに、当該景観形成協定の名称及び区域を告示するものとする。

9 知事は、第7項の規定による届出に係る変更後の景観形成協定の内容が、前項前段に規定する場合以外の場合（当該変更の内容が当該景観形成協定の名称又は区域に係るものである場合に限る。）

であるときは、当該変更後の景観形成協定の名称及び区域を告示するものとする。

10 景観形成協定が廃止された場合は、当該景観形成協定を廃止した者の代表者は、その旨を規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

11 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、当該廃止に係る景観形成協定の名称及び区域を告示するものとする。

12 知事は、第1項の協定を締結しようとする者、同項の規定による申請をしようとする者又は第3項の規定による認定を受けた者に対し、景観形成のために必要な指導又は助言を行うことができる。  
(県の事業における景観形成のための措置)

第19条 知事は、公共事業を行う場合においては、当該地域における景観形成を図るため必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、前項の規定により講ずべき措置の指針(以下「公共事業景観形成指針」という。)を定めるものとする。

3 知事は、前項の規定により公共事業景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、公共事業景観形成指針を定めたときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、公共事業景観形成指針の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をする場合について準用する。

(国等の事業における景観形成のための措置の要請)

第20条 知事は、国、他の地方公共団体その他規則で定める法人(以下この条において「国等」という。)が公共事業を行う場合において、当該地域における景観形成を図るため必要があると認めるときは、国等に対し、公共事業景観形成指針に適合する措置を講ずるよう要請するものとする。

(体制整備、施策の実施等)

第21条 県は、市町村と連携して、広域にわたる景観形成を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 県は、市町村が景観行政団体(法第7条第1項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。)とし

て景観形成に関する施策を推進することの重要性を踏まえ、市町村が景観行政団体となるに当たり必要な情報提供又は助言を行うものとする。

3 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(第三号において「県民等」という。)に対して、次に掲げる施策を実施するものとする。

一 景観形成に関する啓発及び知識の普及

二 景観形成の推進に携わる人材の養成

三 景観形成に関する県民等の自主的な活動の促進

四 景観形成に関する調査、研究及び情報の提供(審議会への諮問)

第22条 知事は、法第83条第1項(法第84条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認可をする場合その他知事が必要と認める場合においては、景観審議会の意見を聴くものとする。

#### 第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条並びに次項各号の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に、景観行政団体である市町村の区域及び次に掲げる市町村の区域については、当該市町村が景観行政団体として定める景観計画が効力を生ずる日の前日までの間は、改正前の埼玉県景観条例(以下「改正前の条例」という。)は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

一 法第7条第1項ただし書の規定により協議している市町村のうち、同項ただし書の同意を得ていない市町村であって、知事がその旨を告示した市町村

二 法第7条第1項ただし書の同意を得た市町村のうち、景観行政団体となっていない市町村であって、知事がその旨を告示した市町村

3 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる市町村について知事が法第七条第1項ただし書の

同意をしないこととした場合又は前項第二号に掲げる市町村が景観行政団体とならないこととなった場合において、その事実を知事が告示したときは、当該市町村の区域については、当該告示の日から起算して90日を経過した日（附則第6項において「経過日」という。）から、改正後の埼玉県景観条例の規定を適用する。

- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第5条第2項の規定により定められている公共事業等景観形成指針は、改正後の埼玉県景観条例第19条第2項の規定により定められた公共事業景観形成指針とみなす。
- 5 この条例の施行の日前に改正前の条例第13条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による通知がなされた大規模行為（当該大規模行為のうち、附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の条例の規定が適用される行為を除く。）であって、この条例の施行の日以後も引き続き行われているものについては、なお従前の例による。
- 6 経過日前に、附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の条例第13条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による通知がなされた、附則第3項の告示に係る市町村の区域内の大規模行為であって、経過日以後も引き続き行われているものについては、なお従前の例による。



## 6 埼玉県景観規則



制定	平成	元年	3月31日	規則第44号
改正	平成	6年	3月25日	規則第15号
改正	平成	12年	3月28日	規則第25号
改正	平成	14年	6月28日	規則第86号
改正	平成	19年	3月30日	規則第36号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 景観計画

第1節 景観計画に係る軽微な変更（第2条）

第2節 行為の規制等に係る手続等（第3条—第10条）

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の提案等（第11条—第19条）

第3章 景観協定（第20条—第22条）

第4章 景観整備機構（第23条・第24条）

第5章 景観形成協定（第25条—第32条）

第6章 公共事業景観形成指針（第33条・第34条）

第7章 雑則（第35条）

附則

第1章 総則（趣旨）

第1条 この規則は、埼玉県景観条例（平成19年埼玉県条例第46号。以下「条例」という。）及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 景観計画

第1節 景観計画に係る軽微な変更

第2条 条例第5条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 法第8条第2項第一号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）の変更のうち、次に掲げる事実により当該市町村の区域を景観計画区域から除外するもの

イ 景観計画区域内の市町村が法第7条第1項に規定する景観行政団体となったこと。

ロ 市町村の廃置分合又は境界変更があったこと。

二 法令の改正等に伴い用字又は用語の修正をす

ることその他の形式的な変更

第2節 行為の規制等に係る手続等

（届出対象行為に係る区域及び届出書等）

第3条 条例第7条第1項の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一 条例第4条第1項第二号に規定する特定課題対応区域（以下「特定課題対応区域」という。）の全部の区域

二 条例第4条第1項第三号に規定する景観形成推進区域となる前に特定課題対応区域であった区域のうち、当該特定課題対応区域であった区域の全部の区域

2 法第16条第1項の規定による届出は、様式第1号の景観計画区域内における行為の届出書を知事に提出することにより行わなければならない。

3 条例第7条第2項の規則で定める縮尺は、次の各号に掲げる図面に応じ、当該各号に定める縮尺とする。

一 条例第7条第2項第一号の図面 縮尺2, 500分の1以上のもの

二 条例第7条第2項第三号の図面 縮尺100分の1以上のもの

4 条例第7条第2項第四号及び第4項に規定する景観形成基準対応説明書の様式は、様式第2号のとおりとする。

5 条例第7条第2項第五号の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

一 次に掲げる基準に適合する図書

イ すべての立面を表示した4面以上の立面図（知事が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図）であること。

ロ 植栽により遮へいする場合は、その樹種、樹高及び植樹する本数が表示されていること。

ハ 鋼板等により遮へいする場合は、当該遮へいするものとして図示された部分に当該遮へいするものに施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示（日本工業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性による色の表示をいう。以下同じ。）が記載されていること。

ニ 縮尺100分の1以上のものであること。

二 前号に掲げるもののほか、参考となるべき事

項を記した図書

6 条例第7条第4項の規則で定める図書は、次に掲げる基準に適合する図書とする。

- 一 すべての立面を表示した4面以上の立面図（知事が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図）であること。
- 二 建築物（法第7条第2項に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）として図示された部分に当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されてい

ること。

三 縮尺100分の1以上のものであること。

7 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第1項の届出書には、同条第2項第一号ニの図書の添付を要しないものとする。

（適用除外となる規模等）

第4条 条例第7条第6項第一号の規則で定める規模は、次の表の上欄に掲げる区域に応じ、同表の中欄に掲げる行為の種類ごとに、同表の下欄に掲げる規模とする。

区域	行為の種類	規 模
一般課題対	一 建築物の新築、増築、改築又は移転（以下この項において「新築等」という。）	次のイ又はロに掲げる建築物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模 イ ロに該当する建築物以外の建築物 新築等後の高さが15m かつ建築面積が1,000㎡ ロ 高さが15mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超える建築物 増築、改築又は移転（以下この項において「増築等」という。）により増加する建築面積が10㎡
	二 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「建築物の修繕等」という。）	次のイ又はロに掲げる建築物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模 イ ロに該当する建築物以外の建築物 すべての規模 ロ 高さが15mを超え、又は建築面積1,000㎡を超える建築物 外観のうち、建築物の修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1
	三 工作物の新設、増築、改築又は移転（以下この項において「新設等」という。）	次のイ又はロに掲げる工作物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模 イ 次項に規定する工作物に該当するもの 次の(1)又は(2)に掲げる工作物の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める規模 (1) (2)に該当する工作物以外の工作物 新設等後の高さが15m (2) 建築物に付設される工作物 新設等後の上端の地盤面からの高さが15m ロ 次項に規定する工作物に該当しないもの すべての規模

<p>応 区 域</p>	<p>四 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「工作物の修繕等」という。）</p>	<p>次のイ又はロに掲げる工作物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模</p> <p>イ 次項に規定する工作物に該当するもの 次の(1)から(3)までに掲げる工作物の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める規模</p> <p>(1) 高さが15m以下の工作物（(2)又は(3)(ニ)に該当するものを除く。） すべての規模</p> <p>(2) 建築物に付設されている工作物で、その上端の地盤面からの高さが15m以下のもの すべての規模</p> <p>(3) 次の(一)又は(ニ)に掲げる工作物 外観のうち、工作物の修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1</p> <p>(一) 高さが15mを超える工作物（(ニ)に該当するものを除く。）</p> <p>(ニ) 建築物に付設されている工作物で、その上端の地盤面からの高さが15mを超えるもの</p> <p>ロ 次項に規定する工作物に該当しないもの すべての規模</p>
<p>特 定 課 題</p>	<p>一 建築物の新築等</p> <p>二 建築物の修繕等</p> <p>三 工作物の新設等</p>	<p>次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、当該イからハまでに定める規模</p> <p>イ ロ又はハに該当する建築物以外の建築物 新築等後の建築面積が200㎡</p> <p>ロ 一戸建住宅（専ら住居の用に供するものに限る。以下この項において同じ。） すべての規模</p> <p>ハ ロに該当する建築物以外の建築物（建築面積が200㎡を超えるものに限る。） 増築等により増加する建築面積が10㎡</p> <p>次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、当該イからハまでに定める規模</p> <p>イ ロに該当する建築物以外の建築物（建築面積が200㎡以下のものに限る。） すべての規模</p> <p>ロ 一戸建住宅 すべての規模</p> <p>ハ ロに該当する建築物以外の建築物（建築面積が200㎡を超えるものに限る。） 外観のうち、建築物の修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1</p> <p>次のイ又はロに掲げる工作物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模</p> <p>イ 次項に規定する工作物に該当するもの 次の(1)又は(2)に掲げる工作物の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める規模</p> <p>(1) (2)に該当する工作物以外の工作物 新設等後の高さが10m</p> <p>(2) 建築物に付設される工作物 新設等後の上端の地盤面からの高さが10m</p> <p>ロ 次項に規定する工作物に該当しないもの すべての規模</p>

対 応 区 域	四 工作物の修繕等	<p>次のイ又はロに掲げる工作物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模</p> <p>イ 次項に規定する工作物に該当するもの 次の(1)から(3)までに掲げる工作物の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める規模</p> <p>(1) 高さが10m以下の工作物 ((2)又は(3)(ニ)に該当するものを除く。) すべての規模</p> <p>(2) 建築物に付設されている工作物で、その上端の地盤面からの高さが10m以下のもの すべての規模</p> <p>(3) 次の(一)又は(ニ)に掲げる工作物 外観のうち、工作物の修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1</p> <p>(一) 高さが10mを超える工作物 ((ニ)に該当するものを除く。)</p> <p>(ニ) 建築物に付設されている工作物で、その上端の地盤面からの高さが10mを超えるもの</p> <p>ロ 次項に規定する工作物に該当しないもの すべての規模</p>
	五 物件の堆積（条例第7条第1項に規定する物件の堆積をいう。第6条第1項第二号イ及びハにおいて同じ。）	行為の対象となる土地の面積が500㎡かつ堆積の高さが1.5m

2 条例第7条第6項第一号ロの規則で定める工作物は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項各号に掲げる工作物（同項第二号に掲げるものにあつては、高さが15mを超える旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを含む。）、同令第138条第2項各号に掲げる工作物又は同条第3項各号に掲げる工作物（第6条第1項第一号ロ(2)において「特定工作物」という。）とする。

3 条例第7条第6項第三号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域
- 二 自然公園法（昭和32年法律第161号）第

2条第一号に規定する自然公園の区域

- 三 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第4条第2項第三号に規定する近郊緑地特別保全地区の区域
- 四 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第七号に規定する風致地区の区域
- 五 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項に規定する特別緑地保全地区の区域
- 六 埼玉県自然環境保全条例（昭和49年埼玉県条例第4号）第14条第1項に規定する県自然環境保全地域のうち同条例第17条第1項の規定により指定された特別地区の区域
- 七 法第55条第1項に規定する景観農業振興地域整備計画の区域
- 八 特定課題対応区域であり、かつ、法第16条第7項第十号に規定する地区計画等の区域（景

観法施行令（平成16年政令第398号）第9条に規定する地区計画等の区域を除く。）であるもののうち、景観形成のための措置が講じられていると知事が認めるもの

（変更届出書）

第5条 法第16条第2項の規定による届出は、様式第3号の景観計画区域内における行為の変更届出書に、同条第1項の規定による届出に添付した図書（当該変更が同条第2項の規定による届出をしたものに係る2回目以降の変更である場合は、同条第1項及び第2項の規定により届け出た際に添付した図書）のうち、当該変更に関係のあるものであって当該変更の内容を表示したものを添付して、知事に提出することにより行わなければならない。

（届出対象行為に係る事前の指導）

第6条 条例第8条第1項の指導又は助言を求めようとする者は、様式第4号の届出対象行為に係る事前指導等の申出書に、次の各号に掲げる行為の種類に応じ、当該各号に掲げる図書のうち、知事が必要と認めるものを添付して、知事に提出しなければならない。

一 法第16条第1項第一号又は第二号に掲げる行為次のイからハまでに掲げる図書

イ 省令第1条第2項第一号イからハまでに掲げる図書

ロ 次に掲げる基準に適合する図書

(1) すべての立面を表示した4面以上の立面図（知事が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図）であること。

(2) 建築物又は特定工作物として図示された部分に当該建築物又は特定工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。

(3) 縮尺100分の1以上のものであること。

ハ 様式第2号の景観形成基準対応説明書

二 条例第7条第1項の行為 次のイからハまでに掲げる図書

イ 物件の堆積を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

ロ 当該土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真

ハ 当該土地の区域内における物件の堆積を行う位置並びに堆積の方法及び高さを表示する図面で縮尺100分の1以上のもの

ニ 次に掲げる基準に適合する遮へい物に関する図書

(1) すべての立面を表示した4面以上の立面図（知事が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図）であること。

(2) 植栽により遮へいする場合は、その樹種、樹高及び植樹する本数が表示されていること。

(3) 鋼板等により遮へいする場合は、当該遮へいするものとして図示された部分に当該遮へいするものに施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。

(4) 縮尺100分の1以上のものであること。

ホ 様式第2号の景観形成基準対応説明書

2 条例第8条第2項の規定による通知は、様式第5号の届出対象行為に係る事前指導等の終了通知書により行うものとする。

（勧告及び公表に対する意見）

第7条 法第16条第3項の規定による勧告は、様式第6号の勧告書により行うものとする。

2 知事は、条例第9条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与える旨その他必要な事項を通知するものとする。

3 前項の通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内（法第18条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると知事が認める場合は、5日以

内)に、様式第7号の勧告の公表に対する意見書により意見を述べなければならない。

(行為の着手制限の期間短縮)

第8条 条例第10条第2項の規定による通知は、様式第8号の行為の着手制限の期間短縮通知書により行うものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第9条 法第16条第5項の規定による通知は、様式第9号の景観計画区域内における行為の通知書を知事に提出することにより行うものとする。この場合において、当該通知には、省令第1条第2項及び第3項並びに条例第7条第2項及び第4項の規定の例により図書を添付するものとする。

(身分証明書)

第10条 法第17条第8項の身分を示す証明書の様式は、様式第10号のとおりとする。

### 第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の提案等

(景観重要建造物の指定の提案)

第11条 法第20条第1項又は第2項の規定による提案は、様式第11号の景観重要建造物指定提案書を知事に提出することにより行わなければならない。

(景観重要建造物の標識の設置)

第12条 法第21条第2項の標識は、様式第12号の景観重要建造物指定標識のとおりとする。

2 前項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更許可の申請)

第13条 法第22条第1項の許可を受けようとする者は、様式第13号の景観重要建造物現状変更許可申請書を知事に提出しなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第14条 条例第15条第4号の規則で定めるものは、木竹の成長、枯死等により景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときに直ちに知事と協議して、当該景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐ措置を講ずることとする。

(景観重要樹木の指定の提案)

第15条 法第29条第1項又は第2項の規定による提案は、様式第14号の景観重要樹木指定提案書を知事に提出することにより行わなければならない。

(景観重要樹木の標識の設置)

第16条 法第30条第2項の標識は、様式第15号の景観重要樹木指定標識のとおりとする。

2 前項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の現状変更許可の申請)

第17条 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、様式第16号の景観重要樹木現状変更許可申請書を知事に提出しなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第18条 条例第17条第3号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
- 二 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときに直ちに知事と協議して、当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者の変更の届出)

第19条 法第43条の規定による届出は、様式第17号の所有者変更届出書を知事に提出することにより行わなければならない。

### 第3章 景観協定

(景観協定の認可の申請)

第20条 法第81条第4項の認可を受けようとする者は、様式第18号の景観協定認可申請書に、次に掲げる図書を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 当該景観協定に係る協定書の写し
- 二 様式第19号の景観協定に関する調書
- 三 当該景観協定の目的となる土地の区域を表示する図面
- 四 当該景観協定の目的となる土地の位置を表示する図面(縮尺5万分の1以上で方位及び縮尺を表示したものに限る。次条第四号及び第22



条第四号において「景観協定に係る位置図」という。）

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(景観協定の変更認可の申請)

第21条 法第84条第1項の認可を受けようとする者は、様式第20号の景観協定変更認可申請書に、次に掲げる図書を添付して、知事に提出しなければならない。

一 当該変更後の景観協定に係る協定書の写し  
二 様式第19号の景観協定に関する調書  
三 当該変更後の景観協定の目的となる土地の区域を表示する図面

四 景観協定に係る位置図

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(景観協定の廃止認可の申請)

第22条 法第88条第1項の認可を受けようとする者は、様式第21号の景観協定廃止認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 法第88条第1項の合意を証する書類  
二 当該景観協定の目的となる土地の区域を表示する図面

三 様式第19号の景観協定に関する調書

四 景観協定に係る位置図

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

#### 第4章 景観整備機構

(景観整備機構の指定の申請)

第23条 法第92条第1項の申請は、様式第22号の景観整備機構指定申請書に、次に掲げる図書を添付して、知事に提出することにより行わなければならない。

一 定款又は寄附行為

二 指定を受けようとする年度の前年度の事業実績(前年度の決算が完結していない場合は、前々年度の事業実績)を記載した書類

三 指定を受けようとする年度の事業計画(当該年度の事業計画を決定していない場合は、前年

度の事業計画)を記載した書類

四 指定を受けようとする年度の前年度の決算書の写し(前年度の決算が完結していない場合は、前々年度の決算書の写し)

五 指定を受けようとする年度の収支予算書の写し(当該年度の収支予算書を決定していない場合は、前年度の収支予算書の写し)

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(景観整備機構の届出事項の変更の届出)

第24条 法第92条第3項の規定による届出は、様式第23号の景観整備機構届出事項変更届出書を知事に提出することにより行わなければならない。

#### 第5章 景観形成協定

(景観形成協定の認定の申請)

第25条 条例第18条第1項の規定による申請は、様式第24号の景観形成協定認定申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第26条 景観形成協定の目的となる土地の所有権又は当該土地に係る借地権(法第11条第1項に規定する借地権をいう。以下この条において同じ。)が数人の共有に属するときは、条例第18条第1項第二号の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権を有する者として計算するものとする。

(景観形成協定に係る添付図書)

第27条 条例第18条第2項第三号に規定する書類は、様式第25号の景観形成協定に関する調書により作成しなければならない。

2 条例第18条第2項第四号の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

一 当該景観形成協定の目的となる土地の位置を表示する図面(縮尺5万分の1以上で方位及び縮尺を表示したものに限る。第30条第2項第三号及び第32条第四号において「景観形成協定に係る位置図」という。)

二 申請者が条例第18条第1項に規定する代表者であることを証する書類

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(景観形成協定の認定の基準)

第28条 条例第18条第3項第三号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 景観形成協定の目的となる土地の区域は、その境界が明確に定められていること。

二 条例第18条第1項第三号口の景観形成のための事項は、法第8条第2項第二号の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に適合していること。

三 条例第18条第1項第三号口(6)に規定する農用地の保全又は利用に関する事項は、法第55条第1項の景観農業振興地域整備計画が定められている場合は、当該計画に適合していること。

四 景観形成協定の有効期間は、5年以上30年以下であること。

(景観形成協定の認定書)

第29条 条例第18条第5項の規則で定める認定書の様式は、様式第26号の景観形成協定認定書のとおりとする。

(景観形成協定の変更の届出)

第30条 条例第18条第7項の規定による届出は、様式第27号の景観形成協定変更届出書を知事に提出することにより行わなければならない。

2 条例第18条第7項に規定する図書として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該変更後の景観形成協定の目的となる土地の区域を表示する図面

二 様式第25号の景観形成協定に関する調書

三 景観形成協定に係る位置図

四 届出者が条例第18条第7項に規定する代表者であることを証する書類

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(景観形成協定の取消しの通知)

第31条 条例第18条第8項の規定による通知は、様式第28号の景観形成協定認定取消通知書により行うものとする。

(景観形成協定の廃止の届出)

第32条 条例第18条第10項の規定による届出は、様式第29号の景観形成協定廃止届出書に、次に掲げる図書を添付して、知事に提出することにより行わなければならない。

一 当該景観形成協定を廃止する旨の合意を証する書類

二 当該景観形成協定の目的となる土地の区域を表示する図面

三 様式第25号の景観形成協定に関する調書

四 景観形成協定に係る位置図

五 届出者が条例第18条第10項に規定する代表者であることを証する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

## 第6章 公共事業景観形成指針

(公共事業景観形成指針の軽微な変更)

第33条 条例第19条第5項の規則で定める軽微な変更は、法令の改正等に伴い用字又は用語の修正をすることその他の形式的な変更とする。

(国等の機関)

第34条 条例第20条の規則で定める法人は、土地区画整理組合、市街地再開発組合、埼玉県道路公社、独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社その他道路、橋梁又は河川の整備を行う法人とする。

## 第7章 雑則

(委任)

第35条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 条例附則第2項の規定により、なおその効力を有することとされる条例による改正前の埼玉県景観条例(平成元年埼玉県条例第42号)の規定の適用を受ける市町村の区域については、同項に規定する期間は、改正前の埼玉県景観条例施行規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。